
広陵町こども計画

(令和8年度～令和11年度)

【素案】

令和7年11月

広陵町

「はじめに」（町長挨拶）掲載予定

目次

第1章 計画策定にあたって 1

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ・関連計画との連携	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画策定の方法について	4

第2章 こども・若者を取り巻く状況 5

1 人口の状況	5
2 世帯の状況	7
3 婚姻・離婚の状況	8
4 出生の状況	9
5 就労の状況	10
6 こどもに関する施設の状況	12
7 相談・支援等の状況	16
8 障がい児等の状況	20
9 いじめ・不登校の状況	22
10 住民ニーズの状況	24
11 ワークショップによる意見聴取	63
12 対応すべき課題	68

第3章 計画の基本理念 72

1 基本理念	72
2 基本目標	73
3 施策体系	74
4 重点施策	75

第4章 施策の展開 76

基本目標 1 こどもが主役となる環境づくり	76
基本目標 2 こどもが自分らしく育つ環境づくり	83
基本目標 3 こどもも親も切れ目なく支援する環境づくり	89
基本目標 4 子育てと仕事のバランスを支援する環境づくり	102

第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標 108

1 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像	108
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	109
3 教育・保育提供区域の設定	111
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	113
5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	129
6 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	129

第6章 計画の推進 130

1 計画の推進に向けて	130
2 計画の進行管理	131

資料編 132

1 計画策定について	132
2 用語解説	137

○本計画における「子ども」表記について

子ども基本法（令和4年法律第77号）において、「子ども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、すべての子どもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で区切ることのないよう、「子ども」表記をしています。

これを踏まえ、下記の基準により、本計画においても「子ども」で表記しています。

（1）特別な場合を除き、平仮名表記の「子ども」を用いる。

（2）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：子供・若者育成支援推進大綱における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名、組織名や施設名称

○本計画における「障がい」の表記について

本計画ではハンディキャップのある障がい者ご自身の心中と、「害」という漢字が与える印象を配慮して、「害」という文字を「がい」とひらがな表記しています。

法令用語や固有名詞などは、文字を変更することにより、本来示すべき対象が特定できなくなるおそれもありますが、文中に「障害」と「障がい」とが混在し、混乱を引き起こすことを避けるために、法令名、法令用語、国の指針など、固有名詞も含めて「障がい」と表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、子ども・若者を取り巻く状況は、貧困を始め、虐待、いじめや体罰・不適切な指導、不登校、障がいなど多岐にわたっており、様々な背景により、深刻化・複合化しています。このような困難な状況に置かれた子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長し、生活を送ることができる社会であることが求められています。

このような状況に対し、国においては令和5年4月、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することを目的とした「子ども基本法」が施行されました。

また、同年12月、子ども施策を総合的に推進するため、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正）に基づく3つの子どもに関する大綱を一元化し、3大綱の抱える課題の更なる改善や「子どもまんなか社会」の実現を目指すべく「子ども大綱」が策定されました。

「子ども大綱」では、全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

本町では、住民の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成27年3月に「ともに子育てを支え合う地域づくり」を基本理念に「広陵町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定しました。次いで、令和2年3月には第2期計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、畿央大学付属広陵こども園の開園など保育施設の整備をはじめ、広陵町こども家庭センターの開設により、包括的な相談支援体制の拡充などを推進してきました。また、令和7年3月には第3期計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定し、放課後児童対策、乳児等通園支援事業の整備、子育て応援サイトの構築などを計画に位置づけました。

このたび、「子ども大綱」の目指す「子どもまんなか社会」の実現に向け、第3期子ども・子育て支援事業計画と共に「子ども・若者計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含した「広陵町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

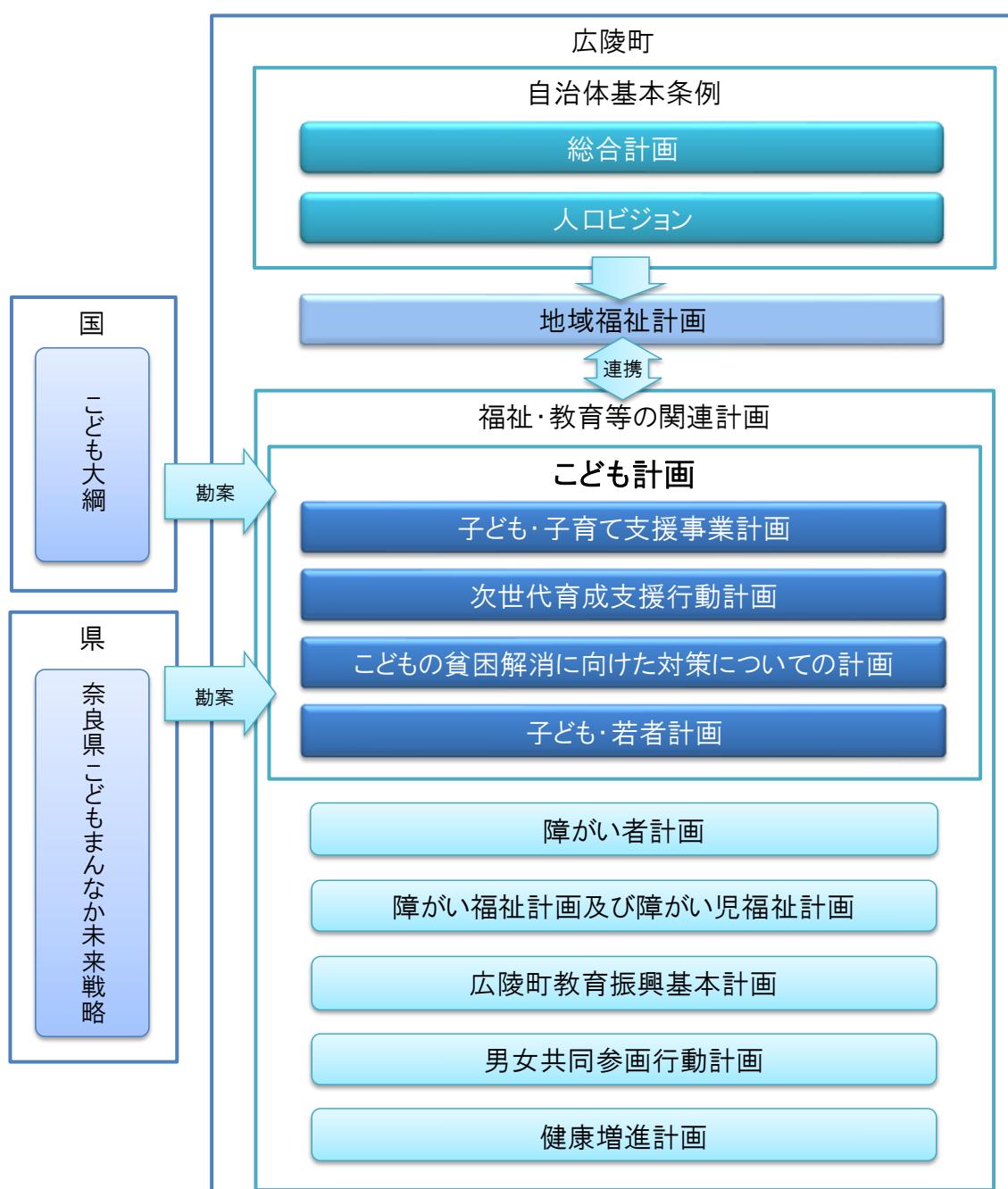
2 計画の位置づけ・関連計画との連携

本計画は、子ども基本法第10条の規定に基づき、子ども大綱及び都道府県子ども計画を勘案し、計画を定めるよう努めるものとされています。また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めています。

さらに、町の福祉・教育等の関連計画と連携を図りながら策定していきます。

また、障がい児に関わる事項については、「障がい児福祉計画」との連携を図りながら計画を策定します。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画は、子ども大綱「子ども施策を推進するために必要な事項」において、概ね5年を目途に子ども大綱を見直すとされていることに基づき、子ども・子育て支援事業計画（第3期）を令和7年度から令和11年度までの5年間、子ども計画を令和8年度から令和11年度の4年間を計画期間として策定します。

【計画の期間】



4 計画の対象

本計画は、全ての子ども・若者を対象とします。年齢で必要なサポートが途切れることなく、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らせるよう支えていくものです。また、子育て当事者も対象とするほか、子ども・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

【本計画内でのライフステージごとの定義】

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生～ 概ね18歳 (高校生年代)	概ね18～39歳

なお、本計画が対象とする「子ども」は、子ども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」とし、「若者」は、思春期のうち高校生年代と青年期の者としています。

5 計画策定の方法について

本計画の内容については、地域の実情に応じた計画とするため、子どもの保護者、関係団体、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、若者等で構成された「広陵町子ども・子育て会議」において審議・検討を行っています。

また、計画の策定にあたっては、本計画に内包されている第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり保育ニーズや町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、令和5年12月に就学前児童・小学生児童の保護者を対象として、国の示した「子ども・子育て支援ニーズ調査」に基づくアンケート調査を行い、小・中学生の児童生徒を対象として、生活状況や将来についての考え方を把握するためのアンケート調査を行いました。

また、子ども・若者を取り巻く現状や意識などを把握し、子ども・若者が持つ意見の聴取を目的に、令和6年12月に小学5年生、中学2年生の子どもと保護者及び15歳～39歳の町内在住者を対象にアンケート調査を行いました。

子どもの意見聴取については、直接意見を聴取することを目的に、令和7年7月～8月に町内小・中・高・大学に通う子ども・若者を対象にワークショップを開催しました。

さらに、計画への住民の意見・要望を把握するための一般向けパブリックコメントと子ども向けのパブリックコメントを実施しました。

第2章 こども・若者を取り巻く状況

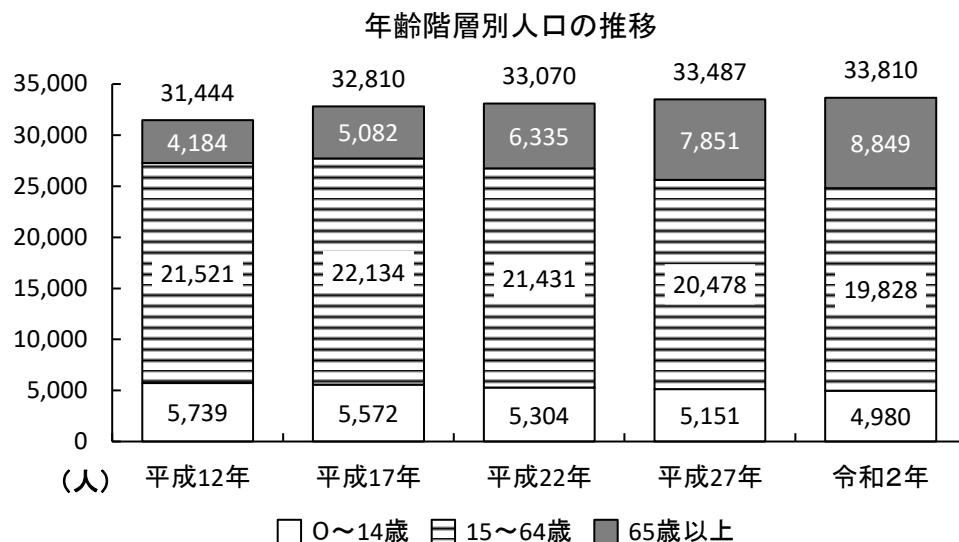
1 人口の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、33,810人（令和2年国勢調査）で、近年の推移をみると平成17年では32,810人から、平成22年の33,070人、平成27年の33,487人と一貫して増加傾向にあります。

人口構造をみると、高齢者人口（65歳以上）は人数、割合ともに増加している一方、0～14歳の年少人口は減少しており、令和2年の年少人口割合は14.7%となっています。

また、年齢階層別人口割合（令和2年国勢調査）を国、県と比較すると、年少人口割合が国や県を上回り、高齢者人口割合は下回ります。

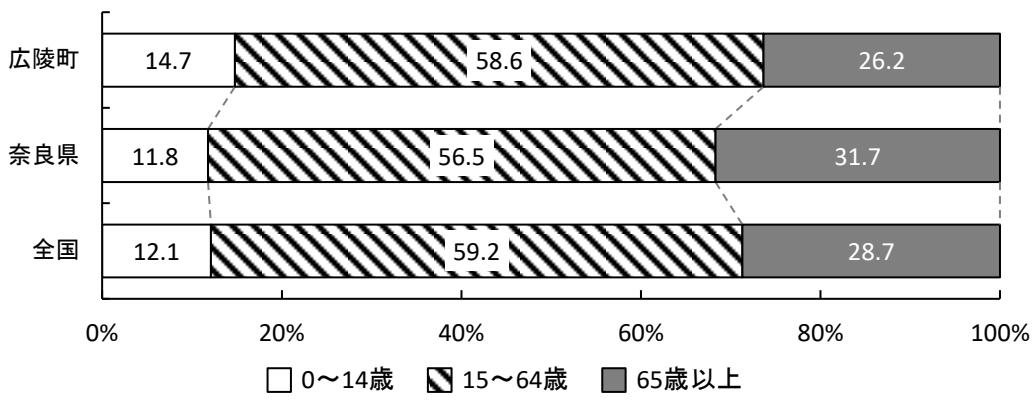


	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口(人)	31,444	32,810	33,070	33,487	33,810
年少人口(0～14歳)	5,739	5,572	5,304	5,151	4,980
構成比(%)	18.3	17.0	16.0	15.4	14.7
生産年齢人口(15～64歳)	21,521	22,134	21,431	20,478	19,828
構成比(%)	68.4	67.5	64.8	61.2	58.6
高齢者人口(65歳以上)	4,184	5,082	6,335	7,851	8,849
構成比(%)	13.3	15.5	19.2	23.4	26.2
年齢不詳	0	22	0	7	153

※総人口には年齢不詳を含む。

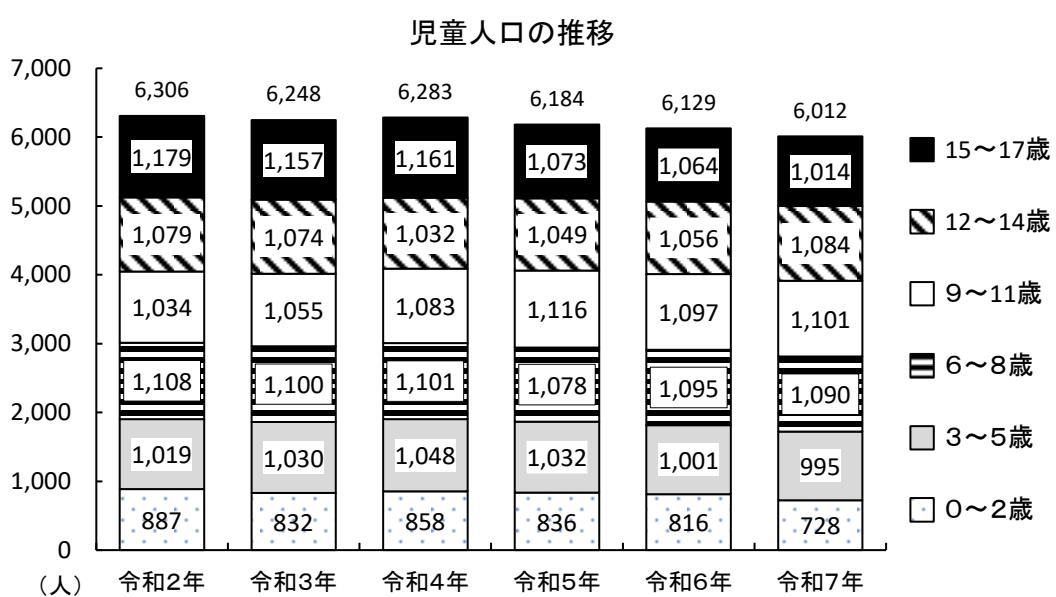
出典：国勢調査

年齢階層別人口割合の比較（令和2年）



（2）児童人口の推移

本町の児童人口（0～17歳）の推移をみると、令和2年の6,306人から令和7年では6,012人となっており、令和2年から294人の減少となっています。

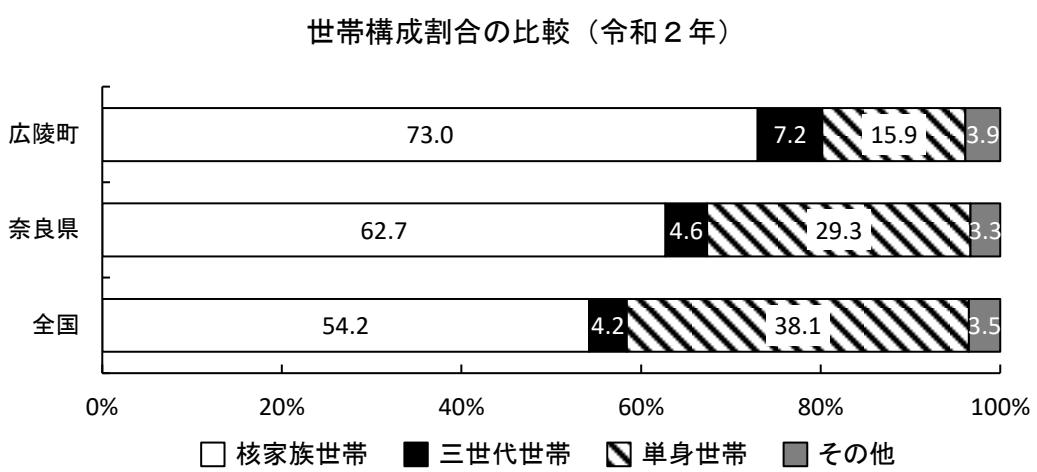
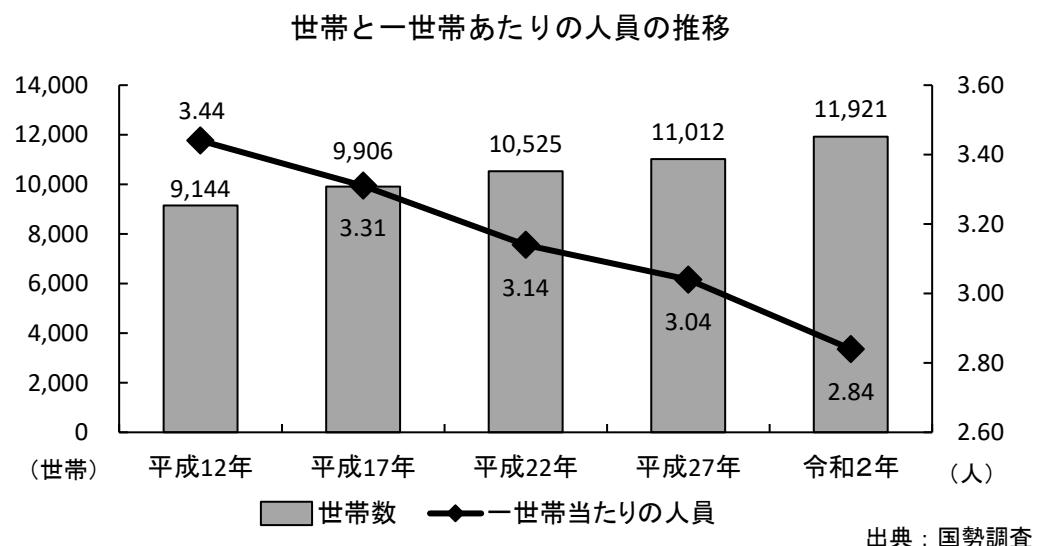


2 世帯の状況

(1) 世帯の推移

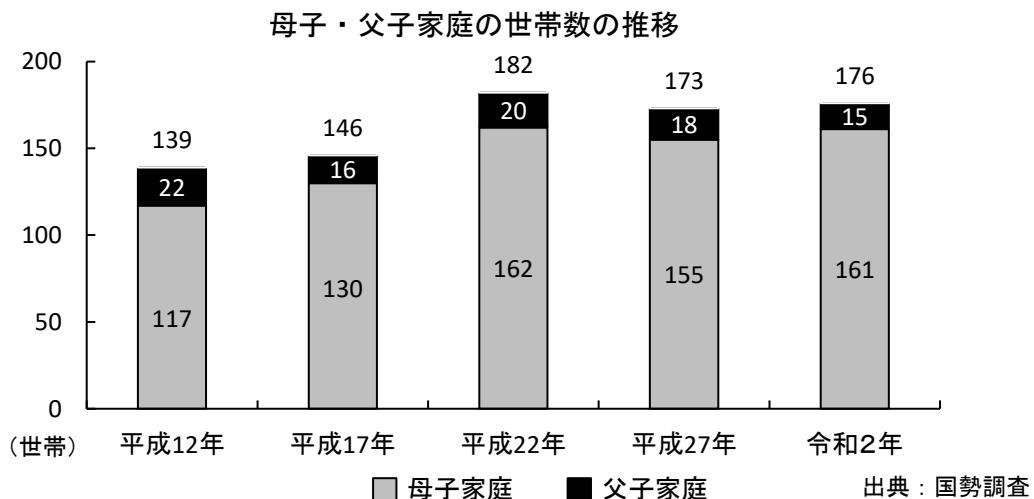
本町の世帯数は、11,921世帯（令和2年国勢調査）で、近年の推移をみると平成17年の9,906世帯から、平成22年では10,525世帯、平成27年の11,012世帯と一貫して増加傾向にあります。一方、一世帯あたりの人員は平成12年の3.44人から令和2年には2.84人へと減少しています。

また、一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）の世帯構成割合を国、県と比較すると、本町は核家族世帯が国や県を大きく上回ります。



(2) ひとり親世帯の推移

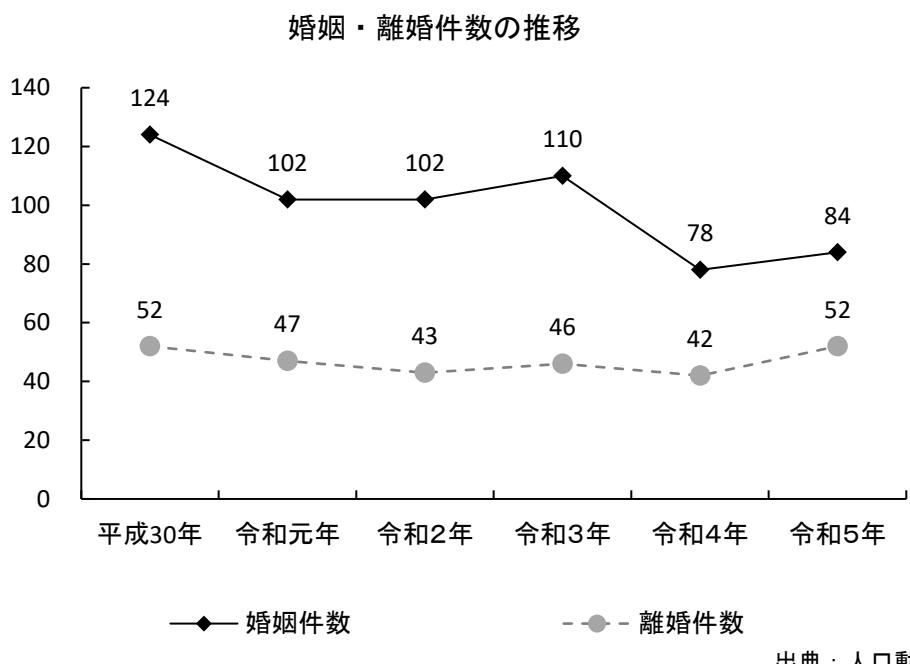
ひとり親世帯の推移をみると、平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年には173世帯に減少し、令和2年には176世帯で、うち母子家庭161世帯、父子家庭15世帯となっています。



3 婚姻・離婚の状況

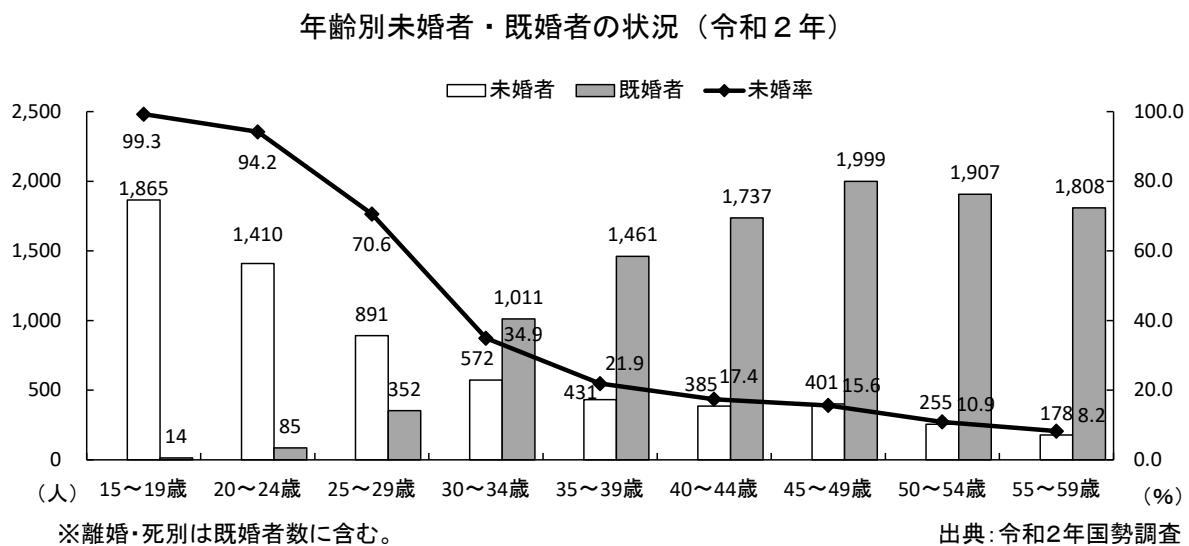
(1) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は令和3年まで100件以上で推移していましたが、令和4年以降は大幅に減少し、令和5年には84件となっています。また、離婚件数は令和4年までやや減少傾向にありましたが、令和5年には52件と増加に転じています。



(2) 未婚者数の状況

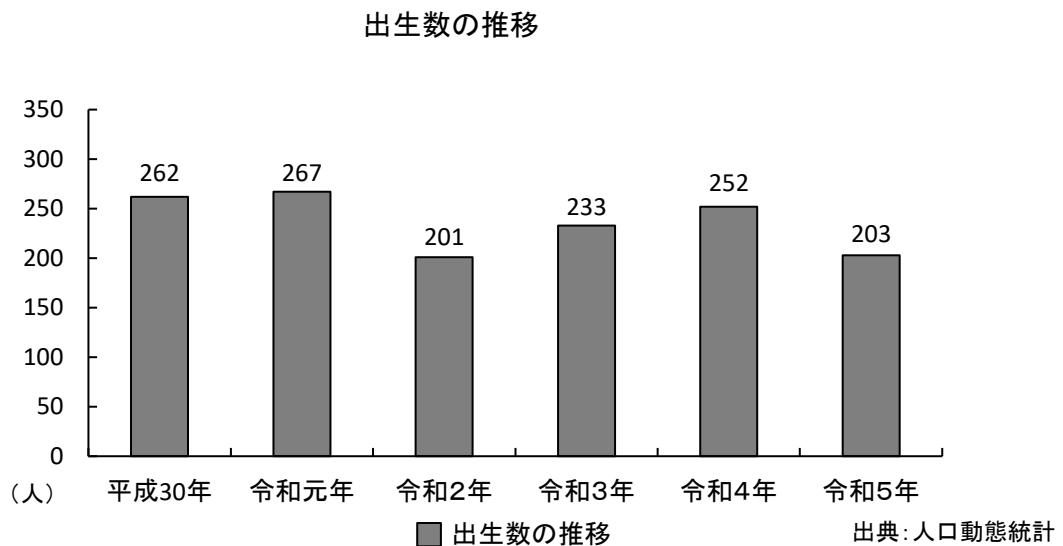
本町の年齢別の未婚者数をみると、20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。未婚率についても、20代後半では7割強（70.6%）ですが、30代前半では3割半ば（34.9%）に減少します。つまり30代前半ではおよそ6割強が既婚者ということになり、婚姻年齢の中心層であることがわかります。



4 出生の状況

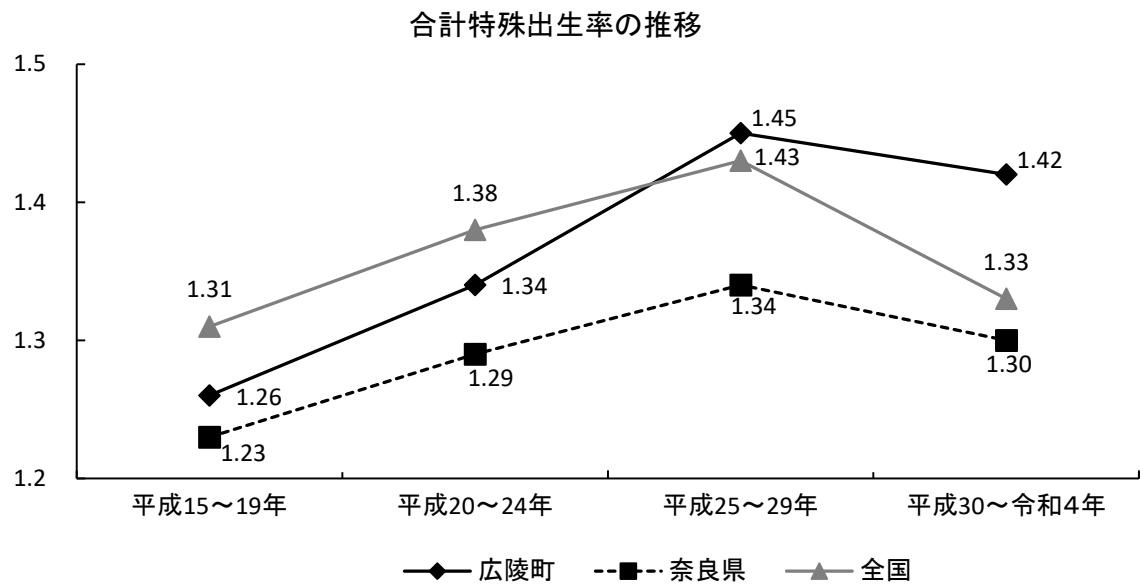
(1) 出生数の推移

本町の出生数の推移をみると、令和2年が201人と一度減少しましたが、令和4年には252人に増加しています。令和5年には再び減少し203人となっています。



(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産することの数の平均）は、平成30年～令和4年の平均合計特殊出生率で1.42と、国（1.33）と県（1.30）を上回ります。

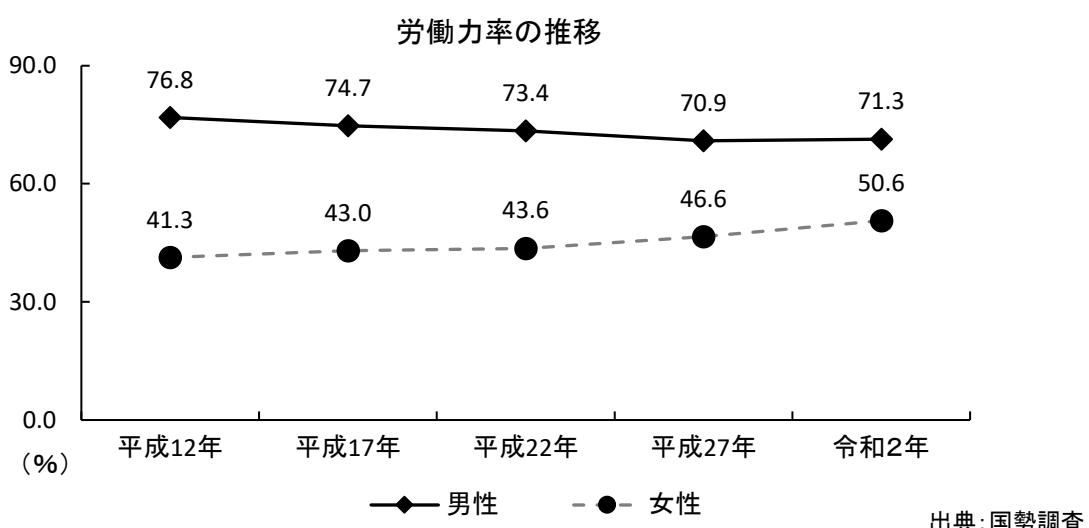


5 就労の状況

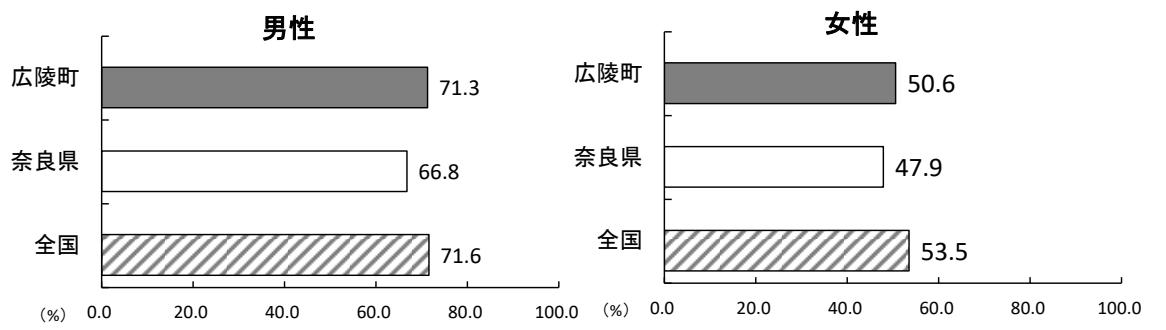
(1) 労働力率の推移

本町の労働力率（15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）の推移をみると、男性は減少傾向にありますが、女性は増加傾向にあります。

また、本町の直近の労働力率を国、県と比較すると、男性では国平均とほぼ同じ割合となっていますが、女性では国平均より低いものの、県平均を上回っています。



労働力率の比較（令和2年）



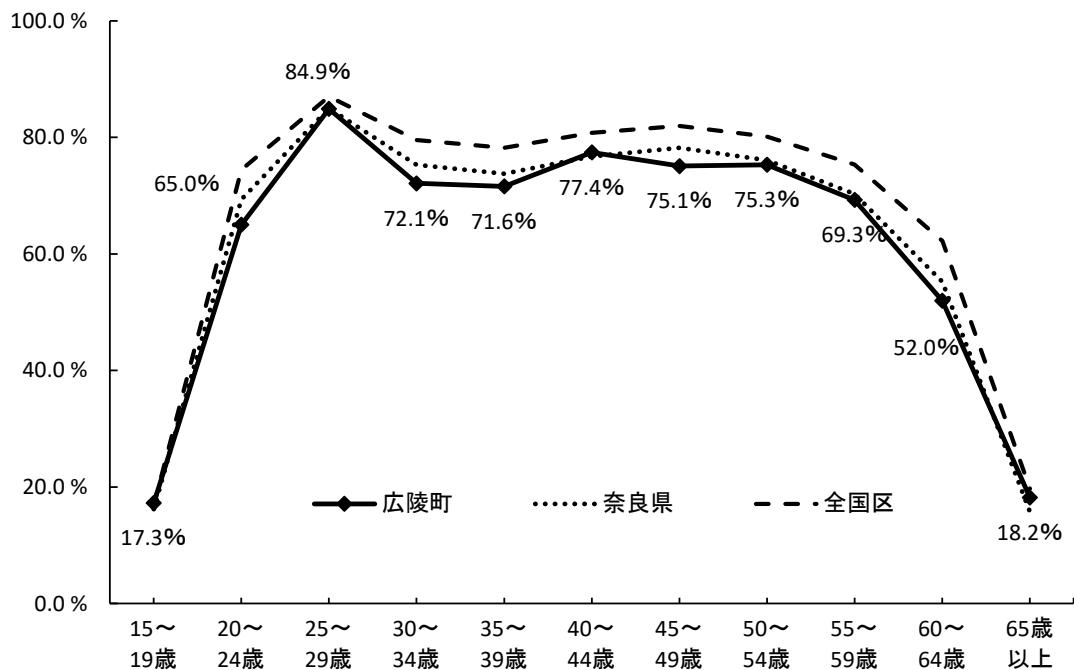
出典：令和2年国勢調査

（2）女性の年齢別就業率の状況

本町の女性の労働力率を年齢5歳階級別でみると、国に比べて、本町、県は各年齢層の労働力率がおおむね低い傾向にあります。

また、国、県と同様に30代の結婚・出産・子育て期に労働力率が一旦低下する「M字カーブ傾向」がみられます。

女性の年齢別就業率の状況（令和2年）



出典：令和2年国勢調査

6 こどもに関する施設の状況

(1) 保育園の状況

保育園の状況をみると、保育園は6か所、定員が 620 人となっています。在籍者数は 637 人となっています。

なお、広陵南保育園及び常葉保育園は令和7年度末に閉園します。

保育園の状況

名称	住所	定員	在籍者数
広陵南保育園	広陵町大字南郷1150番地	60	68
広陵西保育園	広陵町馬見南3丁目9番8号	150	144
真美北保育園	広陵町馬見北5丁目13番3号	120	118
馬見労徳保育園	広陵町大字平尾546番地	150	149
常葉保育園	広陵町大字百済1779番地3	70	83
ひだまり保育園	広陵町大字三吉1874番地2	70	75

※令和7年5月1日現在

(2) 幼稚園の状況

幼稚園の状況をみると、幼稚園は3か所、定員が 630 人となっています。在籍者数は 91 人となっています。

なお、広陵東小学校附属幼稚園は令和7年度末に、真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園は、令和8年度末に閉園します。

また、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園は令和8年度から認定こども園に移行します。

幼稚園の状況

名称	住所	定員	在籍者数
広陵東小学校附属幼稚園	広陵町大字百済 1831 番地1	140	28
真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園	広陵町馬見南2丁目1番30号	210	30
真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園	広陵町馬見北7丁目1番32号	280	33

※令和7年5月1日現在

出典:学校基本調査

(3) 認定こども園の状況

認定こども園の状況をみると、認定こども園は2か所、定員が394人となっています。在籍者数は403人となっています。

なお、令和8年度から認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園及びときわ広陵こども園の2園を開園します。

認定こども園の状況

名称	住所	定員	在籍者数
広陵北かぐやこども園	広陵町大字弁財天297番地2	220	207
畿央大学付属広陵こども園	広陵町大字平尾512番地	174	196

※令和7年5月1日現在

(4) 小規模保育事業の状況

小規模保育事業の状況をみると、小規模保育が1か所、定員が19人となっています。在籍者数は19人となっています。

小規模保育事業の状況

名称	住所	定員	在籍者数
おひさま保育園	広陵町大字笠168番地	19	19

※令和7年5月1日現在

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）の状況

放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）の状況をみると、放課後子ども育成教室は7クラブ、定員が511人、在籍児童数が736人となっています。

放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）の状況

名称	住所	定員	在籍児童数
あすなろクラブ	広陵町大字平尾542番地 広陵町大字平尾525番地8	100	150
あすなろ第二クラブ	広陵町大字平尾533番地	60	81
かしのきクラブ	広陵町大字百済1625番地1	38	152
くすのきクラブ	広陵町大字弁財天303番地 広陵町大字弁財天317番地	91	95
ひまわりクラブ	広陵町馬見南2丁目1番30号	74	105
すぎのきクラブ	広陵町馬見北7丁目1番32号	76	81
放課後児童クラブみのり広陵教室	広陵町疋田401番地2	72	72

※令和7年10月1日現在

(6) 小学校の状況

小学校の状況をみると、小学校は5校、在籍児童数が2,162人となっています。

小学校の状況

名称	住所	クラス数	在籍児童数
広陵東小学校	広陵町大字百済1625番地1	18(5)	390(24)
広陵西小学校	広陵町大字平尾542番地	31(6)	786(42)
広陵北小学校	広陵町大字弁財天303番地	15(3)	280(20)
真美ヶ丘第一小学校	広陵町馬見南2丁目1番30号	15(3)	359(15)
真美ヶ丘第二小学校	広陵町馬見北7丁目1番32号	15(3)	347(21)

※クラス数、在籍児童数は特別支援学級数と特別支援児童数を含んだ数

※括弧内は特別支援学級数と特別支援児童数の内訳

※令和7年5月1日現在

出典:学校基本調査

(7) 中学校の状況

中学校の状況をみると、中学校は2校、在籍生徒数が937人となっています。

中学校の状況

名称	住所	クラス数	在籍生徒数
広陵中学校	広陵町大字笠355番地	20(4)	598(26)
真美ヶ丘中学校	広陵町馬見中2丁目17番32号	12(3)	339(12)

※クラス数、在籍生徒数は特別支援学級数と特別支援生徒数を含んだ数

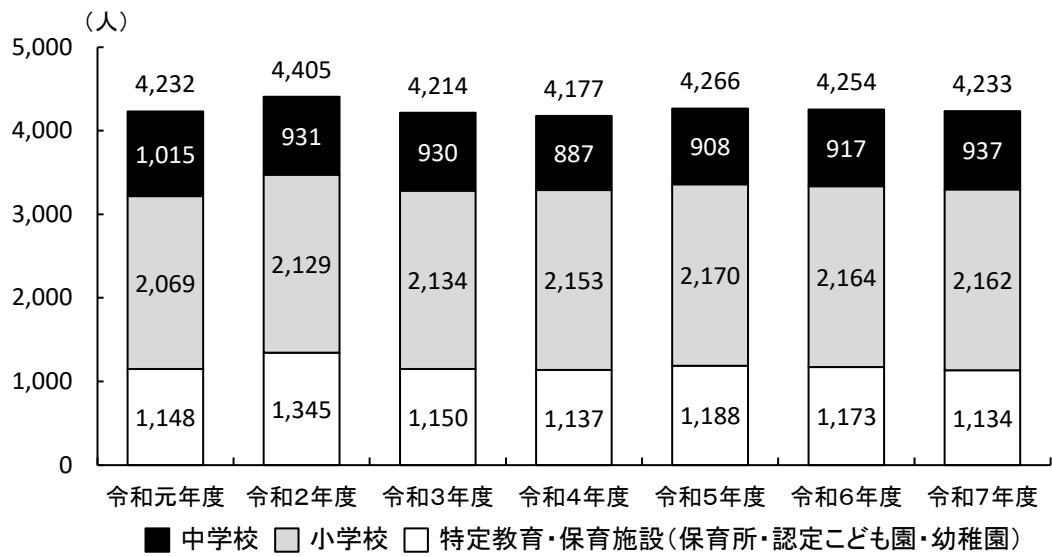
※括弧内は特別支援学級数と特別支援生徒数の内訳

※令和7年5月1日現在

出典:学校基本調査

(8) 町内教育・保育機関の児童生徒数

町内教育・保育機関の児童生徒数は、ばらつきがありますが、令和5年度以降では、全体で減少傾向となっていますが、中学校では増加傾向になっています。



各年5月1日現在

出典：中学校、小学校：教育総務課

特定教育・保育施設：こども課

(9) 地域の活動について

地域においては、行政だけでなく自治体・NPO法人・ボランティア団体などの各種団体が、こどもやその親のために数多く活動しています。

地域における各種団体の活動（例）

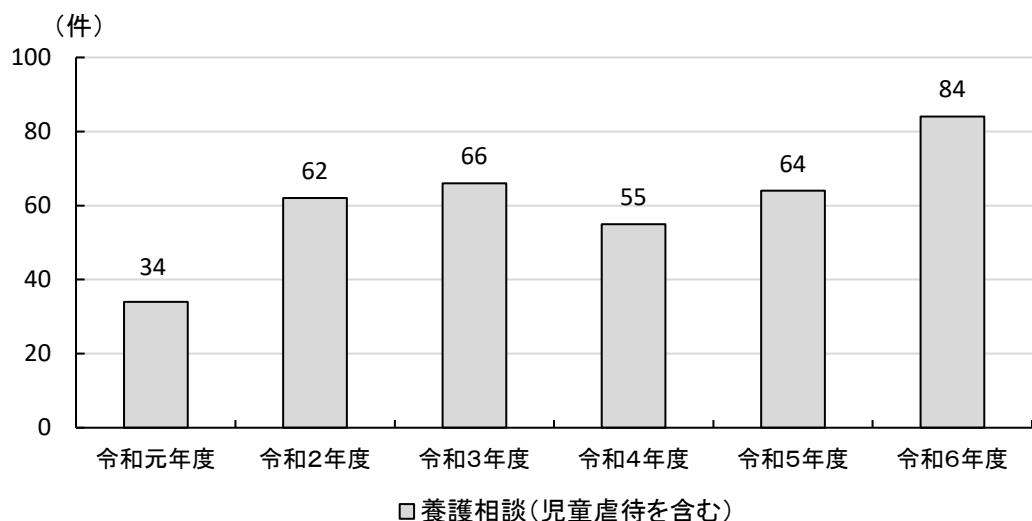
活動名	活動概要
読み聞かせ	図書館や小学校、幼稚園などで絵本や紙芝居の読み聞かせ、人形劇、影絵など、おはなし会を実施
見守り・立哨	児童・生徒の通学時の立哨活動
こども食堂	月1回公民館などで昼食の提供
こどもの居場所	第3の居場所として駄菓子屋を開催
子育て支援	訪問支援、不登校支援、託児など
体験・交流	こども向けの遊びイベントや、親子のおさんぽ会、子育ておしゃべり会、農業体験など
防犯・防災	交通安全教室、防災フェスタの開催

7 相談・支援等の状況

(1) 家庭児童相談の状況

家庭児童相談件数は、令和4年度以降増加傾向となっており令和6年度には、84件となっています。

家庭児童相談件数推移（延べ件数）

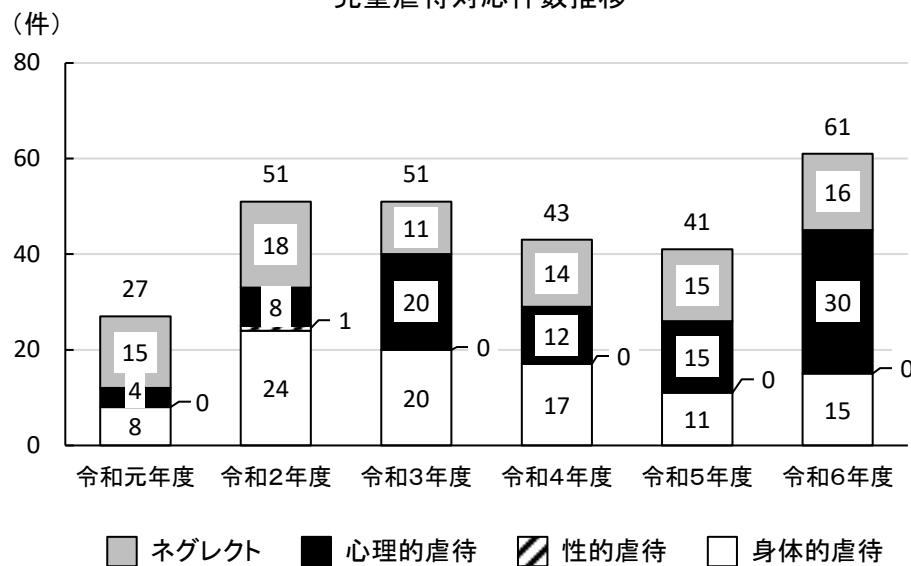


出典：子育て総合支援課、社会福祉課

(2) 児童虐待の状況

児童虐待対応件数は、令和6年度には61件と前年度より大幅に増加しています。対応内容の内訳は、年度によりばらつきがありますが、近年心理的虐待の割合が多くを占めています。

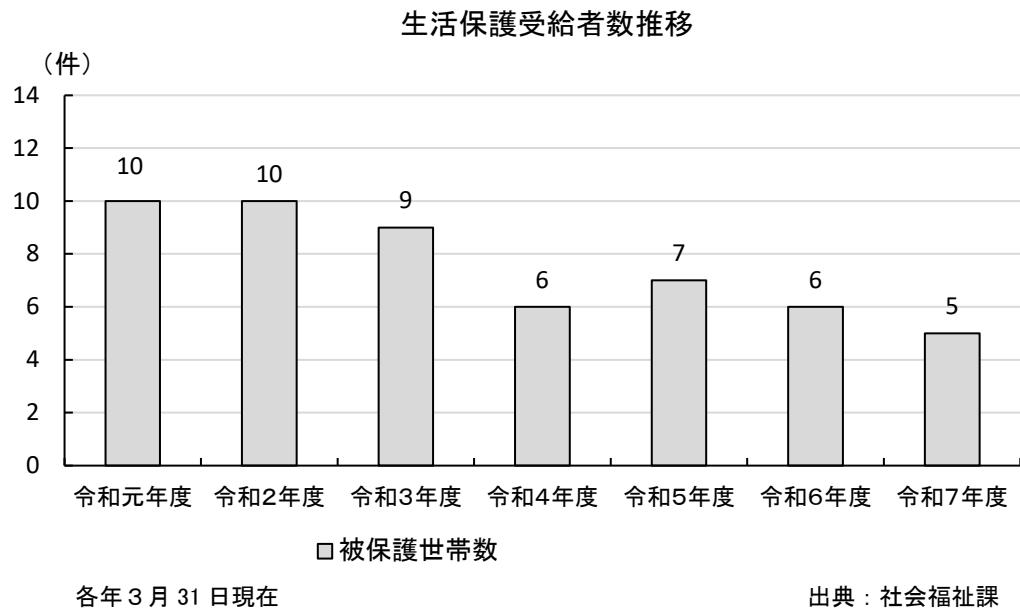
児童虐待対応件数推移



出典：子育て総合支援課

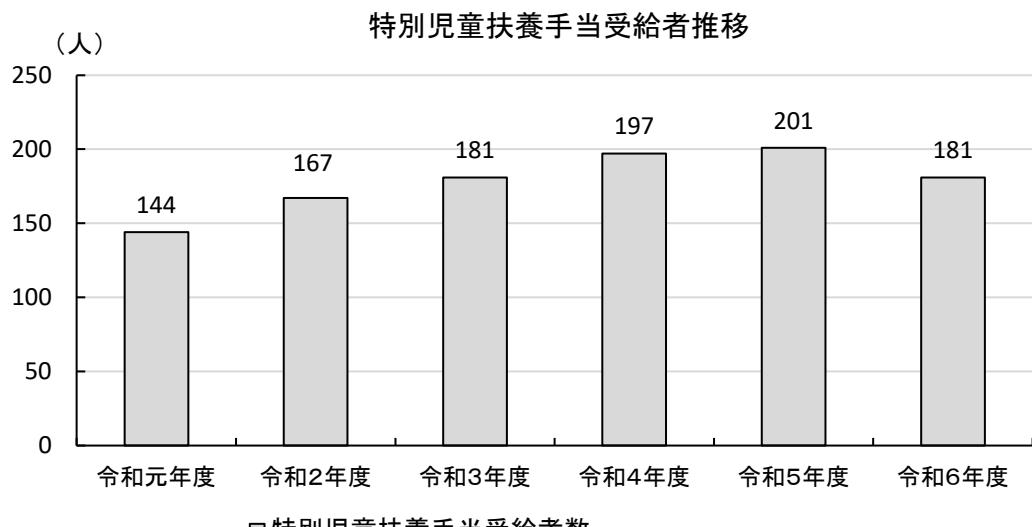
(3) 生活保護の状況

生活保護受給者数（母子）は、令和7年度では5件となっており、令和2年度以降減少傾向となっています。



(4) 特別児童扶養手当受給者数

特別児童扶養手当受給者数は、令和5年度まで増加傾向にありましたが、令和6年度ではやや減少し、181人となっています。

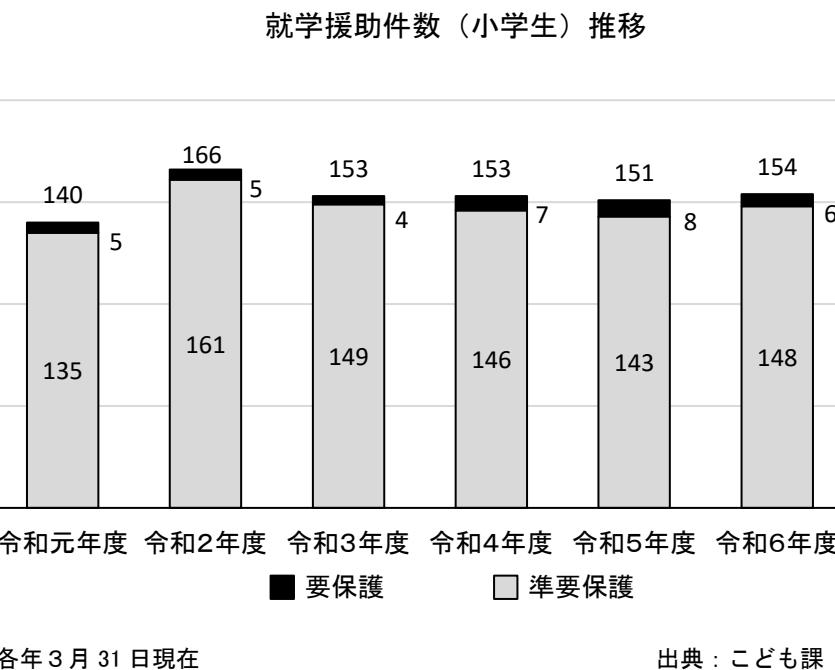


各年 8月 1日現在

出典：こども課

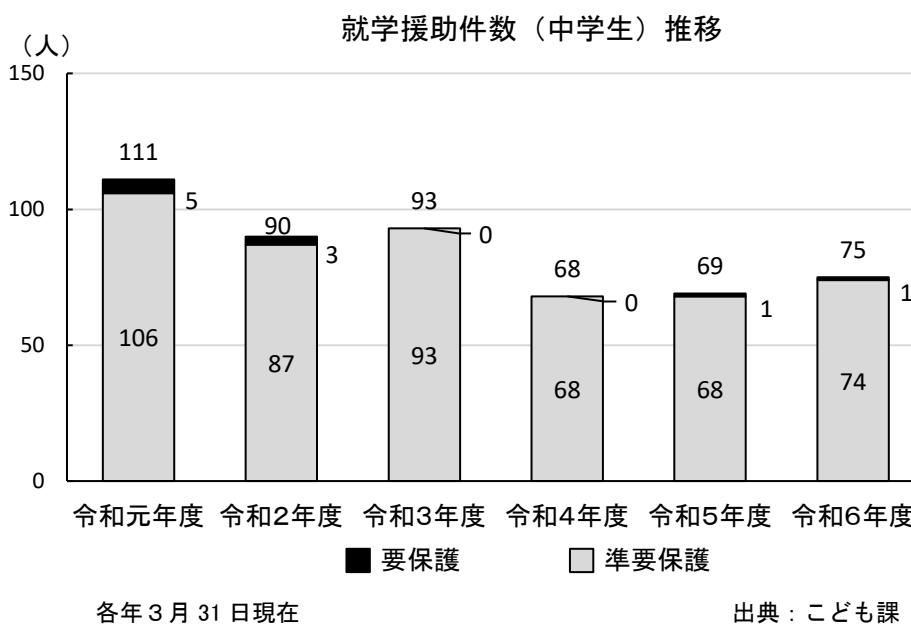
(5) 就学援助件数（小学生）

就学援助件数（小学生）は、要保護、準要保護の全数で、令和2年度から令和5年度まで減少傾向にありましたが、令和6年度では準要保護が増加し、全数で154人となっています。



(6) 就学援助件数（中学生）

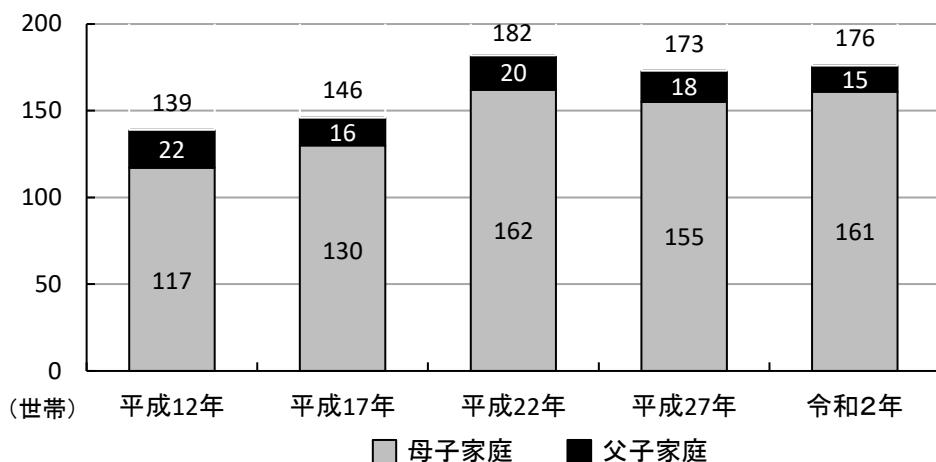
就学援助件数（中学生）は、要保護、準要保護の全数で、令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和4年度以降は増加傾向となっており、令和6年度では全数で75人となっています。



(7) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年には173世帯に減少し、令和2年には176世帯で、うち母子家庭161世帯、父子家庭15世帯となっています。

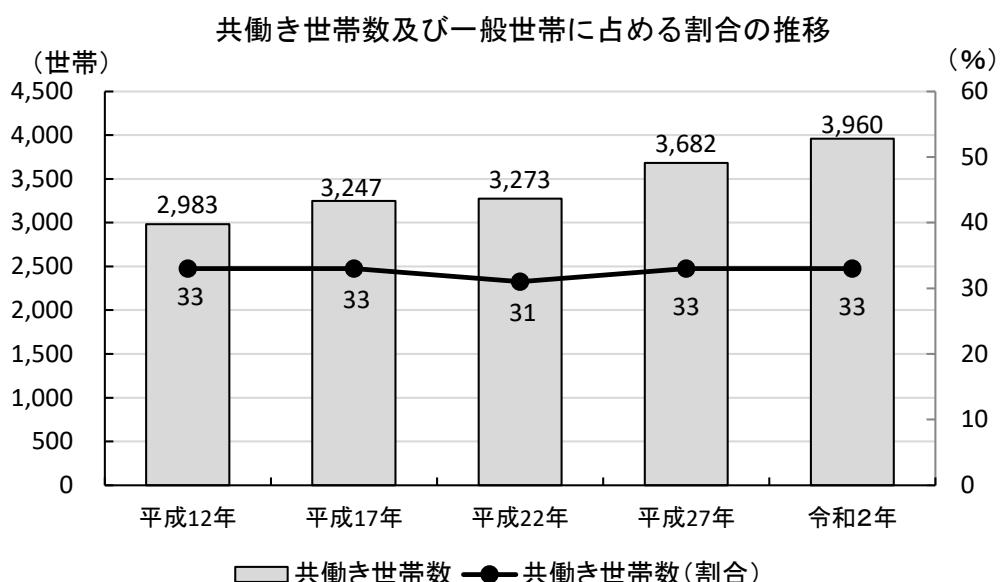
ひとり親世帯数の推移



出典：国勢調査

(8) 共働き世帯推移

共働き世帯数は、増加傾向となっており、令和2年には、3,960世帯となっています。一方、共働き世帯数割合はほぼ横ばいで推移しています。

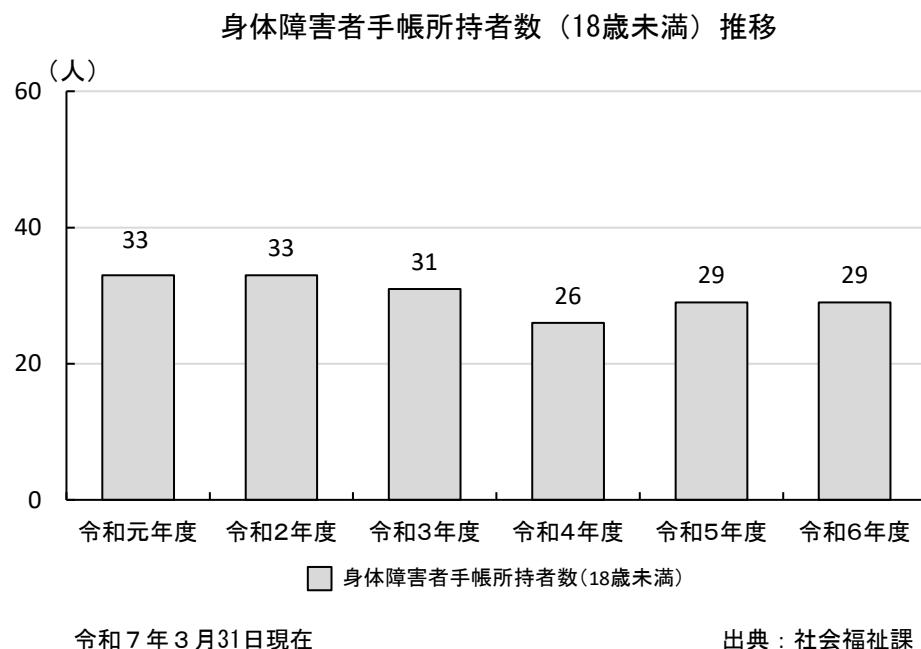


出典：国勢調査

8 障がい児等の状況

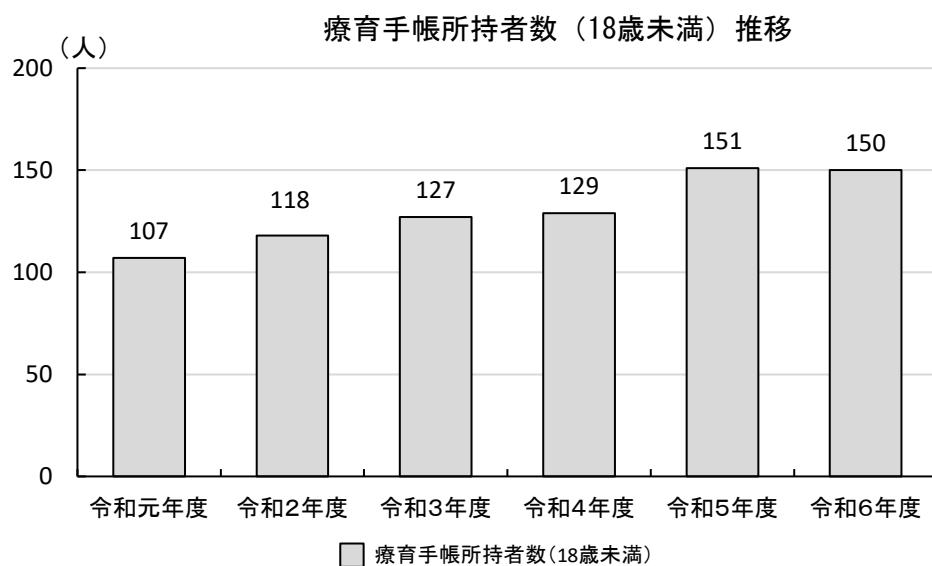
(1) 身体障害者手帳所持者数（18歳未満）

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度には29人とやや増加し、令和6年度も横ばいとなっています。



(2) 療育手帳所持者数（18歳未満）

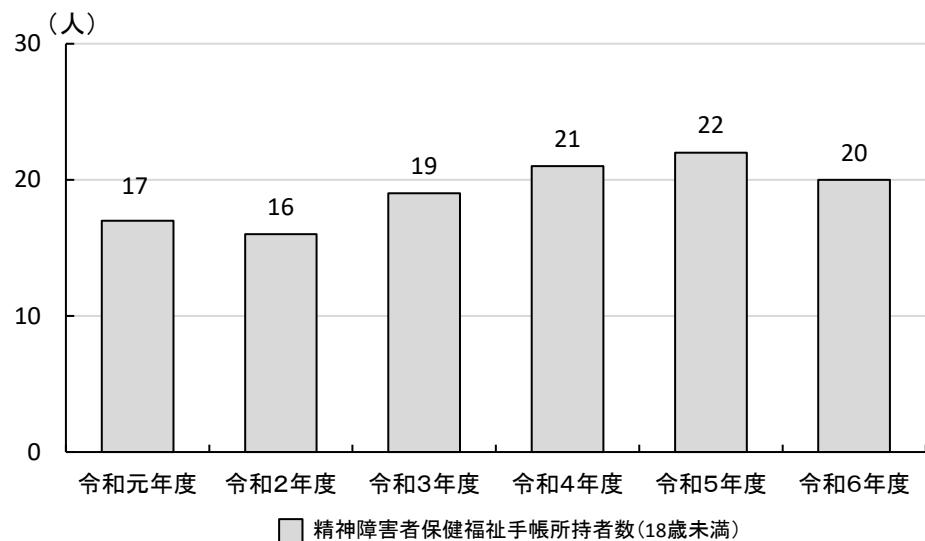
18歳未満の療育手帳所持者数は、概ね増加傾向にあり、令和5年度には151人となっていました。令和6年度も150人とほぼ横ばいとなっています。



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（18歳未満）

18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年度まで増加傾向にあり22人となっていました。令和6年度は20人とやや減少しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（18歳未満）推移



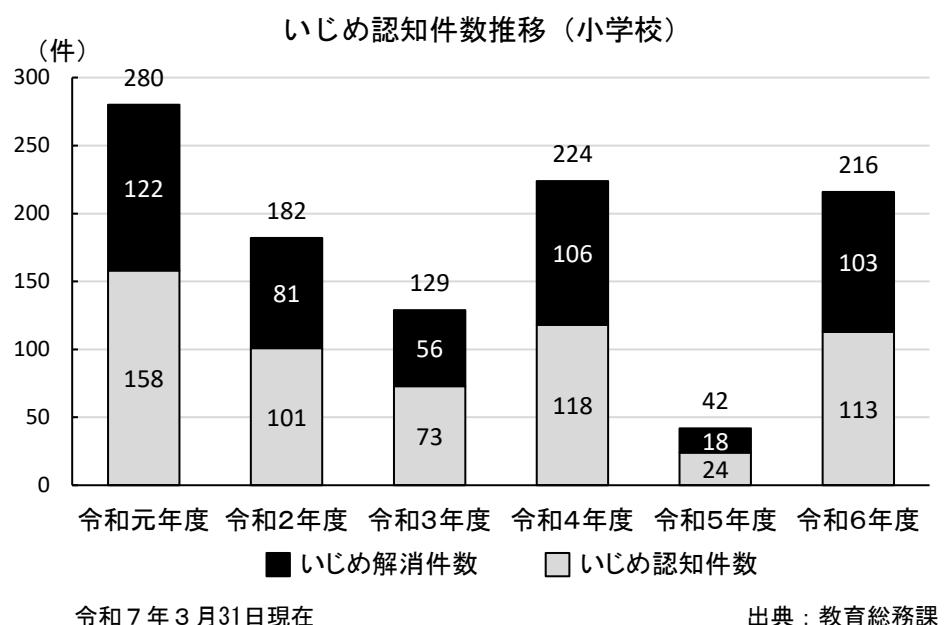
各年3月31日現在

出典：社会福祉課

9 いじめ・不登校の状況

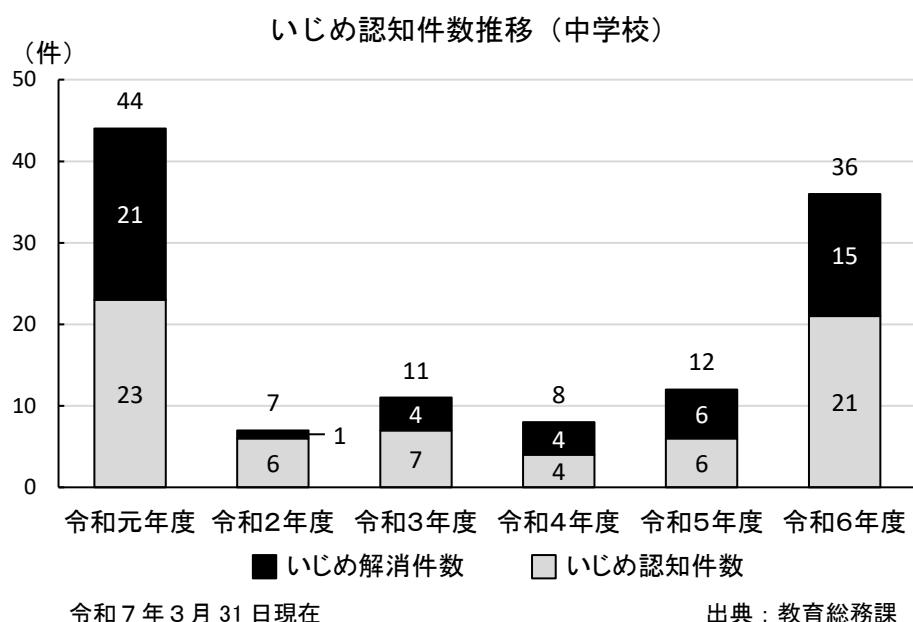
(1) いじめ認知件数推移（小学校）

小学校におけるいじめ認知件数は、ばらつきがありますが、令和6年度でいじめ解消件数といじめ認知件数の合計は216件となっています。



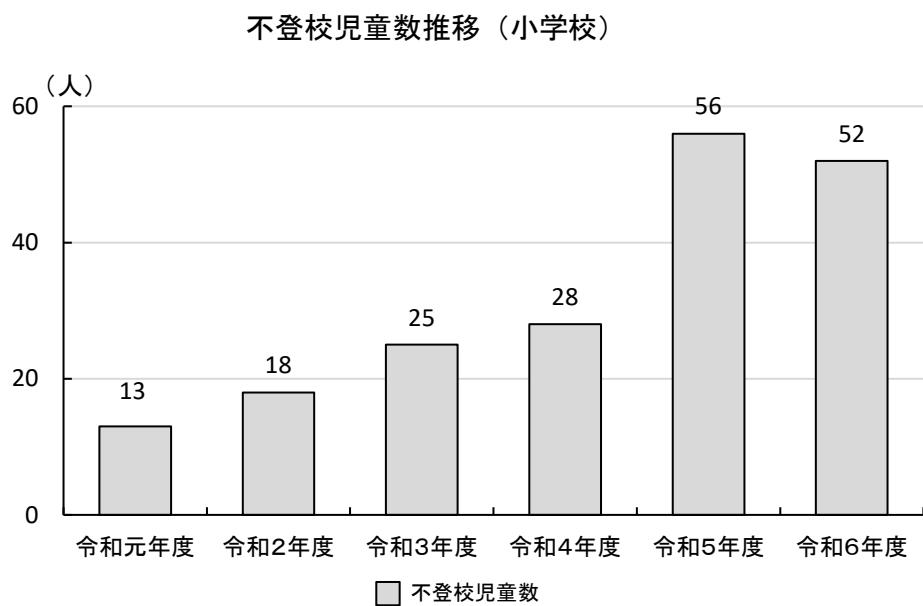
(2) いじめ認知件数推移（中学校）

中学校におけるいじめ認知件数は、ばらつきがありますが、令和6年度でいじめ解消件数といじめ認知件数の合計は36件となっています。



(3) 不登校児童数推移（小学校）

小学校における不登校児童数は、令和5年度まで増加傾向となっており、56人でした。令和6年度にはやや減少し、52人となっています。

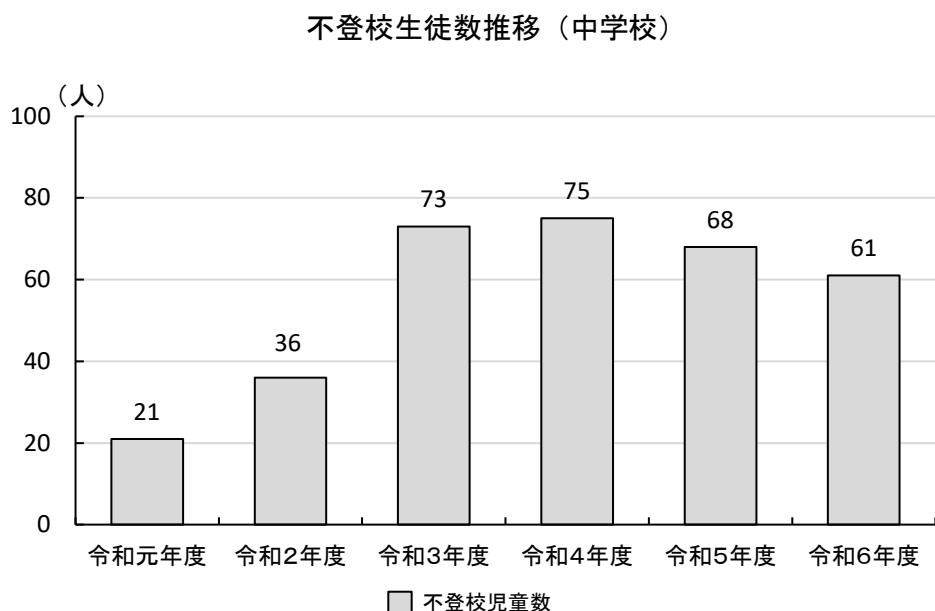


各年3月31日現在

出典：教育総務課

(4) 不登校生徒数推移（中学校）

中学校における不登校児童数は、令和4年度まで増加傾向となっており、75人でした。令和5年度以降は減少傾向となっており、令和6年度には61人となっています。



各年3月31日現在

出典：教育総務課

10 住民ニーズの状況

（1）調査実施の概要

こども計画の策定にあたって、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、令和5年に保護者に対して、教育・保育・子育て支援に関する今後の利用希望等を把握するためにアンケート調査を実施しました。また、小・中学生の児童生徒に対しても、生活状況や普段考えていること、将来についての考え方等を把握するためにアンケート調査を実施しました。また、令和6年には子ども・若者を取り巻く現状や意識などを把握し、子ども・若者が持つ意見の聴取を目的としたアンケート調査を実施しました。

（2）実施内容

	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査	小・中学生調査
調査対象	町内在住で就学前児童（0～5歳）のいる保護者	町内在住で小学生の保護者	町内公立小中学校在籍の小学5・6年生、中学2年生
調査数	1,000	1,075	1,029
調査方法	WEB 形式による調査	WEB 形式による調査	WEB 形式による調査
有効回収数	408	588	463
有効回収率	40.8%	54.7%	45.0%
実施時期	令和5年12月	令和5年12月	令和5年12月

	子どもの生活実態調査（子ども編）	子どもの生活実態調査（保護者編）	子ども・若者の意識調査
調査対象	町内在住の小学5年生、中学2年生	左記の保護者	町内在住の 15～39 歳
調査数	678	678	2,500
調査方法	WEB 形式による調査	WEB 形式による調査	WEB 形式による調査
有効回収数	661	629	750
有効回収率	97.5%	92.8%	30.0%
実施時期	令和6年12月	令和6年12月	令和6年12月

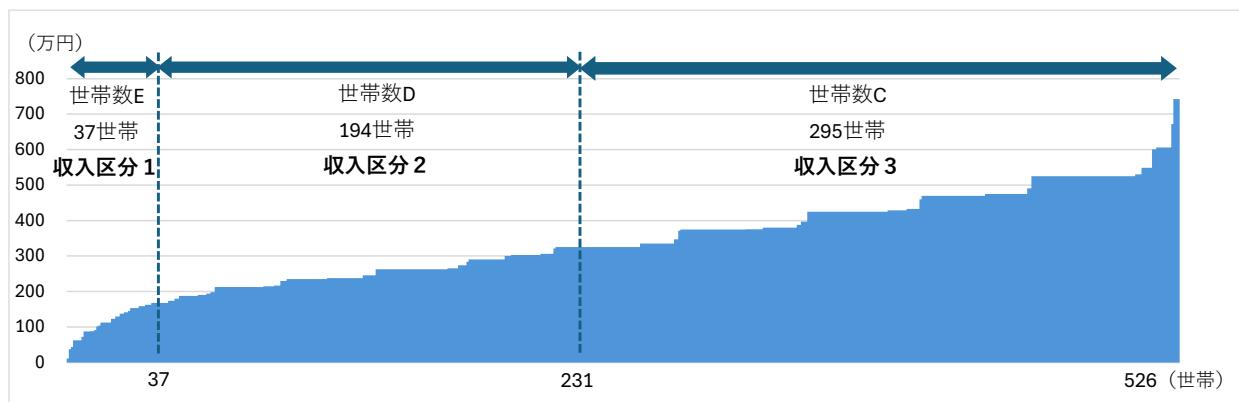
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100%を上下する場合もあります。 ・基底となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。 ・「複数回答」とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。 ・本文中において、今回実施調査は令和5年度、前回実施調査は平成30年度、前々回実施調査は平成25年度と記載しています。 ・本文中において、「平成30年度調査報告書からの転載」の場合、「今回」は平成30年度調査、「前回」は平成25年度調査を指します。
-----	---

(3) 分析の視点 (子どもの生活実態調査について)

①収入の水準による分類

収入による影響を分析するため、『等価世帯収入』の「中央値以上」、「中央値の2分の1以上中央値未満」、「中央値の2分の1未満」に分類し、分析を行いました。

【収入区分について】



②世帯の状況による分類

世帯の状況の親の人数について、子どもの生活実態調査（保護者編）の問2「あなたは現在、結婚していますか。」の回答結果により分類しています。

【親の状況による世帯分類】

世帯分類	分類区分	件数	割合
ふたり親	子どもの生活実態調査（保護者編）の問2「1結婚している（再婚や事実婚を含む）」又は「2結婚していないが、同居しているパートナーがいる」と回答した世帯	540	91.8%
ひとり親	子どもの生活実態調査（保護者編）の問2「3結婚していない（離婚、または離婚に近い状態の別居）」、「4結婚していない（死別）」又は「5結婚していない（結婚したことがない）」と回答した世帯	48	8.2%
合計		588	100.0%

※件数合計588件について：保護者回答数629件中、子ども回答とのクロス集計可能な回答が626件でした。うち、保護者対象調査票の問2の無回答者38件を差し引いた件数が588件となります。

③家族等へのお世話の状況による分類

家族等へのお世話の状況により、学校生活や家庭生活に影響があると想定されるこども（ヤングケアラー）がいる世帯については、こどもの生活実態調査票の問23「あなたは、家族や親せきのお世話をすることで、学校に行いけなかったり、周りの子より遊ぶ時間や勉強の時間など減らさなければならなかったりすることがありますか。」の回答により分類しています。

【家族等へのお世話の状況による分類】

世帯分類	分類区分	件数	割合
ある	こどもの生活実態調査票の問23「1ある」と回答したこども	16	2.6%
ない	こどもの生活実態調査票の問23「2ない」と回答したこども	604	97.4%
合計		620	100.0%

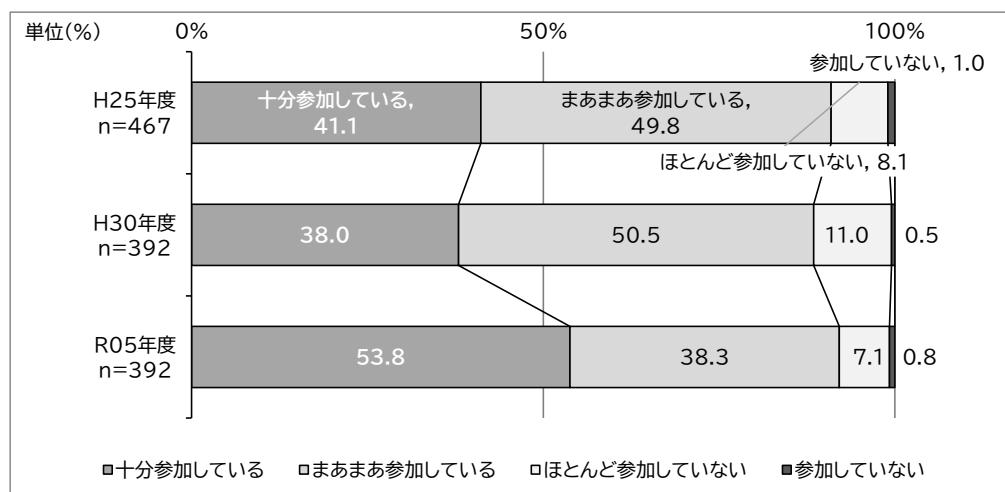
※件数合計 620 件について：子ども回答数 661 件中、保護者回答とのクロス集計可能な回答が 626 件でした。うち、子ども対象調査票の問 23 の無回答者 6 件を差し引いた件数が 620 件となります。

(4) 調査結果の概要

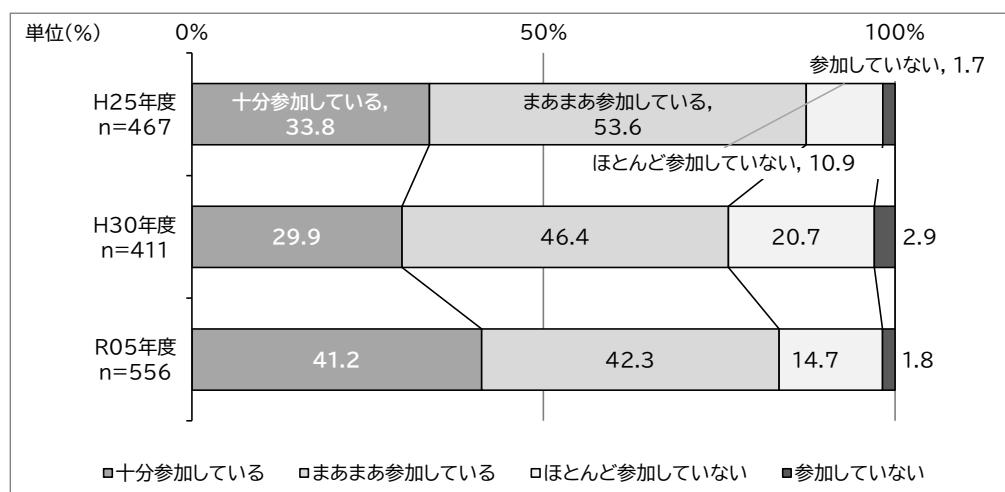
①配偶者等の育児参加の状況について【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●配偶者等の育児参加の状況は、「十分参加している」と「まあまあ参加している」の合計は、就学前児童保護者では、令和5年度（合計 92.1%）が最も高くなっていますが、小学生保護者では、平成25年度から平成30年度で一旦減少した後、令和5年度（合計 83.5%）では、増加しましたが、平成25年度（合計 87.4%）よりも低くなっています。

配偶者等の育児参加の状況 [配偶者等のある人／単数回答] 【就学前児童保護者】



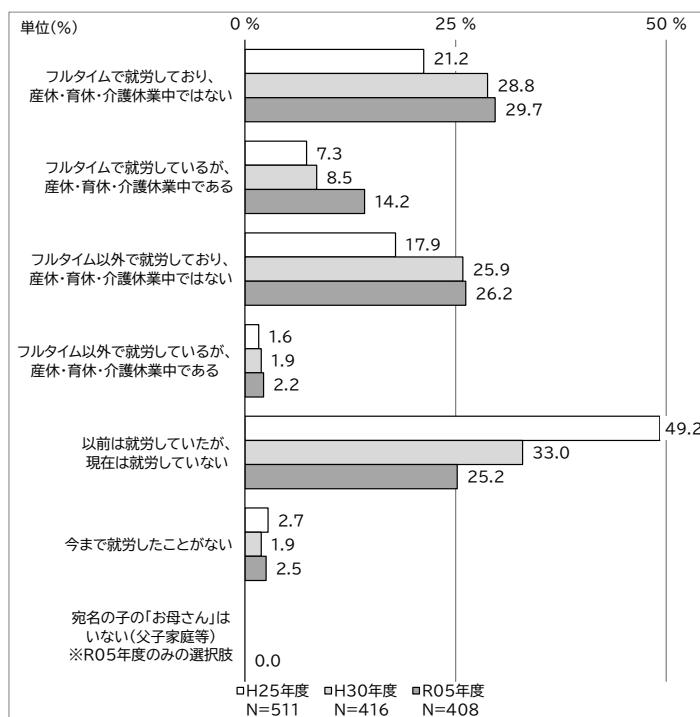
配偶者等の育児参加の状況 [配偶者等のある人／単数回答] 【小学生保護者】



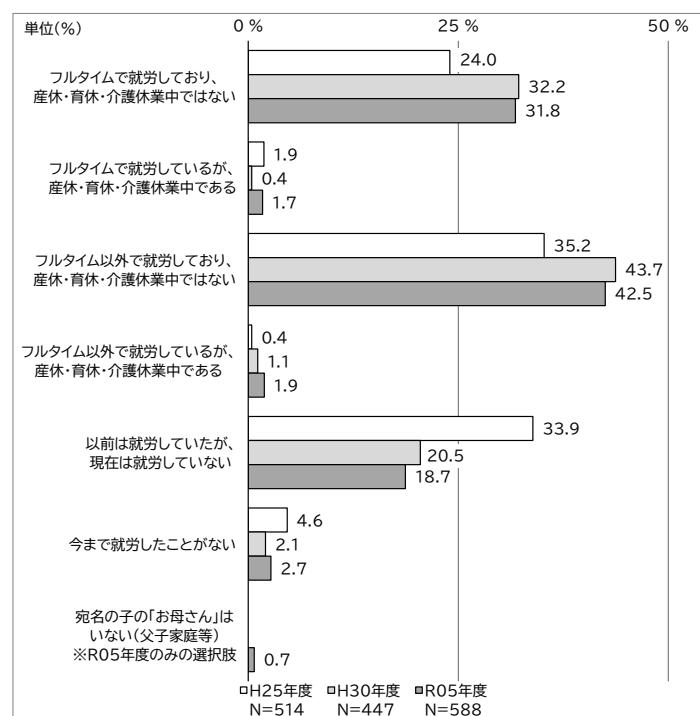
②母親の就労状況について【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●母親の就労状況は、就学前児童保護者ではフルタイム・フルタイム以外の就労のいずれの割合も、平成25年度、平成30年度、令和5年度と順に増加しています。一方、小学生保護者では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が平成30年度に比べ令和5年度がわずかに減少しています。なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は、就学前児童保護者・小学生保護者とも順に減少しています。

母親の就労状況【就学前児童保護者】



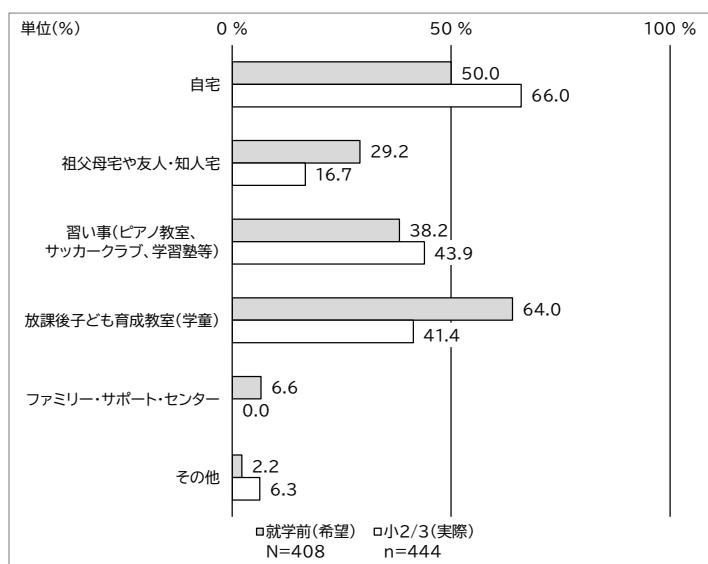
母親の就労状況【小学生保護者】



③就学後の放課後の過ごし方について【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

- 低学年時の居場所について、就学前児童保護者の「希望」と、小学2年生・3年の「実際」をグラフ化しています。
- 就学前児童保護者の「希望」は「放課後子ども育成教室（学童）」が64.0%で最も高くなっているのに対し、小学2年生・3年生の「実際」は「自宅」が66.0%で最も高くなっています。この2つについて、就学前児童保護者の「希望」と小学2年生・3年生の「実際」の状況に逆転が見られます。

低学年時の放課後の居場所 [複数回答]

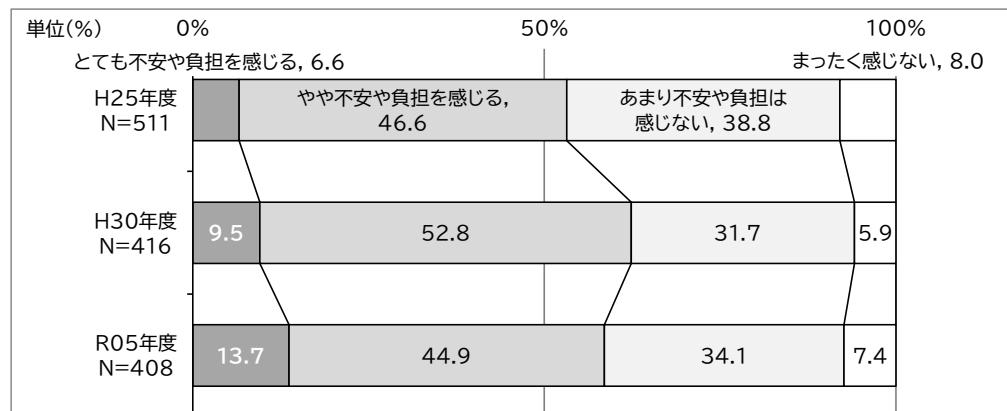


④今の生活への不安や負担について【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●今の生活への不安や負担は、就学前児童保護者では「とても不安や負担を感じる」が、平成25年度、平成30年度、令和5年度と順に増加しています。一方、小学生保護者では「まったく感じない」が、平成25年度、平成30年度、令和5年度と順に増加しており、「とても不安や負担を感じる」「やや不安や負担を感じる」の合計は、令和5年度が最も低くなっています。

今の生活への不安や負担 [単数回答]

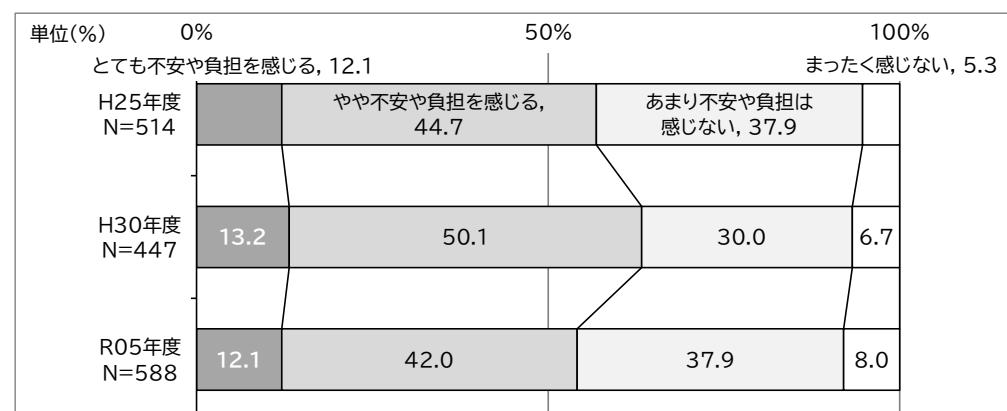
【就学前児童保護者】



□とても不安や負担を感じる □やや不安や負担を感じる □あまり不安や負担は感じない □まったく感じない

今の生活への不安や負担 [単数回答]

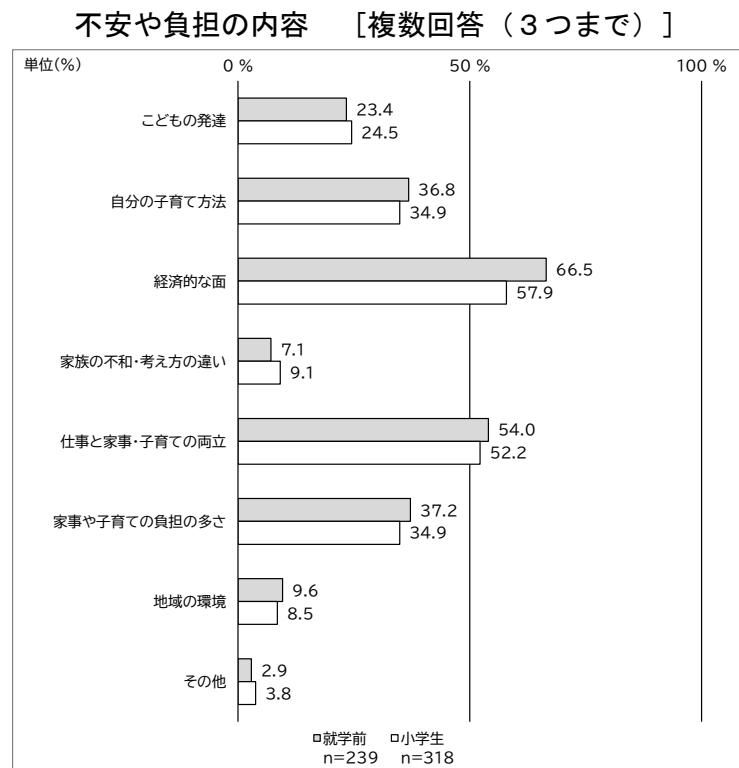
【小学生保護者】



□とても不安や負担を感じる □やや不安や負担を感じる □あまり不安や負担は感じない □まったく感じない

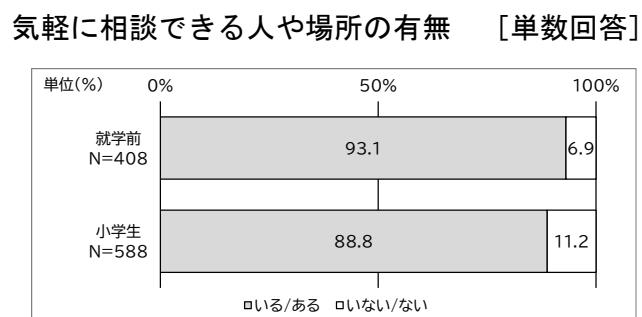
⑤子育てへの不安や地域の子育て環境について【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●前問で「とても不安や負担を感じる」「やや不安や負担を感じる」とした回答者の不安や負担の内容は、就学前児童保護者・小学生保護者とも「経済的な面」が最も高く、次いで「仕事と家事・子育ての両立」となっています。



⑥気軽に相談できる人や場所の有無について【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●気軽に相談できる人や場所の有無は、「いる／ある」が就学前児童保護者で93.1%、小学生保護者で88.8%となっており、小学生保護者では1割を超える11.2%が「いない／ない」と回答しています。



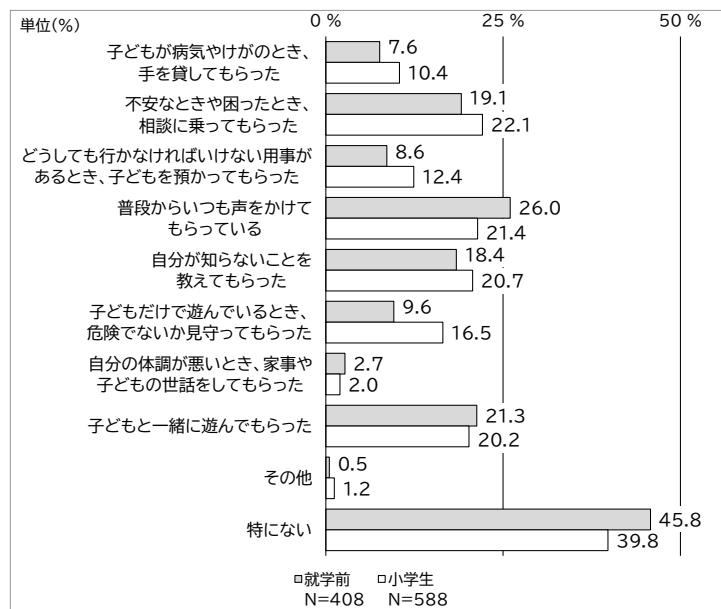
⑦地域の方等に子育てを手助けしてもらってよかったと思うことについて

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

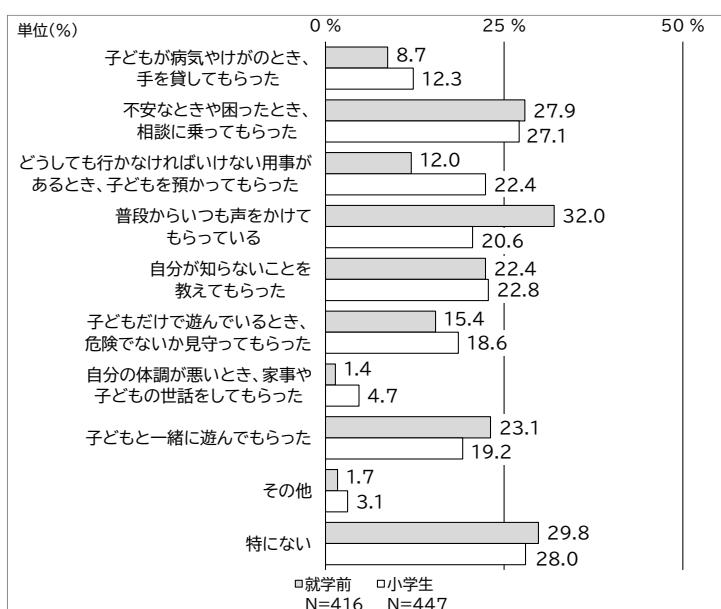
●地域の方等に子育てを手助けしてもらってよかったと思うことは、平成30年度調査と比較すると、就学前児童保護者では、「普段からいつも声をかけてもらっている」「不安なときや困ったとき、相談に乗ってもらった」がともに6ポイント以上減少し、小学生保護者では「不安なときや困ったとき、相談に乗ってもらった」「どうしても行かなければならぬ用事があるとき、子どもを預かってもらった」がともに5ポイント以上減少しています。一方、「特がない」は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに10ポイント以上増加しています。

地域の方等に子育てを手助けしてもらってよかったと思うこと [複数回答 (3つまで)]

令和5年度の調査結果



平成30年度の調査結果

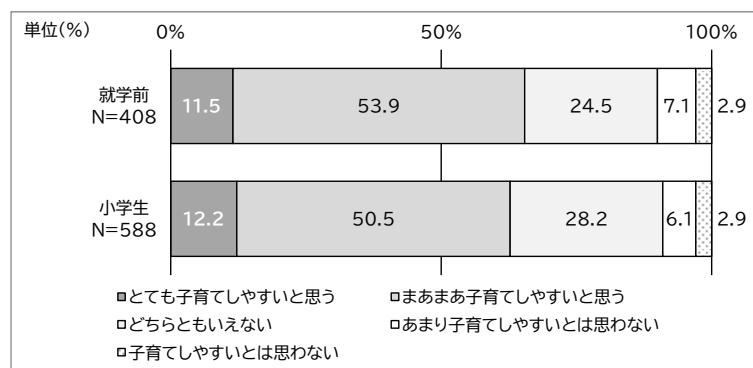


⑧子育てしやすい環境について 【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

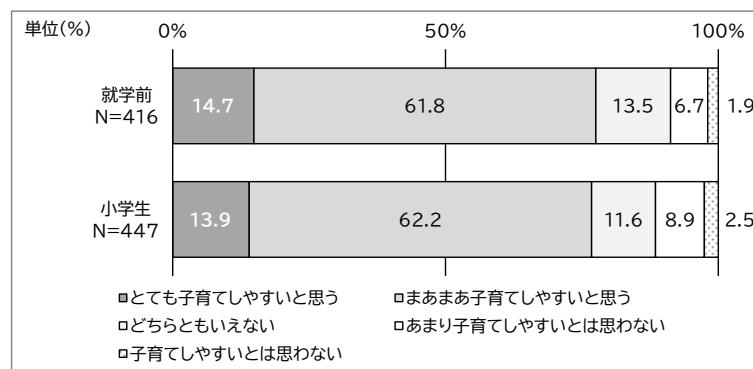
- 住んでいる地域が子育てのしやすい環境だと感じるかとの問い合わせに対しては、「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計は、就学前児童保護者が 65.4%、小学生保護者が 62.7%で、いずれも 6割を越えています。
- 一方「子育てしやすいとは思わない」と「あまり子育てしやすいとは思わない」の合計は、就学前児童保護者 10.0%、小学生保護者で 9.0%となっています。
- 平成 30 年度調査と比較すると、「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計は、就学前児童保護者が 11.1 ポイント減少、小学生保護者が 13.4 ポイント減少となっています。

子育て環境への評価 [単数回答]

令和 5 年度の調査結果



平成 30 年度の調査結果

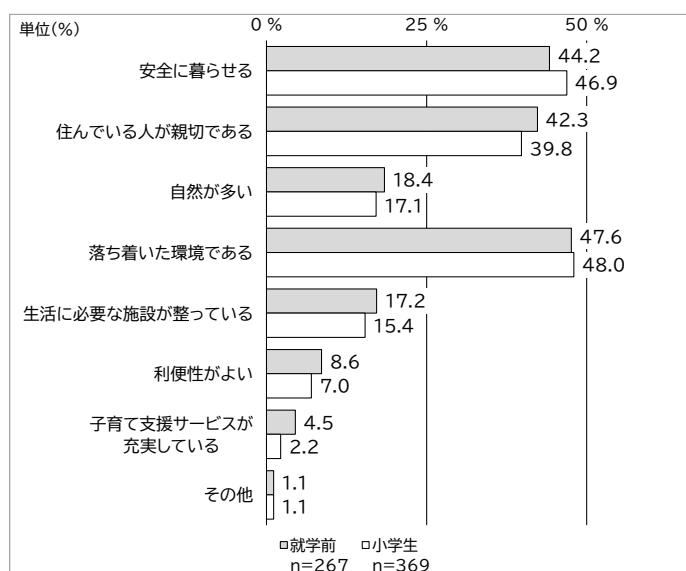


⑨子育てしやすいと思う理由について【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

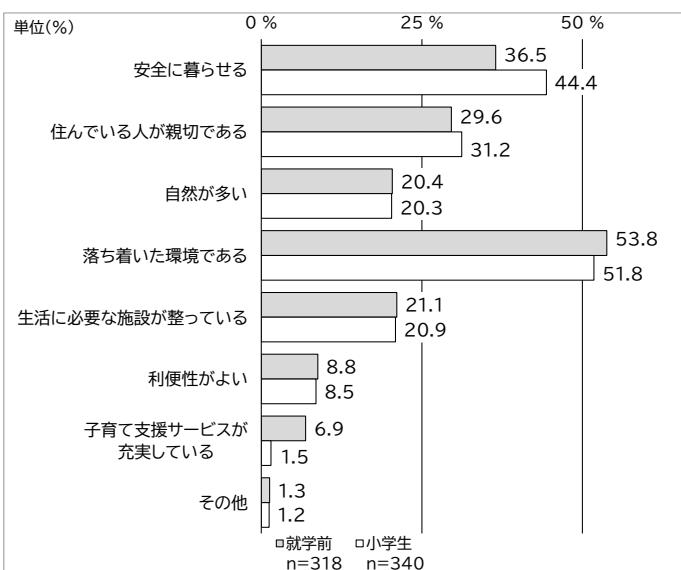
- 前問で「とても子育てしやすいと思う」「まあまあ子育てしやすいと思う」とした回答者の子育てしやすいと思う理由は、就学前児童保護者・小学生保護者とも「落ち着いた環境である」が最も高く、次いで「安全に暮らせる」となっています。
- 平成 30 年度調査と比較すると、就学前児童保護者・小学生保護者とも「住んでいる人が親切である」が 8 ポイント以上増加し、「落ち着いた環境である」「生活に必要な施設が整っている」が約 4 ポイント以上減少しています。

子育てしやすいと思う理由 [複数回答 (2つまで)]

令和 5 年度の調査結果



平成 30 年度の調査結果

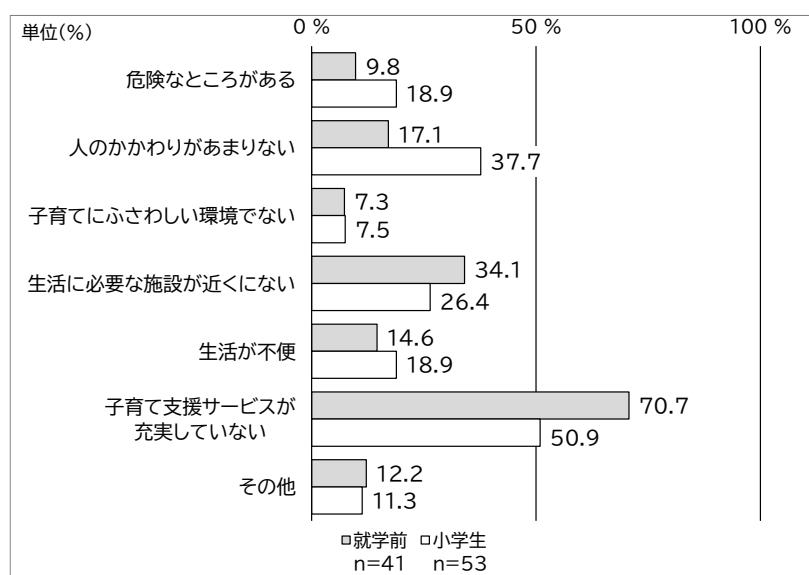


⑩子育てしやすいと思わない理由について【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

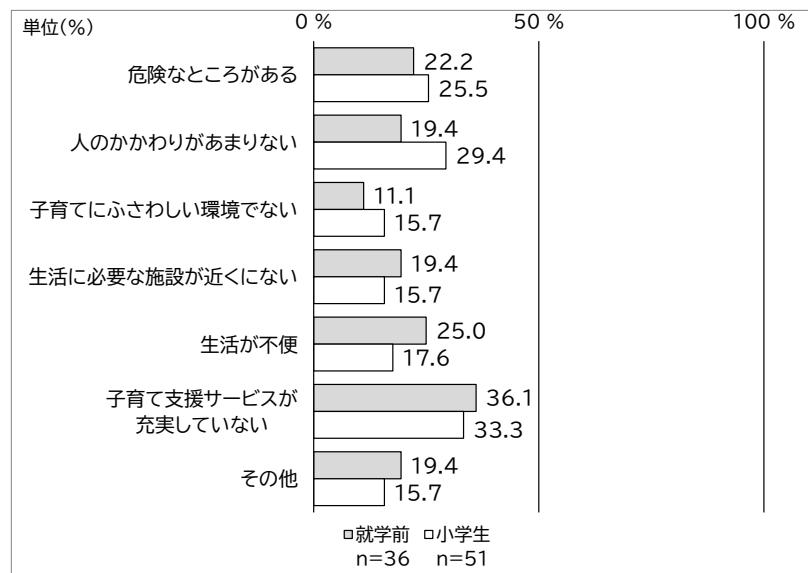
- 前々問で「子育てしやすいとは思わない」「あまり子育てしやすいとは思わない」とした回答者の子育てしやすいとは思わない理由は、就学前児童保護者・小学生保護者とも「子育て支援サービスが充実していない」が最も高く、次いで、就学前児童保護者は「生活に必要な施設が近くにない」、小学生保護者は「人のかかわりがあまりない」となっています。
- 平成30年度調査と比較すると、就学前児童保護者・小学生保護者とも「子育て支援サービスが充実していない」が17ポイント以上と大幅に増加し、「生活に必要な施設が近くにない」についても10ポイント以上増加しています。

子育てしやすいと思わない理由 [複数回答（2つまで）]

令和5年度の調査結果



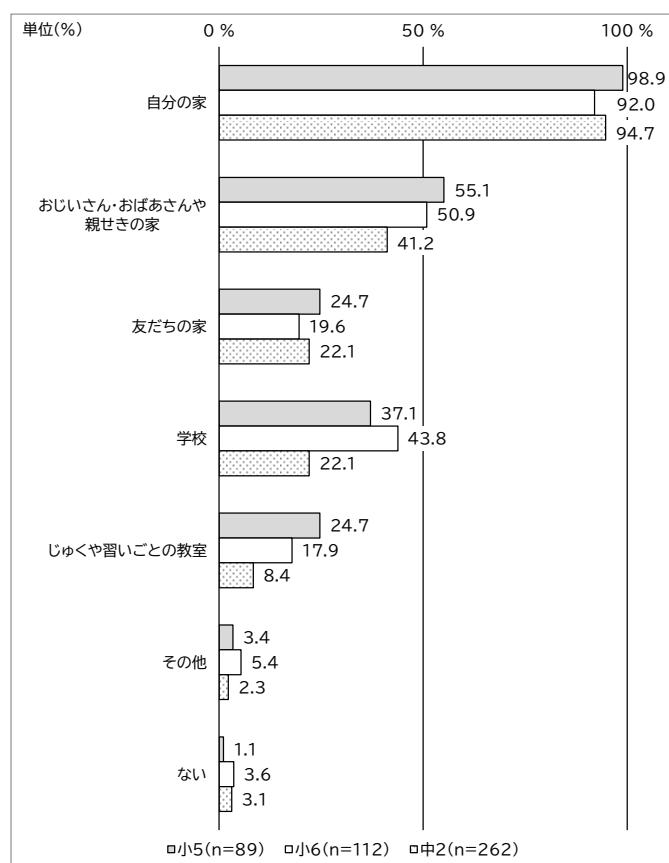
平成30年度の調査結果



⑪安心して過ごせる場所について【小・中学生調査】

●安心して過ごせる場所は、小学5年生・小学6年生・中学2年生いずれも「自分の家」が最も高く、次いで「おじいさん・おばあさんや親せきの家」となっています。また、「学校」との回答は、3つの学年の中で小学6年生が最も高くなっています。

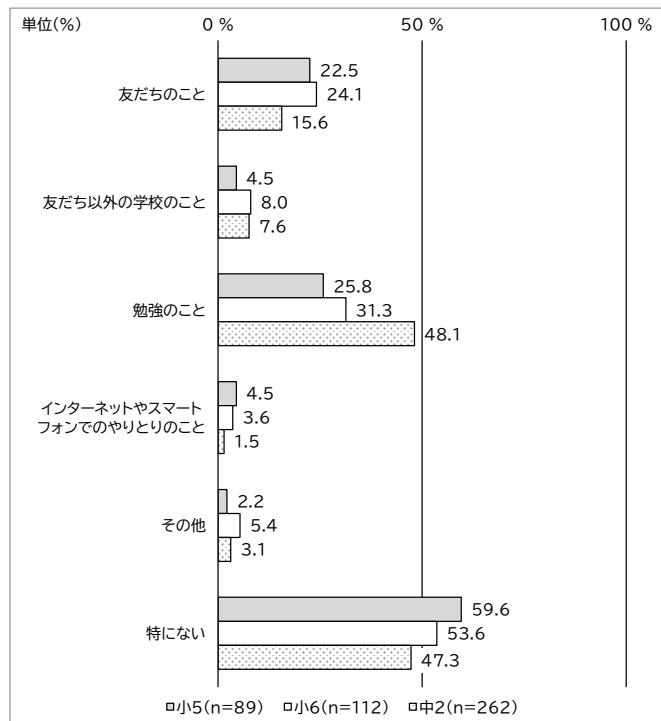
安心して過ごせる場所 [複数回答]



⑫悩みや困っていることについて【小・中学生調査】

●悩んでいることや困っていることは、小学5年生・小学6年生は「特にない」が最も高く、中学2年生は「勉強のこと」が最も高くなっています。また、「友だちのこと」との回答は、中学2年生より小学5年生・小学6年生の方が高くなっています。

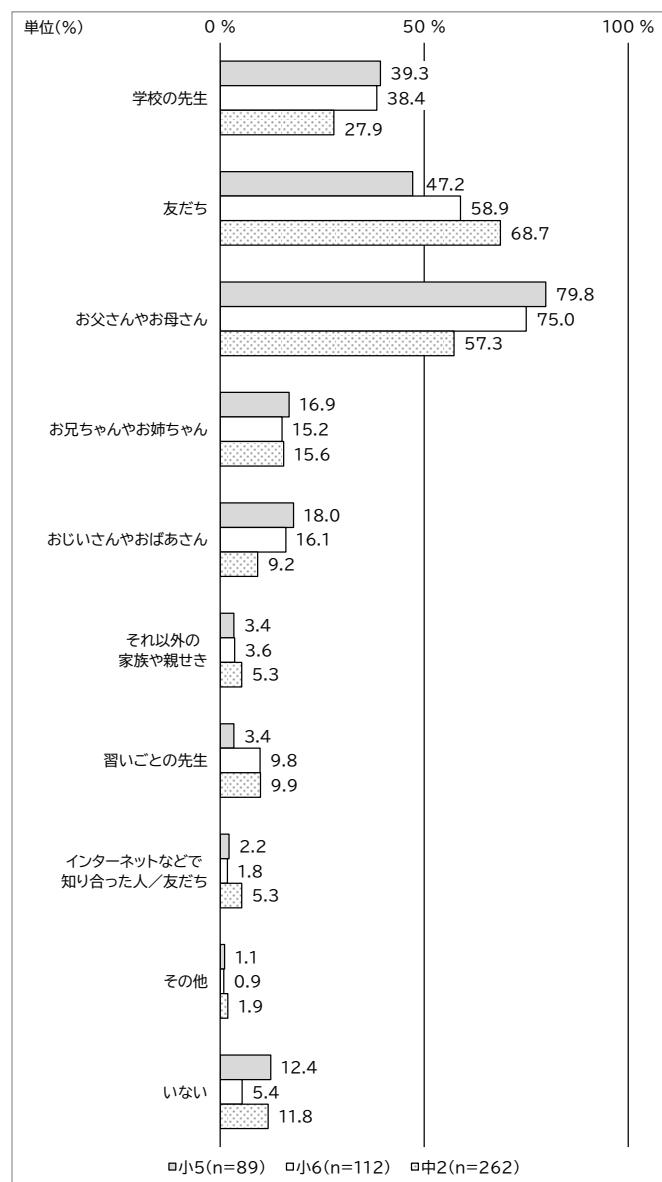
悩んでいることや困っていること [複数回答]



⑬相談先・相談相手について【小・中学生調査】

●悩んだり困った時に相談できる人は、小学5年生では「お父さんやお母さん」が最も高く、学年が高くなるにつれ「お父さんやお母さん」が低くなっています。「友だち」が高くなっています。一方、「いない」との回答は、小学5年生が最も高くなっています。

悩んだり困った時に相談できる人 [複数回答]

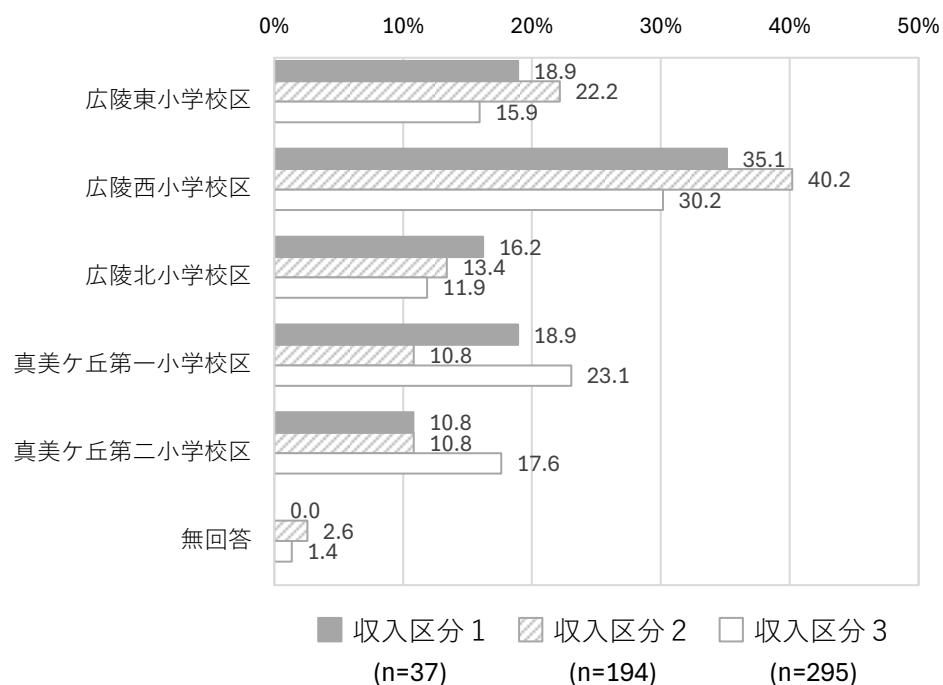


⑭住んでいる小学校区について【子どもの生活実態調査（子ども編）】

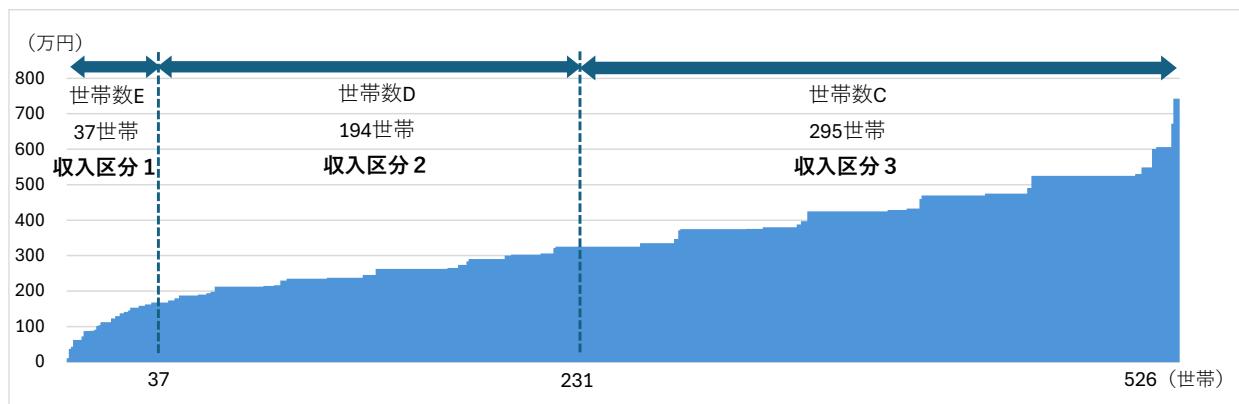
- 収入区分別にみると「広陵北小学校」では他の収入区分と比較して「収入区分1」の割合が他の収入区分に比べ高くなっています。
- 世帯の状況別にみると、「広陵西小学校」、「広陵北小学校区」では「ひとり親」（各 33.3%、20.8%）の割合が高い傾向となっています。【次頁上図】
- 家族等へのお世話による生活への影響別にみると、「真美ヶ丘第二小学校区」「広陵北小学校区」では「ある」（各 25.0%、18.8%）の割合の方が高くなっています。【次頁下図】

住んでいる小学校区 [単数回答]

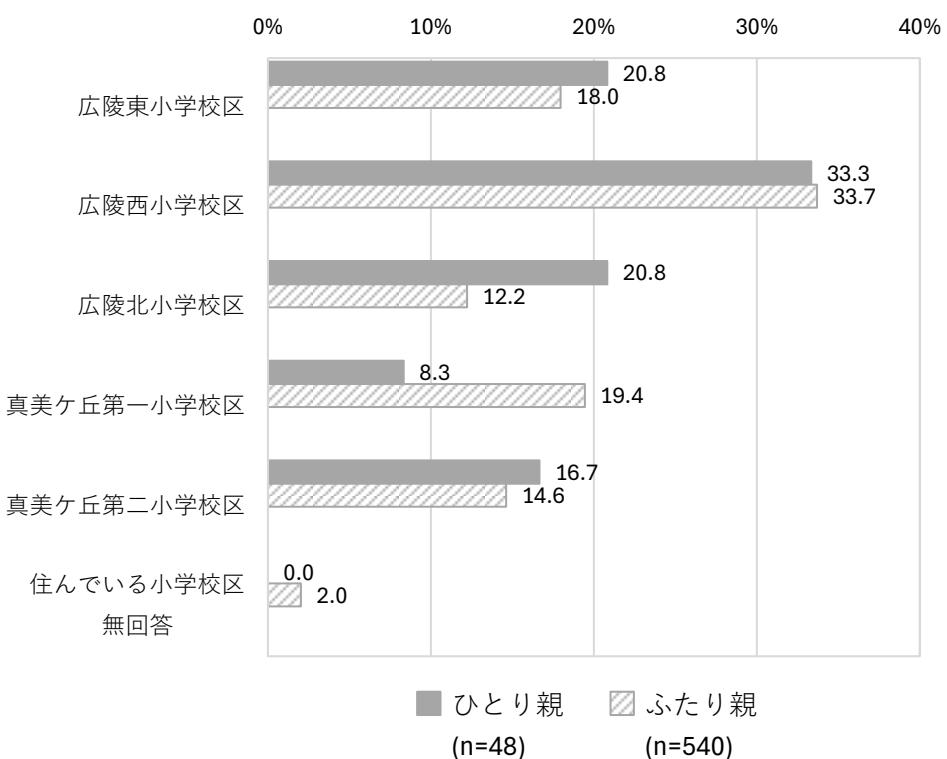
【収入区分別】



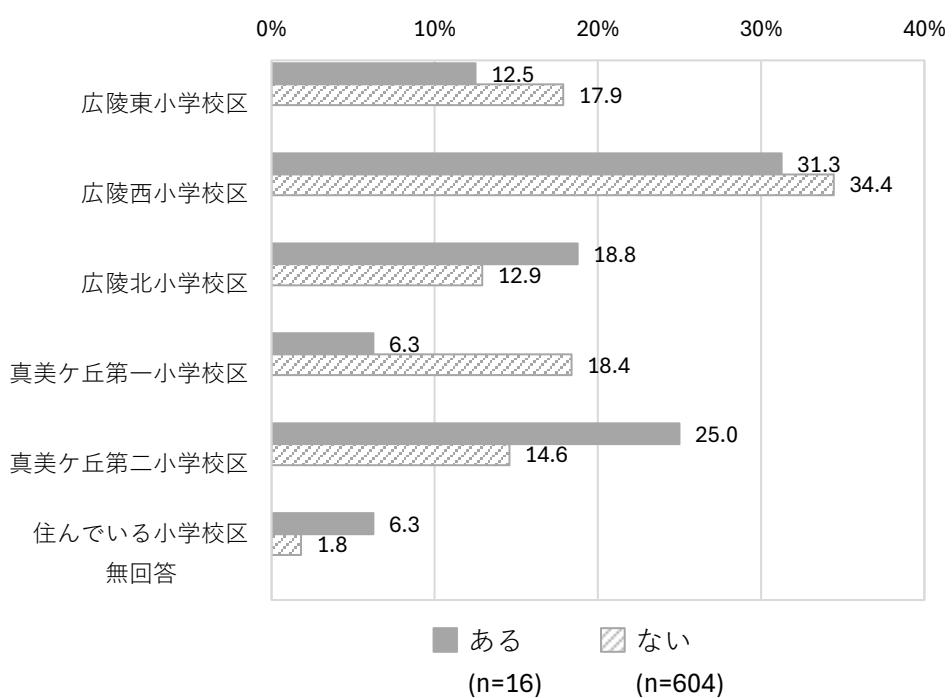
【収入区分について】



住んでいる小学校区 [単数回答]
【世帯の状況別】



住んでいる小学校区 [単数回答]
【家族等へのお世話による生活への影響別】

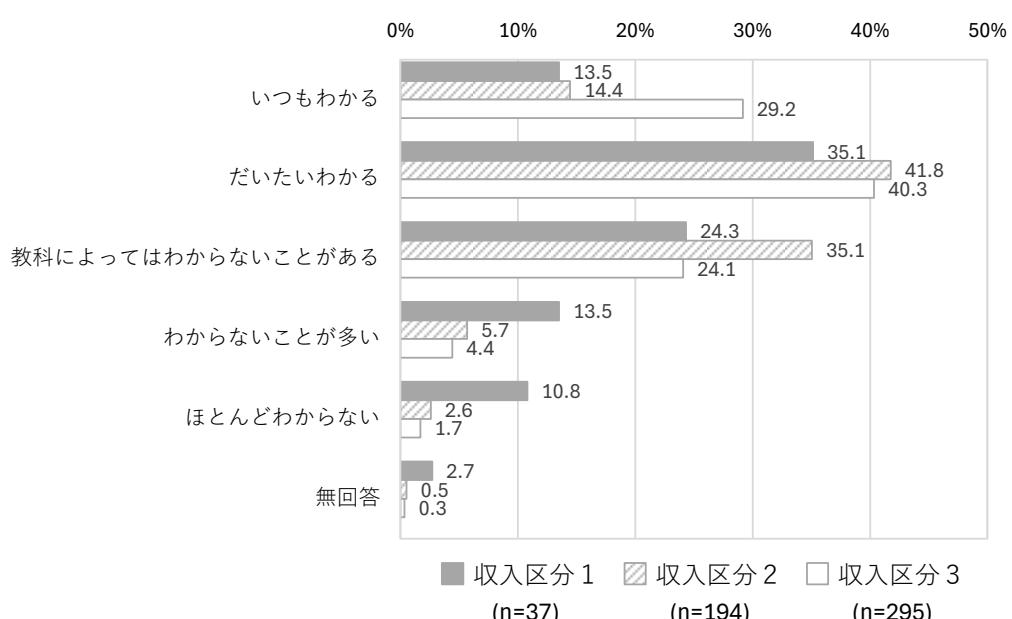


⑯学校の勉強の理解状況について【子どもの生活実態調査（こども編）】

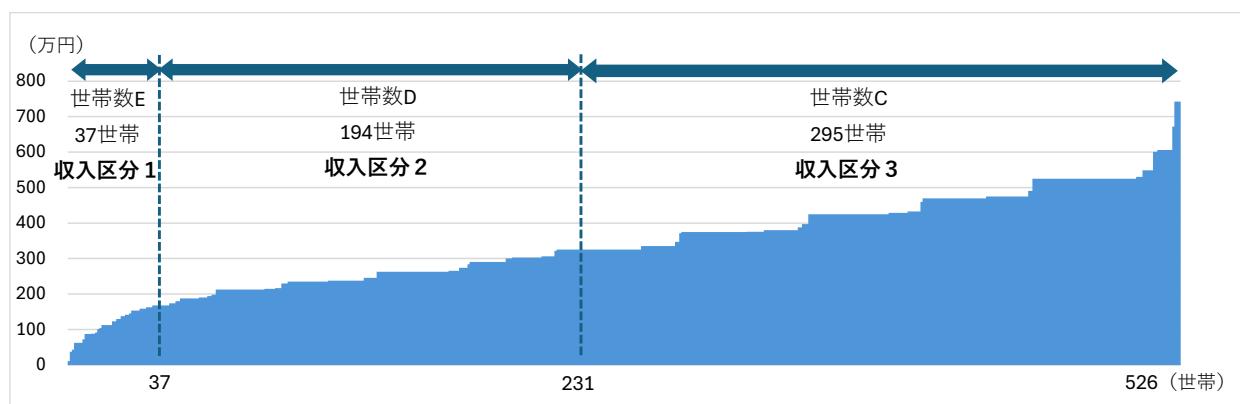
- 収入区分別にみると、「わからないことが多い」、「ほとんどわからない」では「収入区分1」（各 13.5%、10.8%）の割合が他の収入区分に比べ高くなっています。「いつもわかる」では「収入区分3」（29.2%）の割合が他の収入区分に比べ高くなっています。
- 世帯の状況別にみると、「教科によってはわからないことがある」（37.5%）、「わからないことが多い」（6.3%）、「ほとんどわからない」（4.2%）では「ひとり親」の割合の方が高くなっています。「いつもわかる」（22.0%）、「だいたいわかる」（40.9%）では「ふたり親」の割合の方が高くなっています。〔次頁上図〕
- 家族等へのお世話による生活への影響別にみると、「わからないことが多い」では「ある」（31.3%）の割合の方が高くなっています。〔次頁下図〕

学校の勉強の理解状況について [単数回答]

【収入区分別】

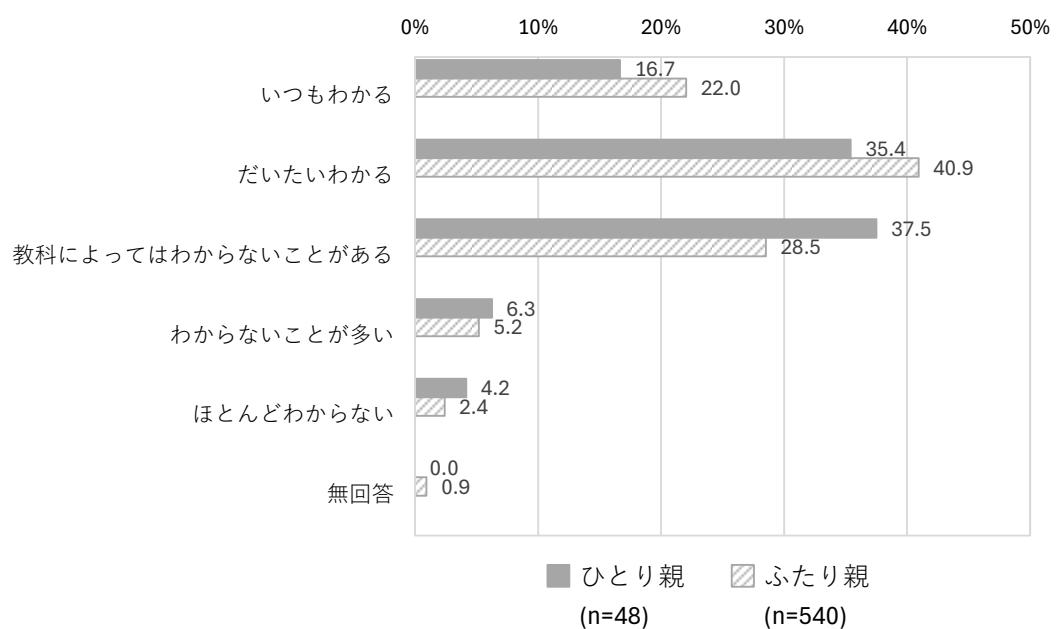


【収入区分について】



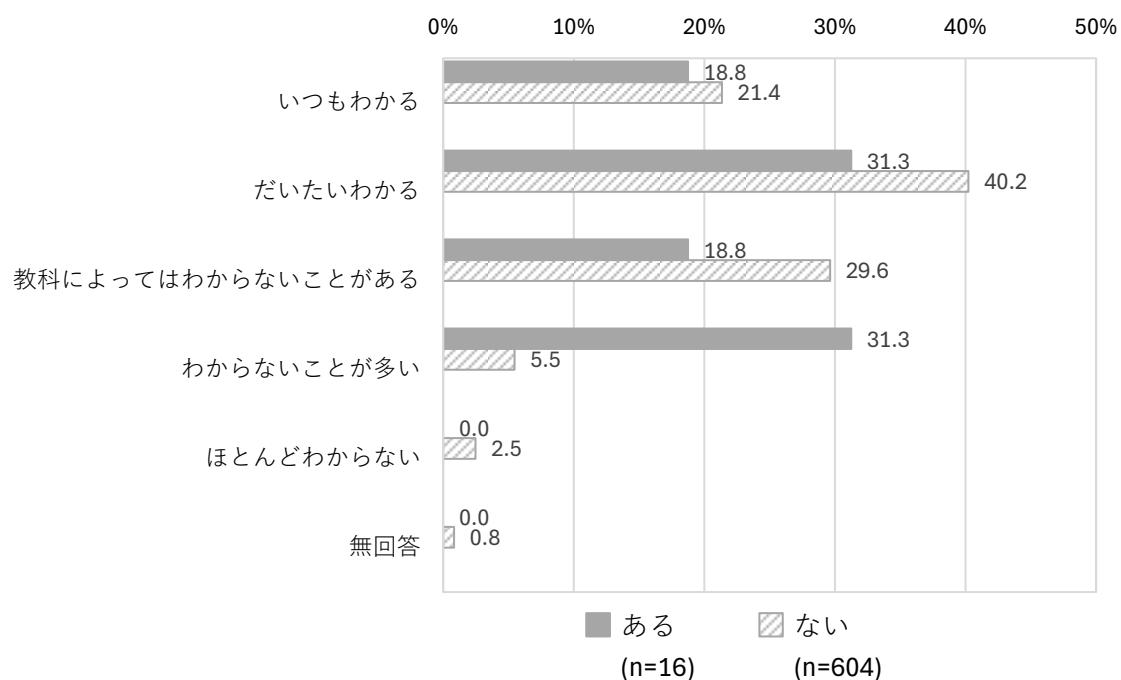
学校の勉強の理解状況について [単数回答]

【世帯の状況別】



学校の勉強の理解状況について [単数回答]

【家族等へのお世話による生活への影響別】

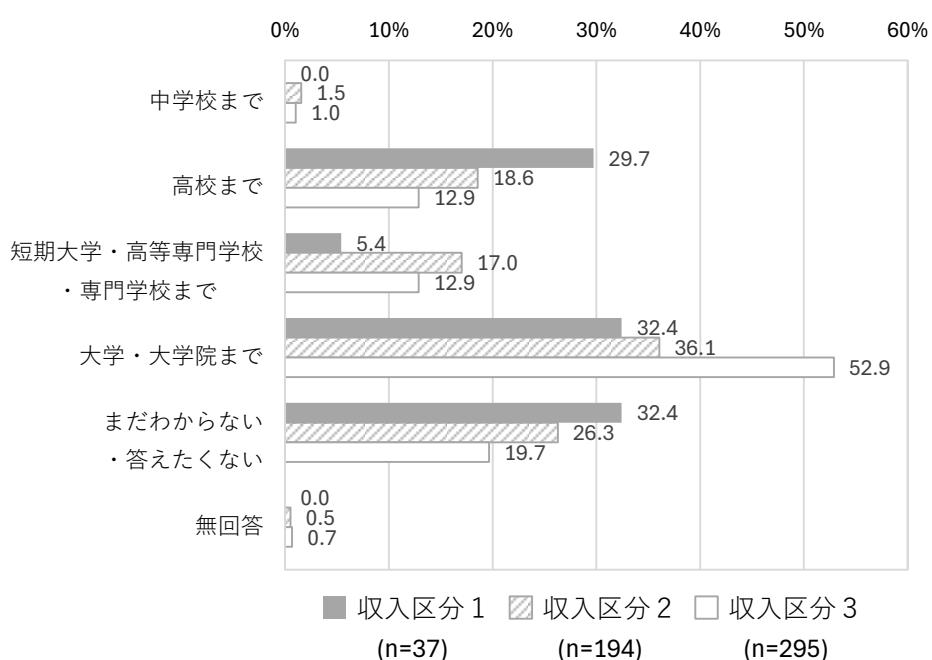


⑯進学希望について【子どもの生活実態調査（子ども編）】

- 収入区分別にみると、「収入区分1」では「大学・大学院まで」「まだわからない・答えたくない」（ともに32.4%）の割合が最も高くなっています。また、「高校まで」では「収入区分1」（29.7%）の割合が他の収入区分に比べ高くなっています。[上図]
- 家族等へのお世話による生活への影響別にみると、「ある」「ない」ともに「大学・大学院まで」（各50.0%、44.7%）の割合が最も高くなっています。一方で「中学校まで」（6.3%）、「高校まで」（25.0%）、「大学・大学院まで」（50.0%）では「ある」の割合の方が高くなっています。[下図]

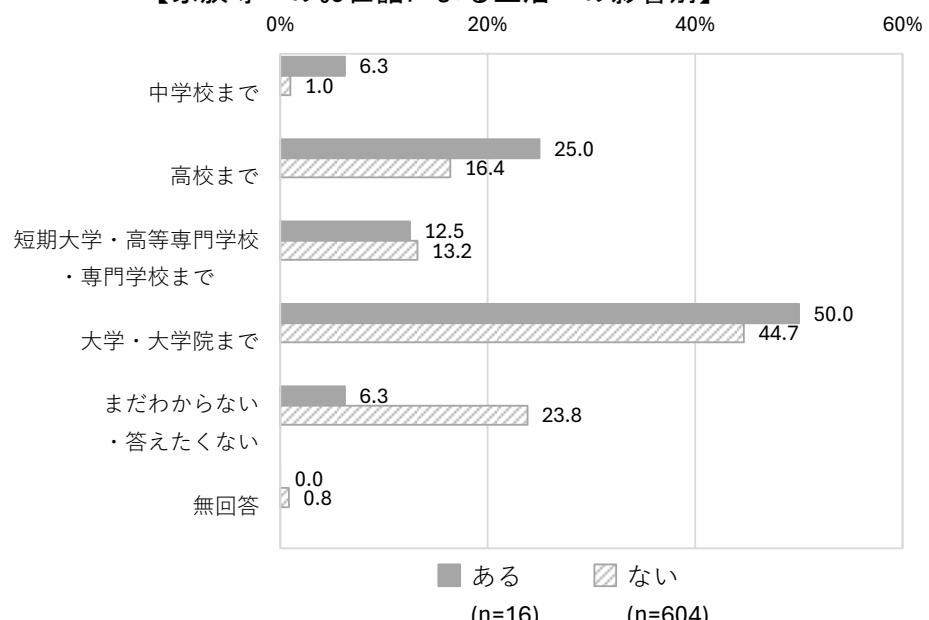
進学希望について [単数回答]

【収入区分別】



進学希望について [単数回答]

【家族等へのお世話による生活への影響別】

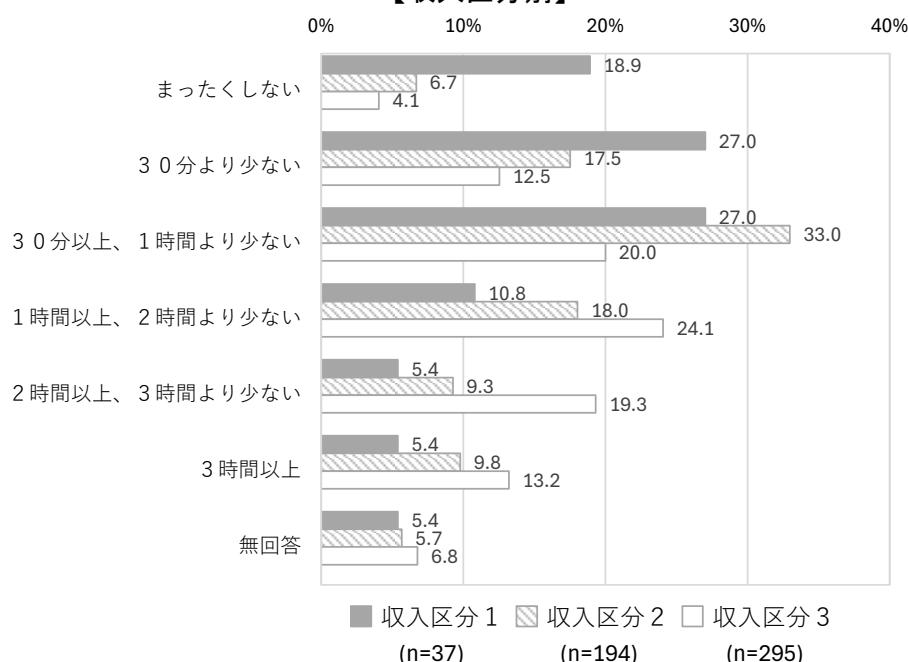


⑪授業以外の勉強時間について【子どもの生活実態調査（子ども編）】

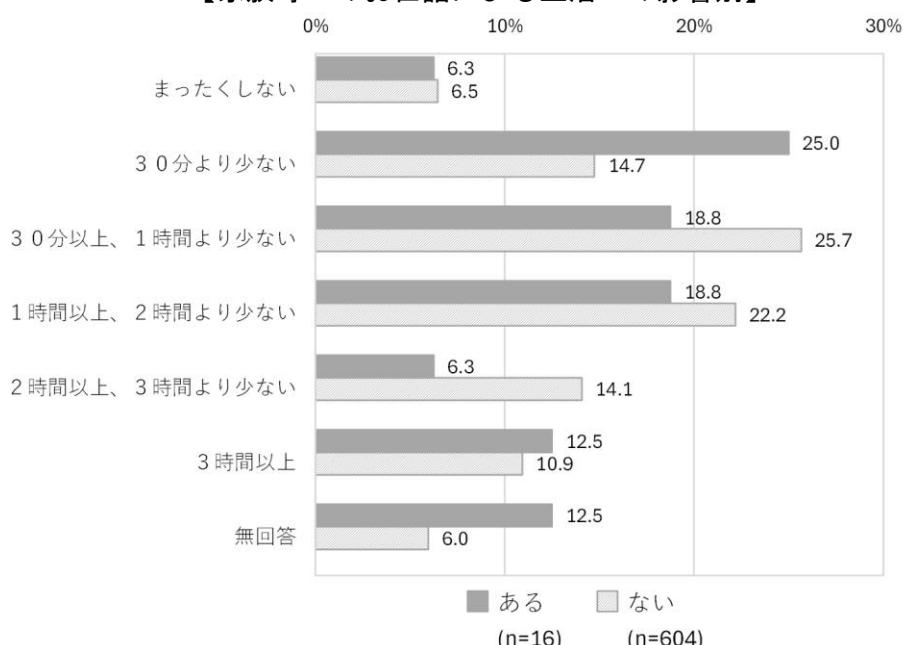
- 収入区分別にみると、「まったくしない」(18.9%)、「30分より少ない」(27.0%)では「収入区分1」の割合が他の収入区分に比べ高くなっています、「1時間以上、2時間より少ない」(24.1%)、「2時間以上、3時間より少ない」(19.3%)、「3時間以上」(13.2%)では「収入区分3」の割合が他の収入区分に比べ高くなっています。[上図]
- 家族等へのお世話による生活への影響別にみると、「30分より少ない」では、「ある」(25.0%)の割合が高く、一方で「3時間以上」では「ある」(12.5%)の割合も高くなっています。[下図]

授業以外の勉強時間について [単数回答]

【収入区分別】



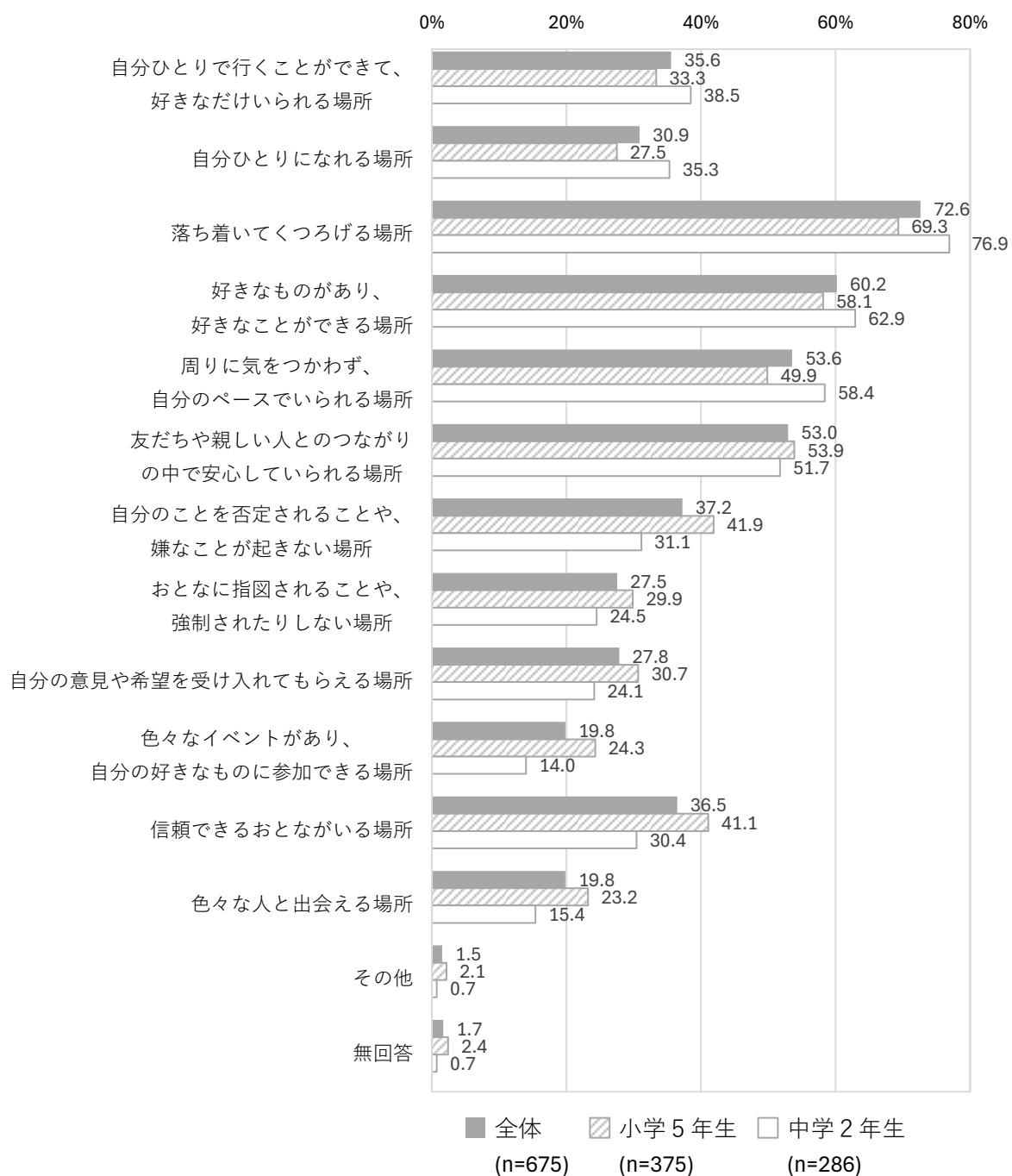
【家族等へのお世話による生活への影響別】



⑯自分が考える「居場所」について【子どもの生活実態調査（子ども編）】

●全体では「落ち着いてくつろげる場所」の割合が最も高く 72.6%となっています。小学 5 年生、中学 2 年生でも「落ち着いてくつろげる場所」（各 69.3%、76.9%）の割合が最も高くなっています。

自分が考える「居場所」について [複数回答]

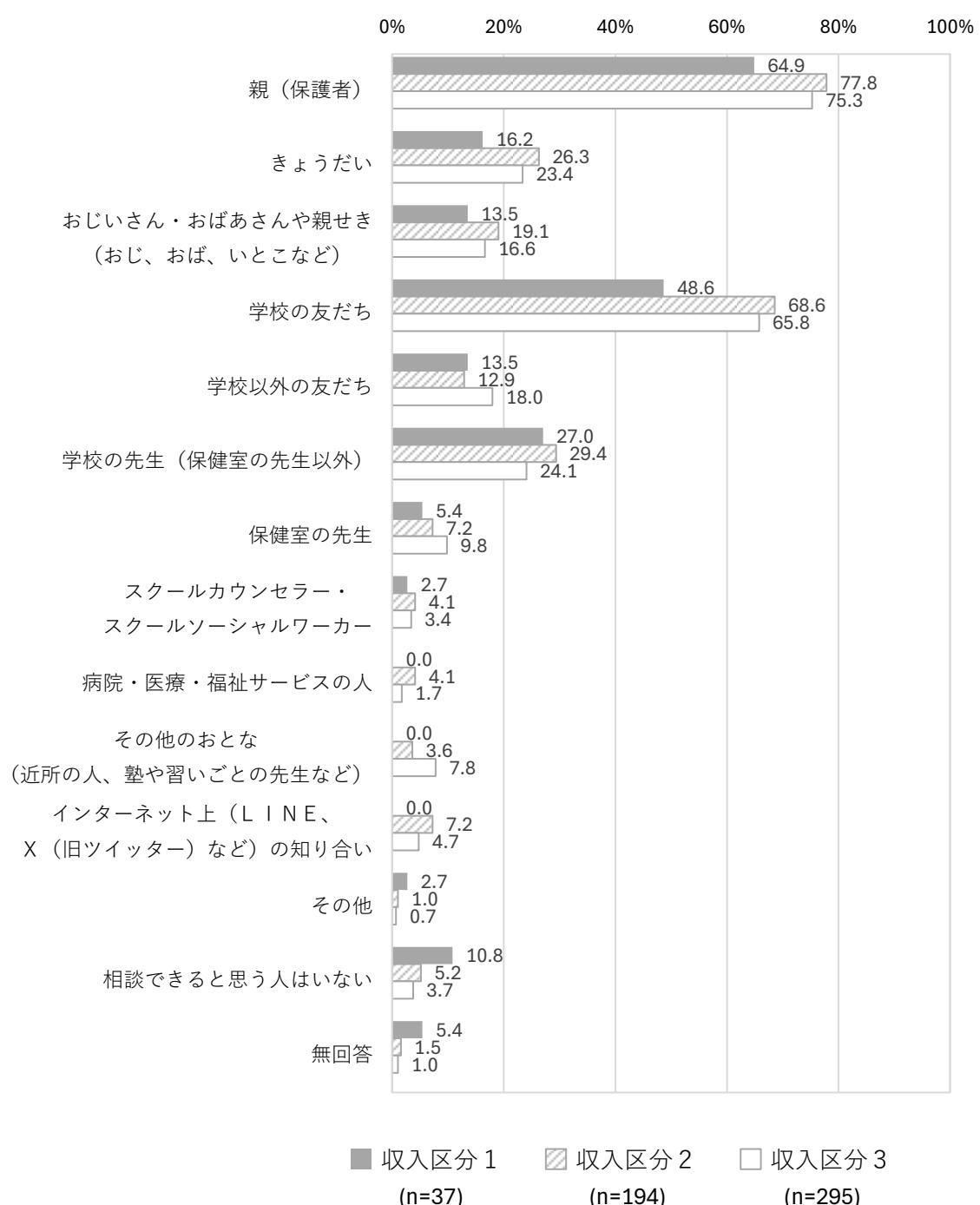


⑯相談できると思う人について【子どもの生活実態調査（子ども編）】

- 収入区分別にみると、各収入区分通して「親（保護者）」の割合が最も高く、ついで「学校の友だち」となっています。一方で「相談できると思う人はいない」では「収入区分1」(10.8%)の割合が他の収入区分と比べ高くなっています。
- 世帯の状況別にみると、両世帯ともに「親（保護者）」の割合が最も高く、ついで「学校の友だち」となっています。一方で「相談できると思う人はいない」では「ひとり親」(8.3%)の割合が高くなっています。〔次頁図〕

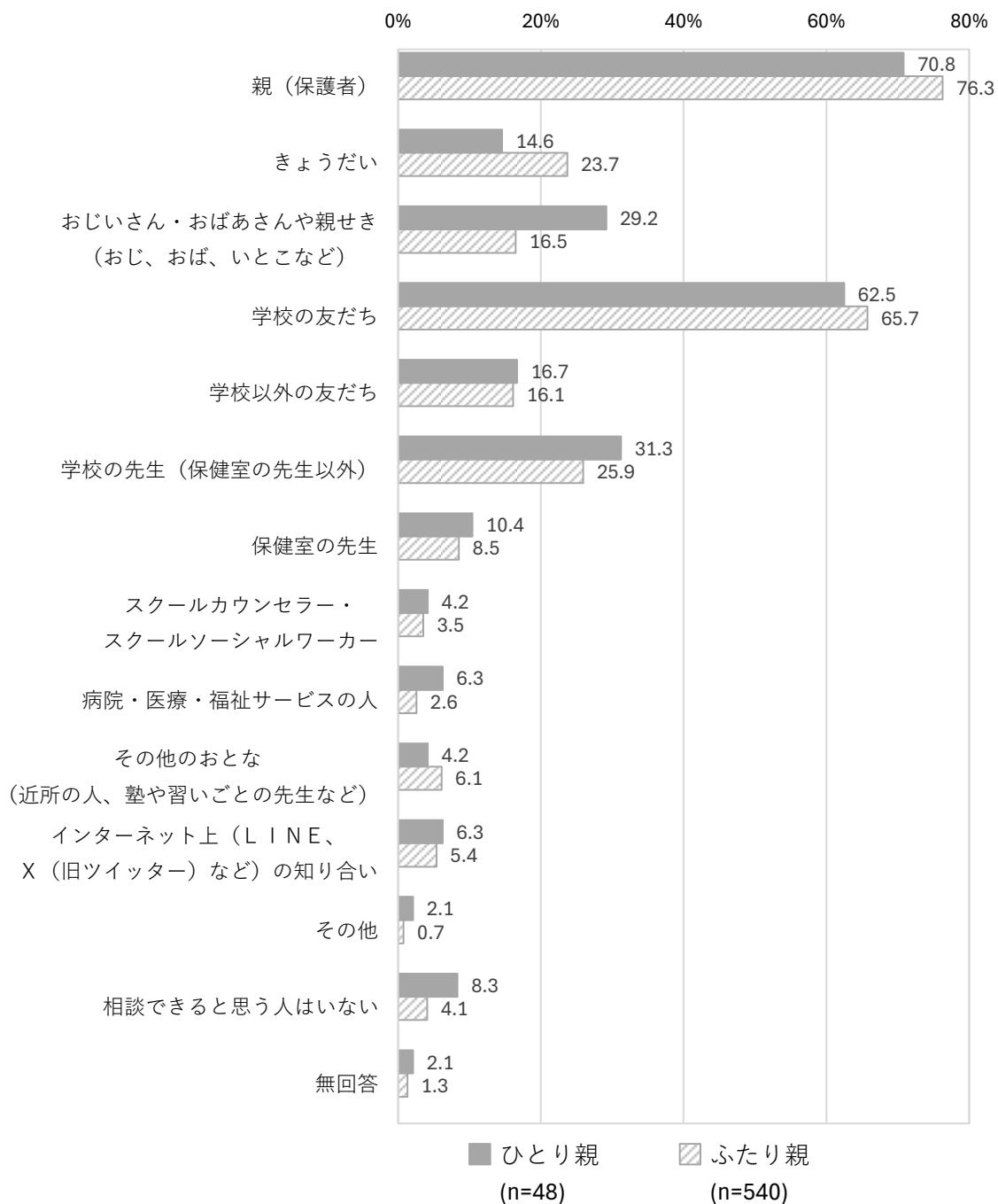
相談できると思う人について [複数回答]

【収入区分別】



■ 収入区分1 (n=37) ■ 収入区分2 (n=194) ■ 収入区分3 (n=295)

相談できると思う人について [複数回答]
【世帯の状況別】

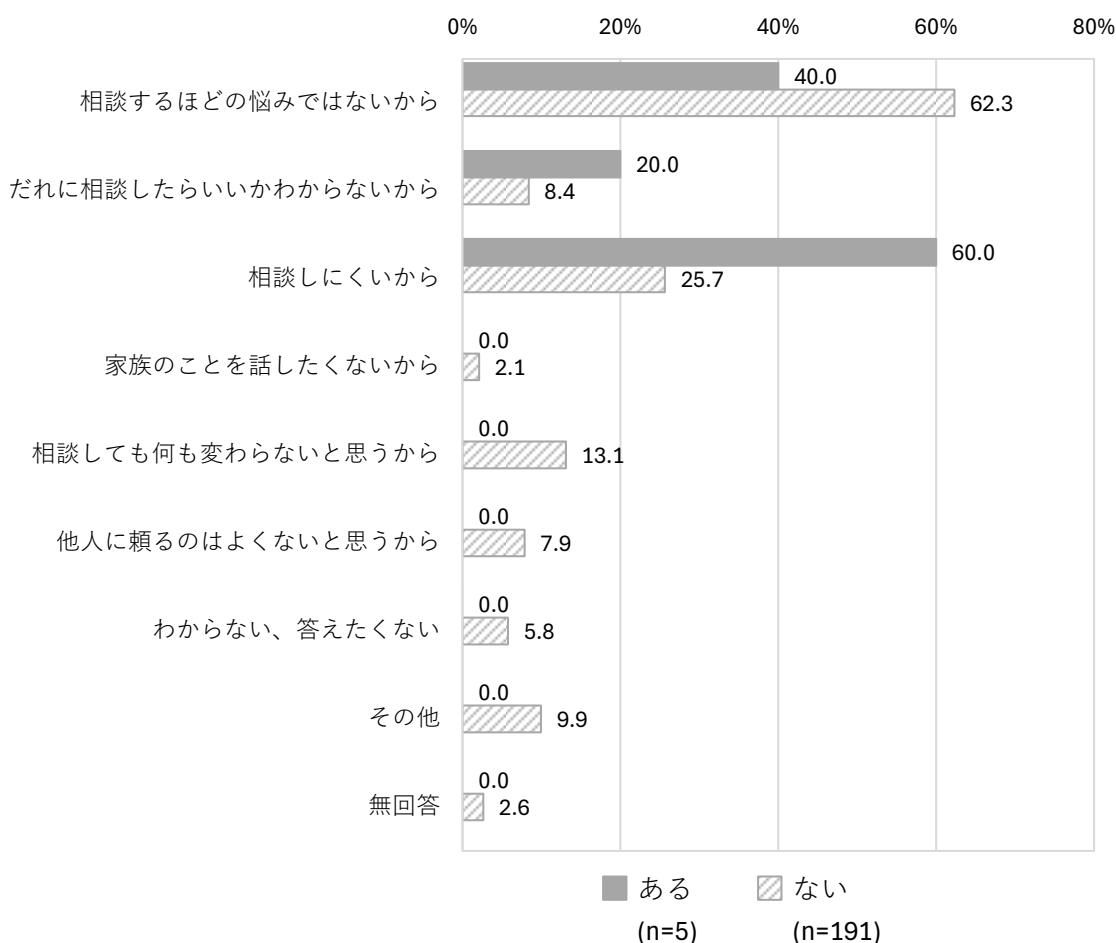


⑩相談していない理由について【子どもの生活実態調査（子ども編）】

●家族等へのお世話による生活への影響別にみると、「相談しにくいから」では「ある」(60.0%)の割合の方が高くなっています。

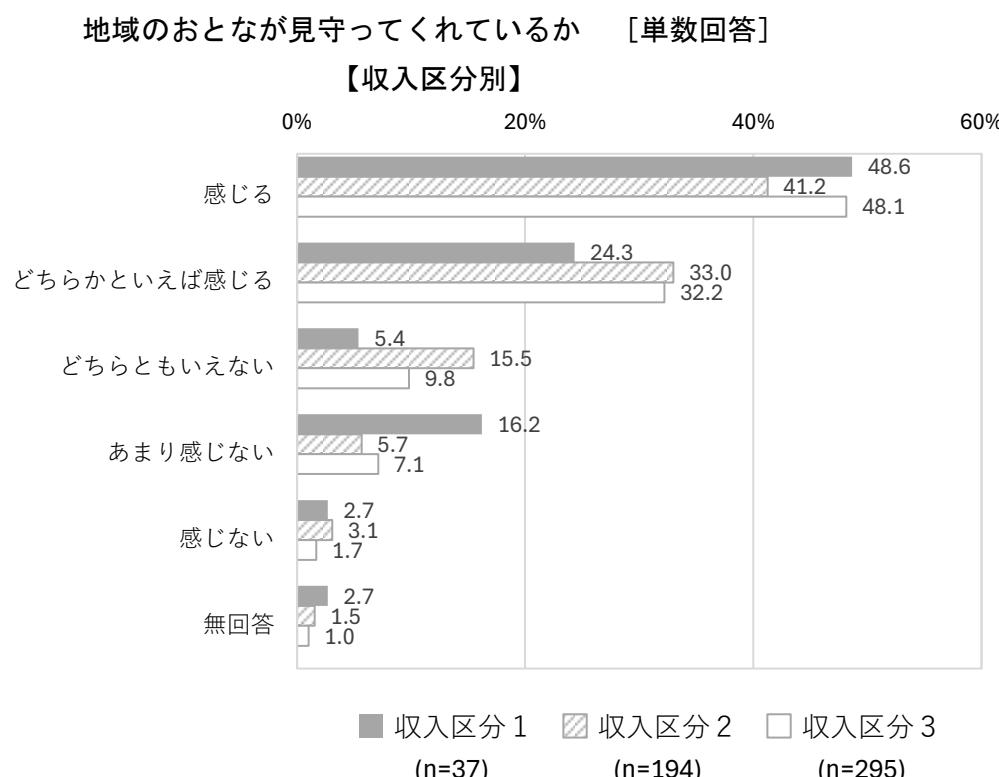
相談していない理由について [複数回答]

【家族等へのお世話による生活への影響別】



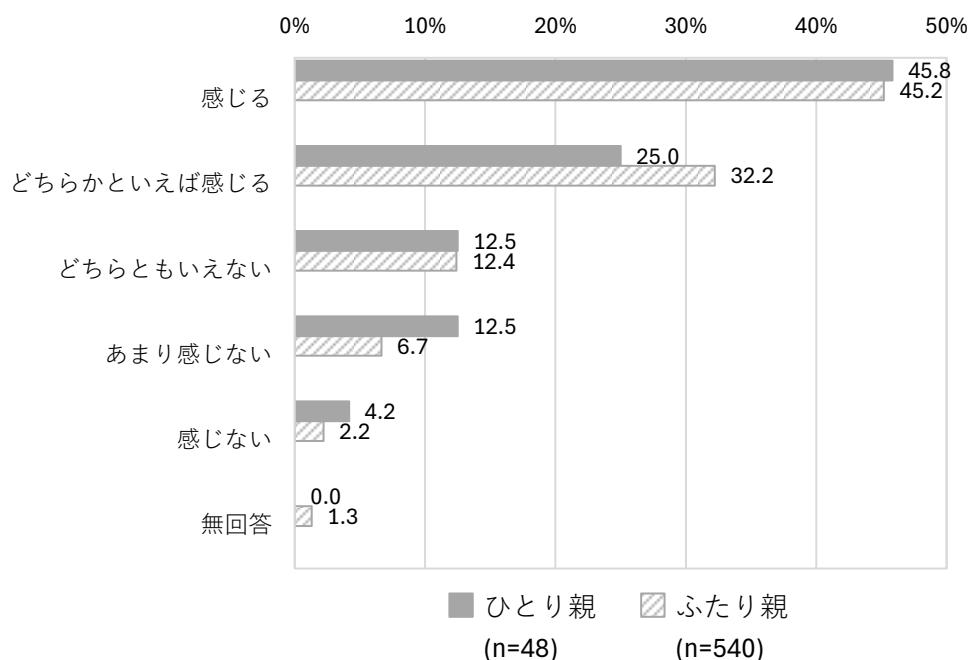
②地域のおとなが見守ってくれているかについて【子どもの生活実態調査（子ども編）】

- 収入区分別にみると、各収入区分を通して「感じる」の割合が最も高く、ついで「どちらかといえば感じる」となっています。一方で「あまり感じない」では「収入区分1」(16.2%)の割合が他の収入区分に比べ高くなっています。
- 世帯の状況別にみると、各収入区分を通して「感じる」の割合が最も高く、ついで「どちらかといえば感じる」となっています。一方で「あまり感じない」「感じない」では「ひとり親」(各 12.5%、4.2%)の割合の方が高くなっています。
〔次頁図〕



地域のおとなが見守ってくれているか [単数回答]

【世帯の状況別】



②以下（1）～（7）のような場所などがあれば使ってみたいと思いますか

【子どもの生活実態調査（子ども編）】

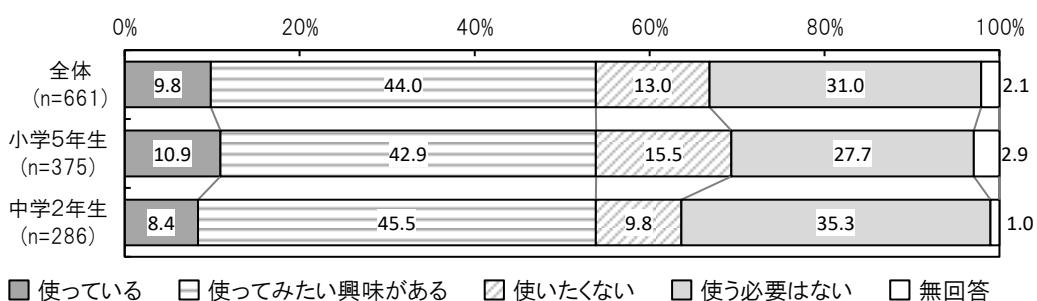
●全体では、（1）（家以外で）放課後に夜まで安心して過ごすことができる場所、（2）（家以外で）休日に過ごすことができる場所、（3）夏休みなど、長期休暇中に日中過ごすことができる場所、（4）家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所、（5）勉強を無料でみてくれる場所、（6）（家や学校以外で）進路や勉強、家族のことなど何でも相談できる場所、（7）無料か安く食事ができる場所（子ども食堂など）いずれも「使っている」「使ってみたい興味がある」の合計がほぼ半数以上となっています。

●学年別にみると、「使っている」では「小学5年生」（10.9%）の割合の方が中学2年生よりも高くなっています。（2）～（7）についても同様な結果となっています。

※（2）～（7）のグラフについては掲載略

（家以外で）放課後に夜まで安心して過ごすことができる場所 [単数回答]

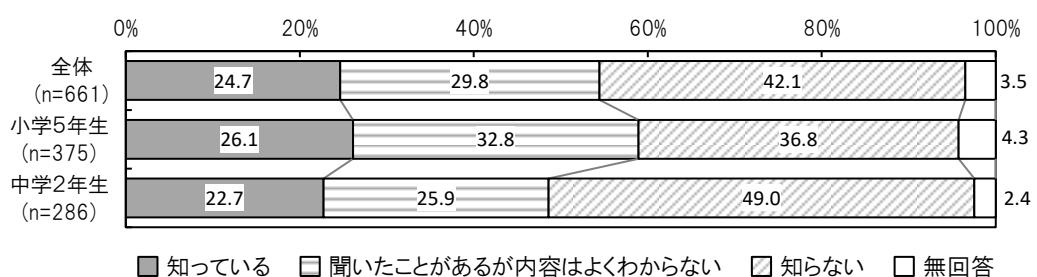
【学年別】



㉓「意見を表明する権利」があることを知っているかについて【子どもの生活実態調査（子ども編）】

●全体では「知っている」「聞いたことがあるが内容はよくわからない」の割合の合計が5割以上となっています。学年別にみると、「知っている」では「小学5年生」(26.1%)の割合の方が「中学2年生」より高くなっています。また、「知らない」では「中学2年生」(49.0%)の割合の方が「小学5年生」より高くなっています。

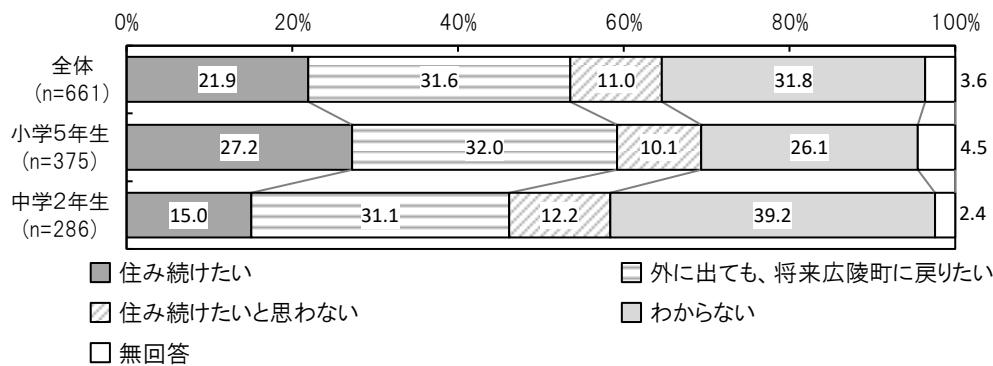
「意見を表明する権利」があることを知っているかについて [単数回答]
【学年別】



㉔将来、広陵町に住み続けたいと思うかについて【子どもの生活実態調査（子ども編）】

●全体では、「住み続けたい」「外に出ても、将来広陵町に戻りたい」の割合の合計が5割以上となっています。学年別では、小学5年生の「住み続けたい」「外に出ても、将来広陵町に戻りたい」の割合の合計(59.2%)の方が中学2年生(46.1%)よりも高くなっています。

将来、広陵町に住み続けたいと思うかについて [単数回答]
【学年別】

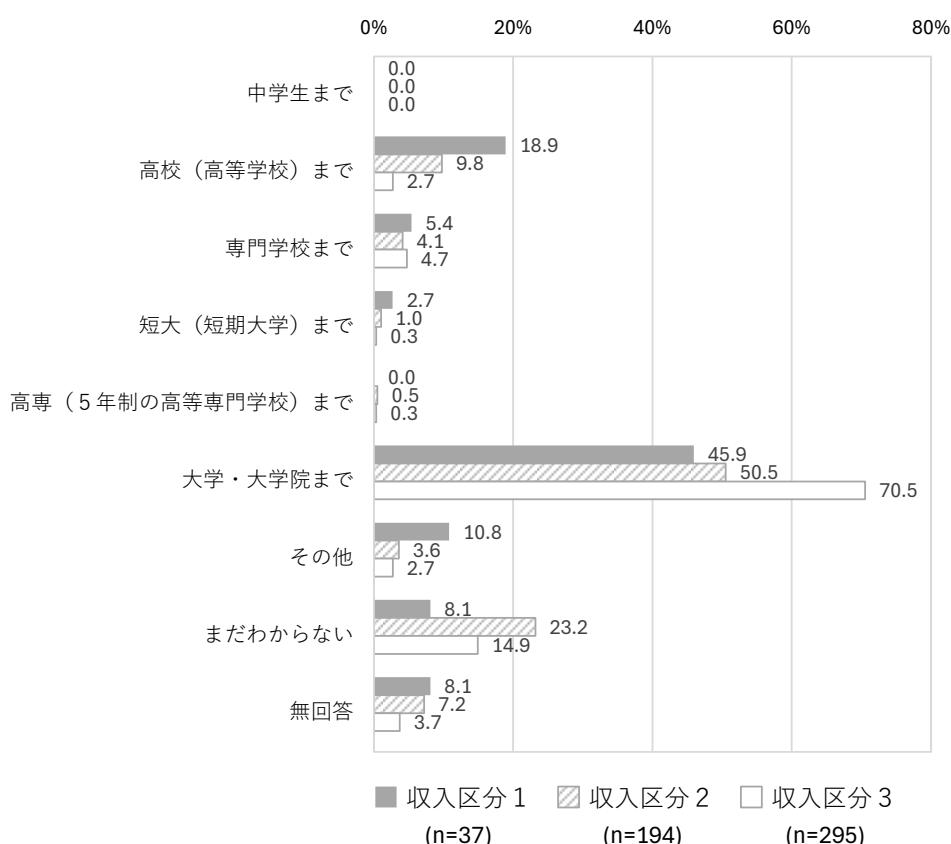


㉕こどもにどこまで進学して欲しいかについて【子どもの生活実態調査（保護者編）】

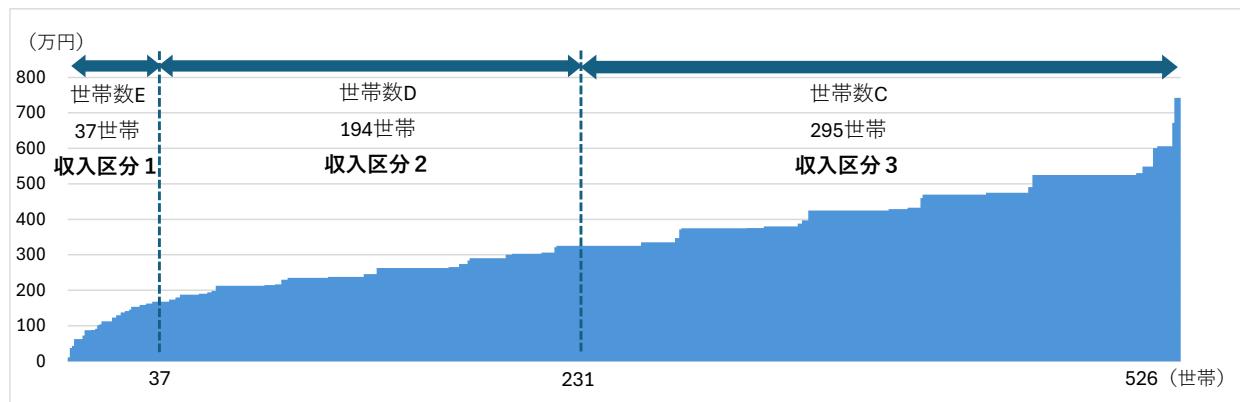
●収入区分別にみると、各収入区分を通して「大学・大学院まで」の割合が高くなっています。一方で「高校（高等学校）まで」では「収入区分1」（18.9%）の割合が他の収入区分比べ高くなっています。

こどもにどこまで進学して欲しいかについて [単数回答]

【収入区分別】



【収入区分について】

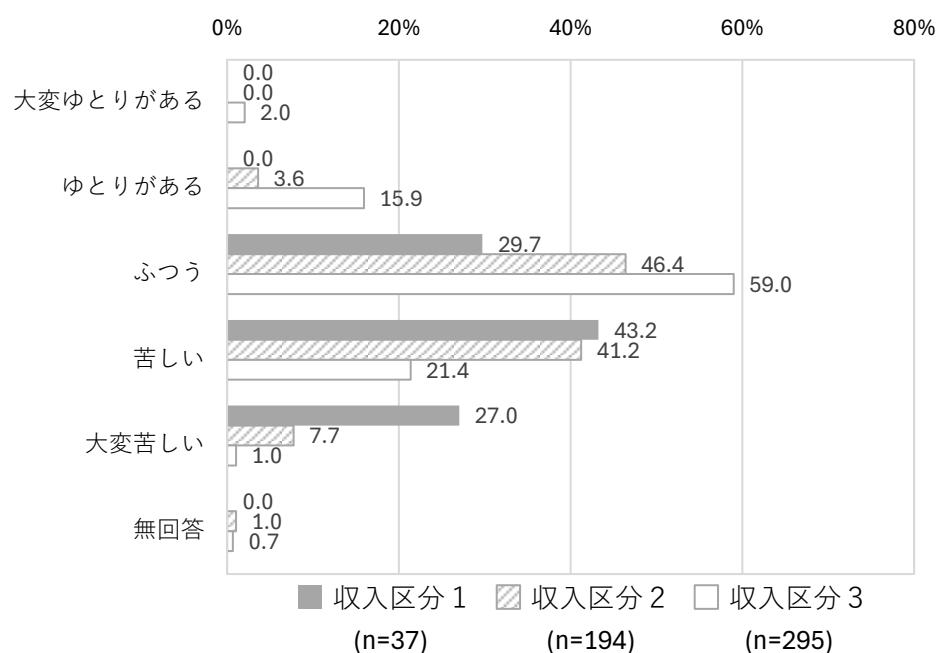


②現在の暮らしの状況について【子どもの生活実態調査（保護者編）】

- 収入区分別にみると、「苦しい」「大変苦しい」では「収入区分1」の割合が他の収入区分に比べ高くなっています。〔上図〕
- 世帯の状況別にみると、「ふつう」では「ひとり親（54.2%）の割合の方が高くなっています。一方、「大変苦しい」では「ひとり親」（12.5%）の割合の方が高くなっています。〔下図〕

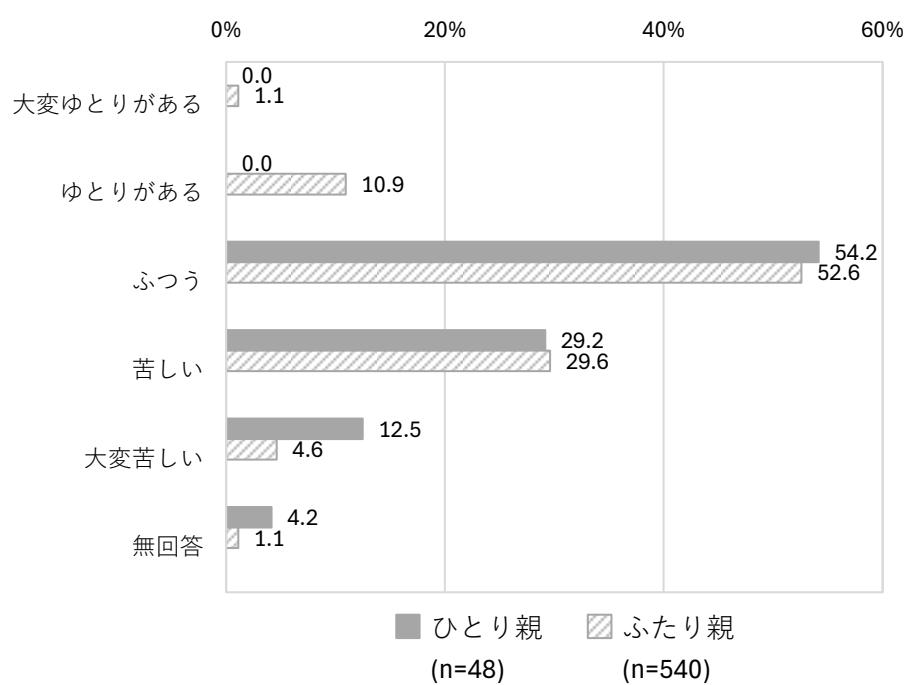
現在の暮らしの状況について [単数回答]

【収入区分別】



現在の暮らしの状況について [単数回答]

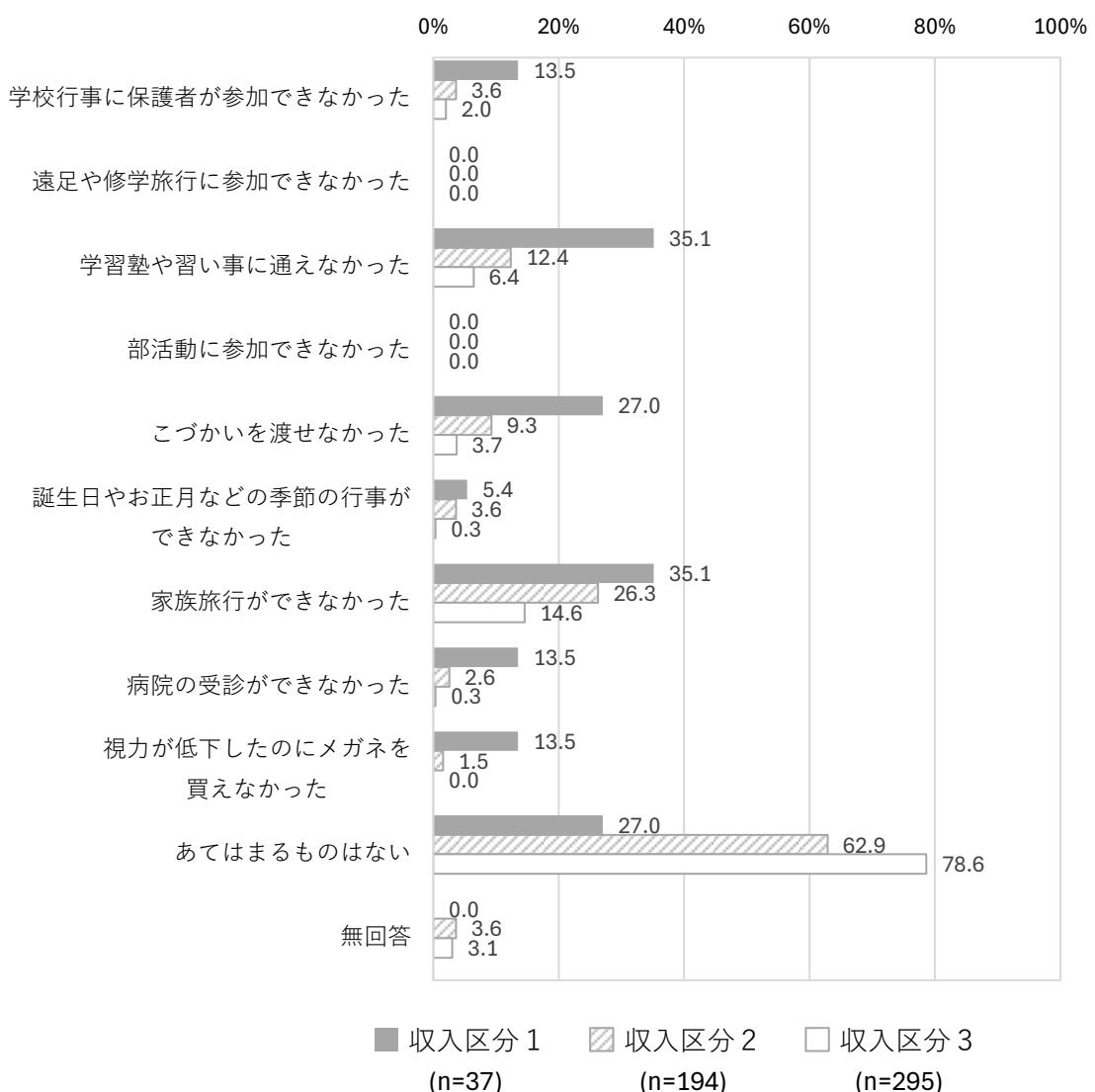
【世帯の状況別】



②経済的な理由でできなかつたこどもへの対応について【こどもの生活実態調査（保護者編）】

●収入区分別にみると、「学校行事に保護者が参加できなかつた」(13.5%)、「学習塾や習い事に通えなかつた」(35.1%)、「こづかいを渡せなかつた」(27.0%)、「誕生日やお正月などの季節の行事ができなかつた」(5.4%)、「家族旅行ができなかつた」(35.1%)、「病院の受診ができなかつた」(13.5%)、「視力が低下したのにメガネを買えなかつた」(13.5%)では「収入区分1」の割合が他の収入区分に比べ高くなっています。

経済的な理由でできなかつたこどもへの対応について [複数回答]
【収入区分別】

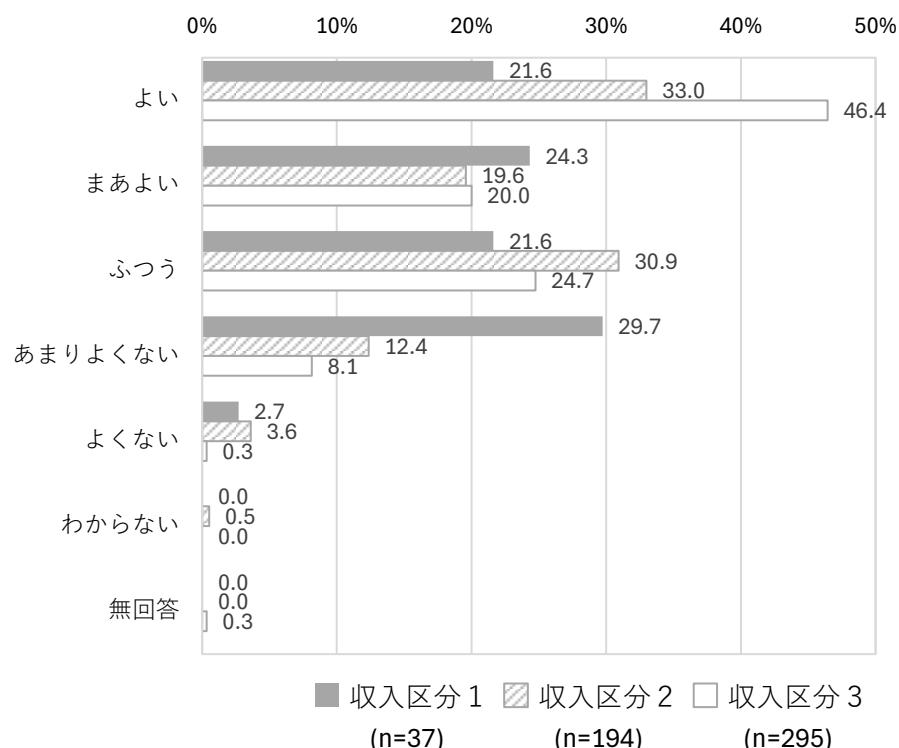


㉙-1 保護者の健康状態について【子どもの生活実態調査（保護者編）】

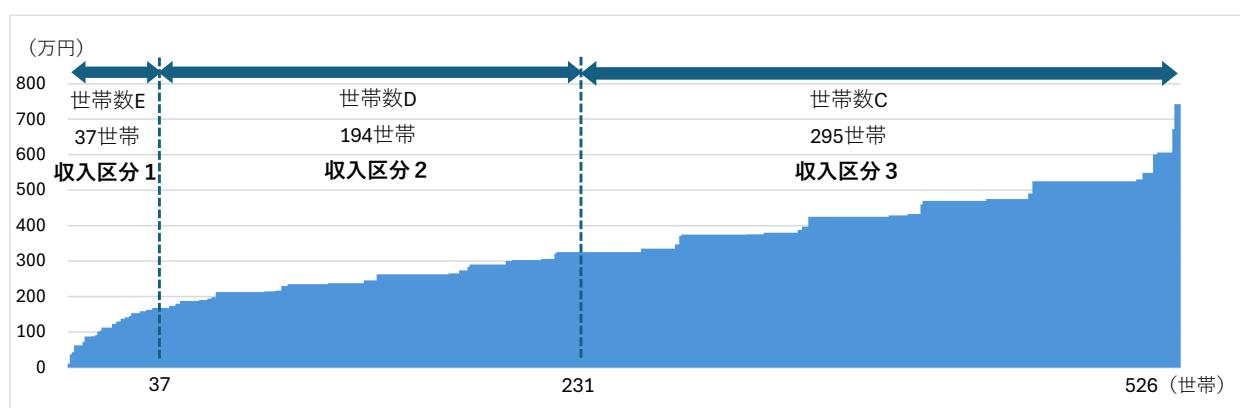
●収入区分別にみると、「収入区分1」では「あまりよくない」（29.7%）の割合が他の収入区分に比べ高くなっています。

保護者の健康状態について [単数回答]

【収入区分別】



【収入区分について】

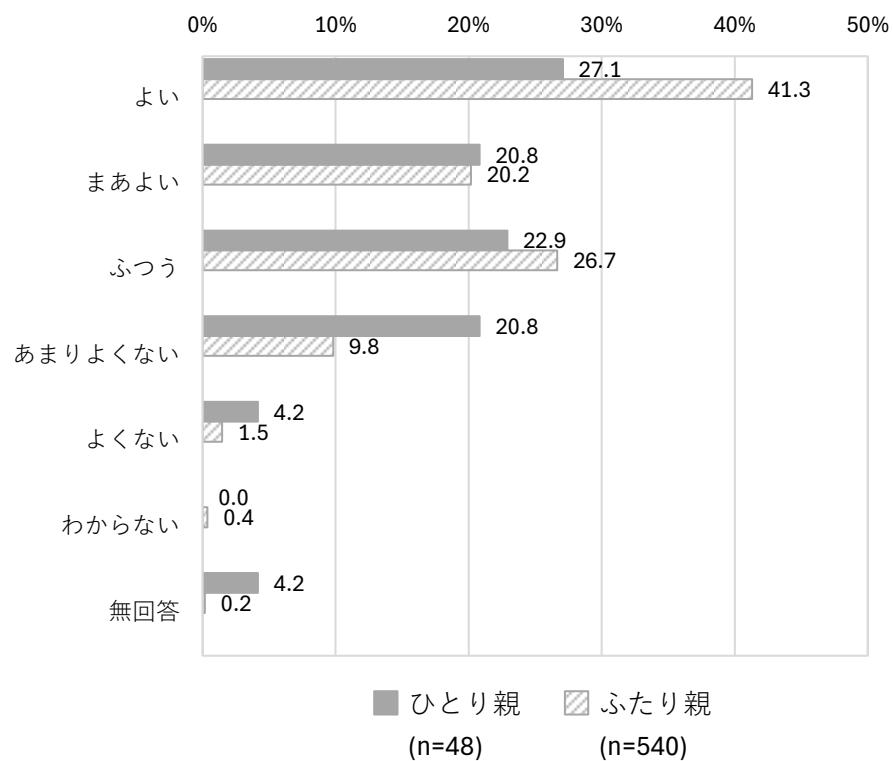


②8-2 保護者の健康状態について【子どもの生活実態調査（保護者編）】

●世帯の状況別にみると、「あまりよくない」「よくない」では「ひとり親」（各20.8%、4.2%）の割合の方が高くなっています。

保護者の健康状態について [単数回答]

【世帯の状況別】

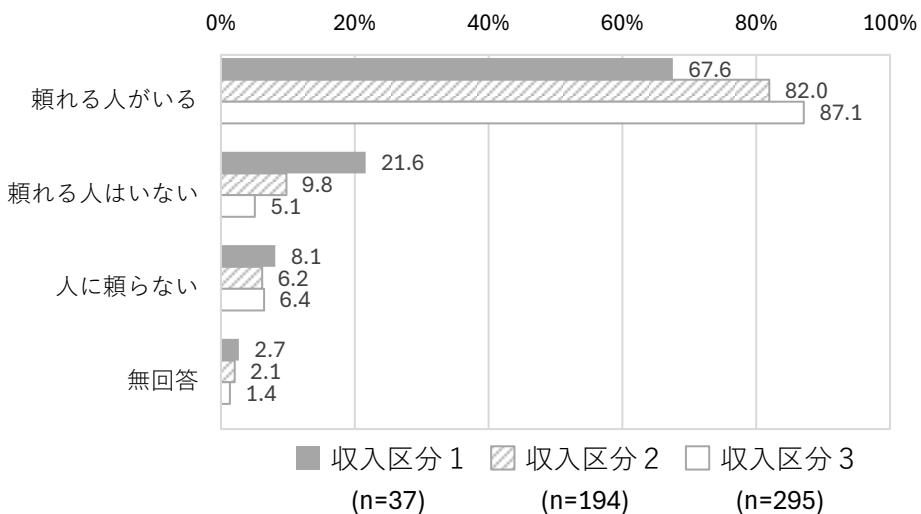


■ ひとり親 (n=48) □ ふたり親 (n=540)

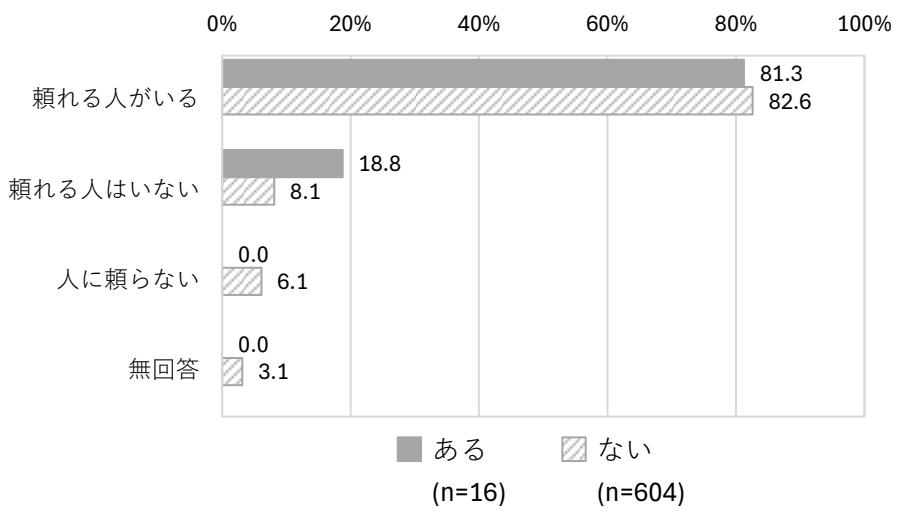
②子育てに関する相談で頼れる人について【子どもの生活実態調査（保護者編）】

- 収入区分別にみると、各収入区分を通して「頼れる人がいる」の割合が高くなっています。一方で「頼れる人はいない」では「収入区分1」(21.6%)の割合が他の収入区分に比べ高くなっています。[上図]
- 家族等へのお世話による生活への影響別にみると、両世帯とも「頼れる人がいる」の割合が高くなっています。一方で「頼れる人はいない」では「ある」(18.8%)の割合の方が高くなっています。[下図]

子育てに関する相談で頼れる人について [単数回答]
【収入区分別】



子育てに関する相談で頼れる人について [単数回答]
【家族等へのお世話による生活への影響別】

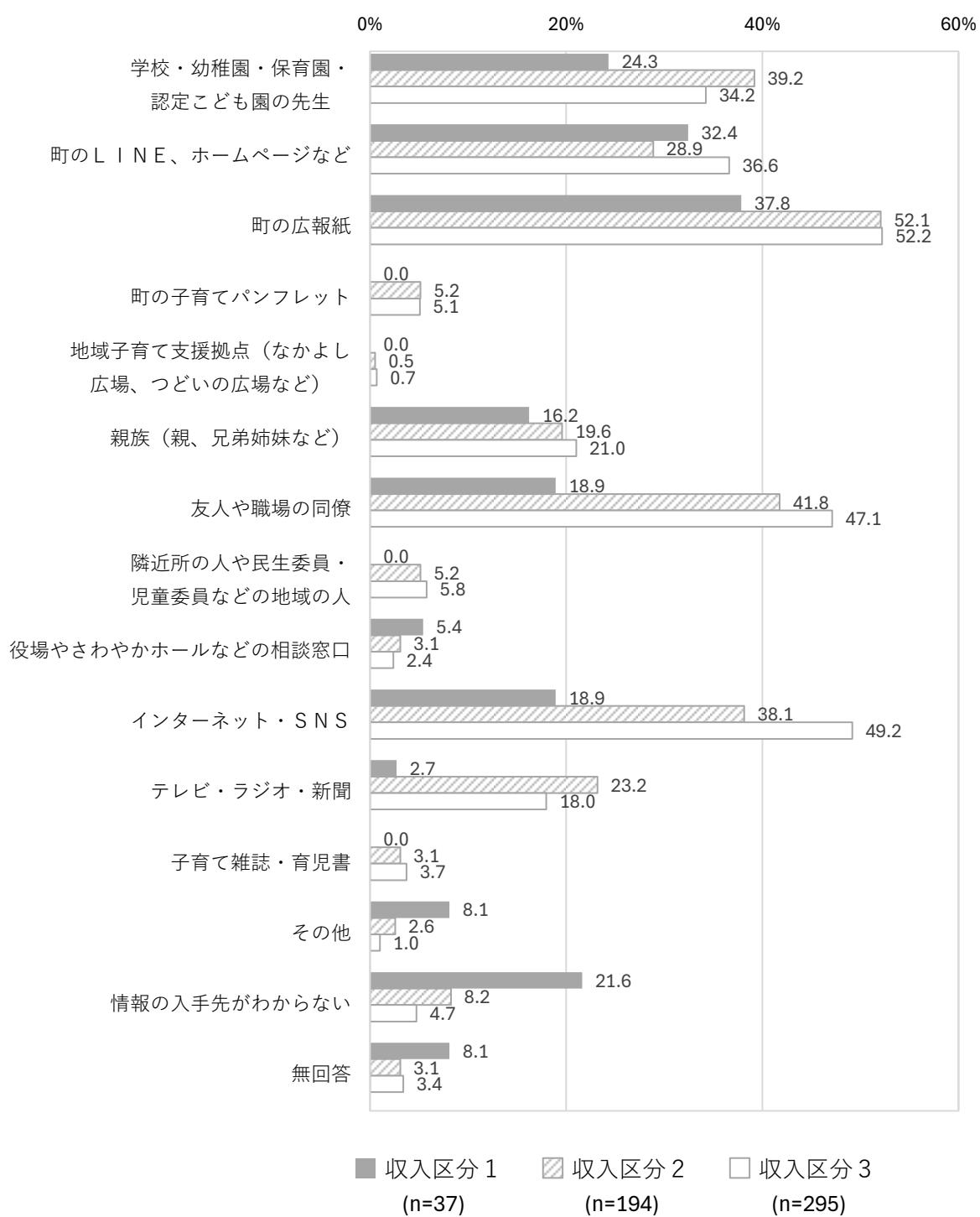


⑩生活や子育てに関する情報の入手先について【子どもの生活実態調査（保護者編）】

●収入区分別にみると、各収入区分を通して「町の広報紙」の割合が高くなっています。一方で「情報の入手先がわからない」では「収入区分1」（21.6%）の割合が他の収入区分に比べ高くなっています。

生活や子育てに関する情報の入手先について [複数回答]

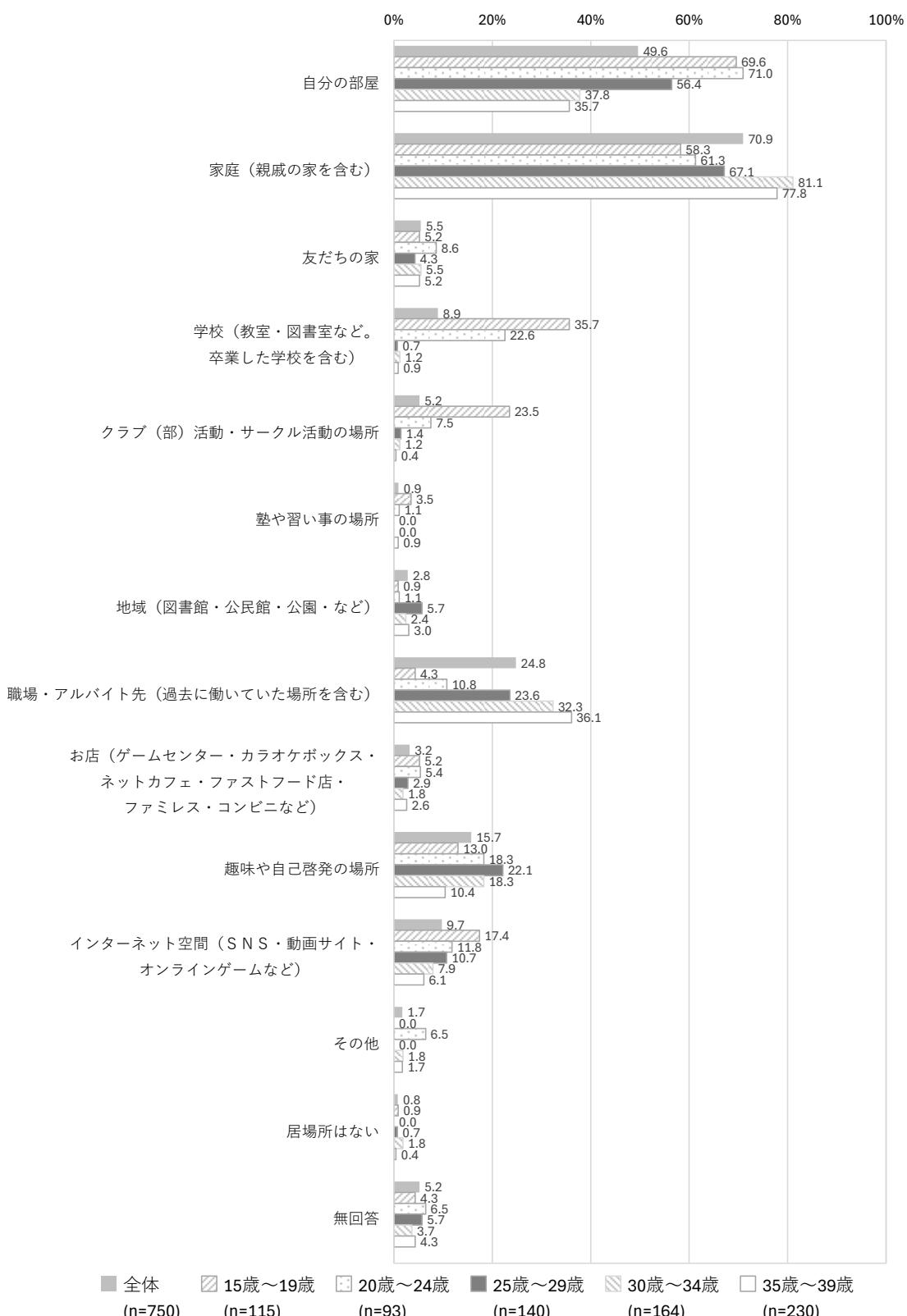
【収入区分別】



③自分が考える「居場所に」について【こども・若者の意識調査】

●全体では「家庭（親戚の家を含む）」の割合が最も高く 70.9%となっています。
 「居場所はない」（0.8%）との回答について、回答対象者（15～39 歳）の年齢別人口（8,525 人：令和 6 年 12 月末現在）で換算すると、68 人となります。

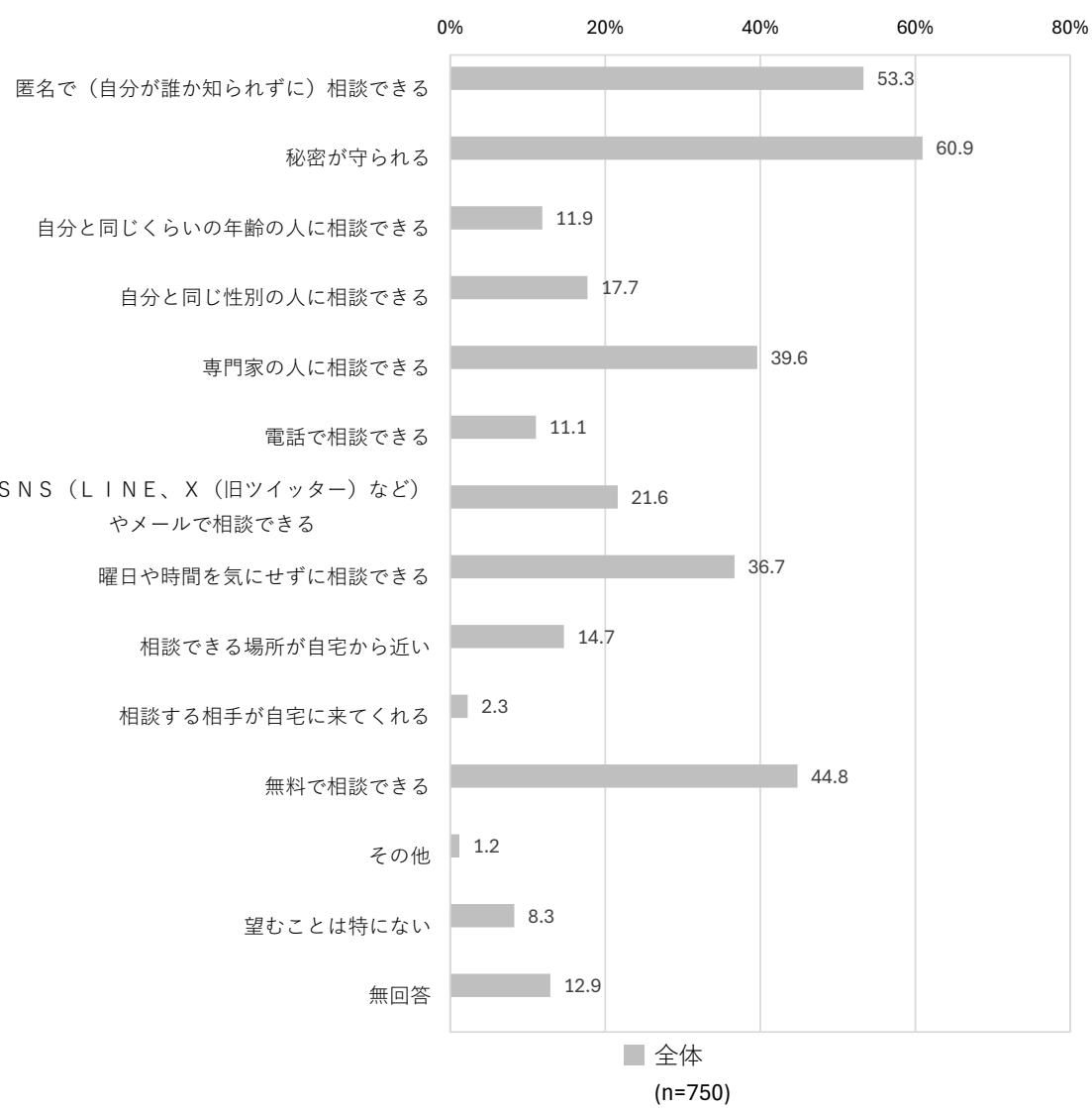
自分が考える「居場所に」について [複数回答]



③相談先に望むことについて【こども・若者の意識調査】

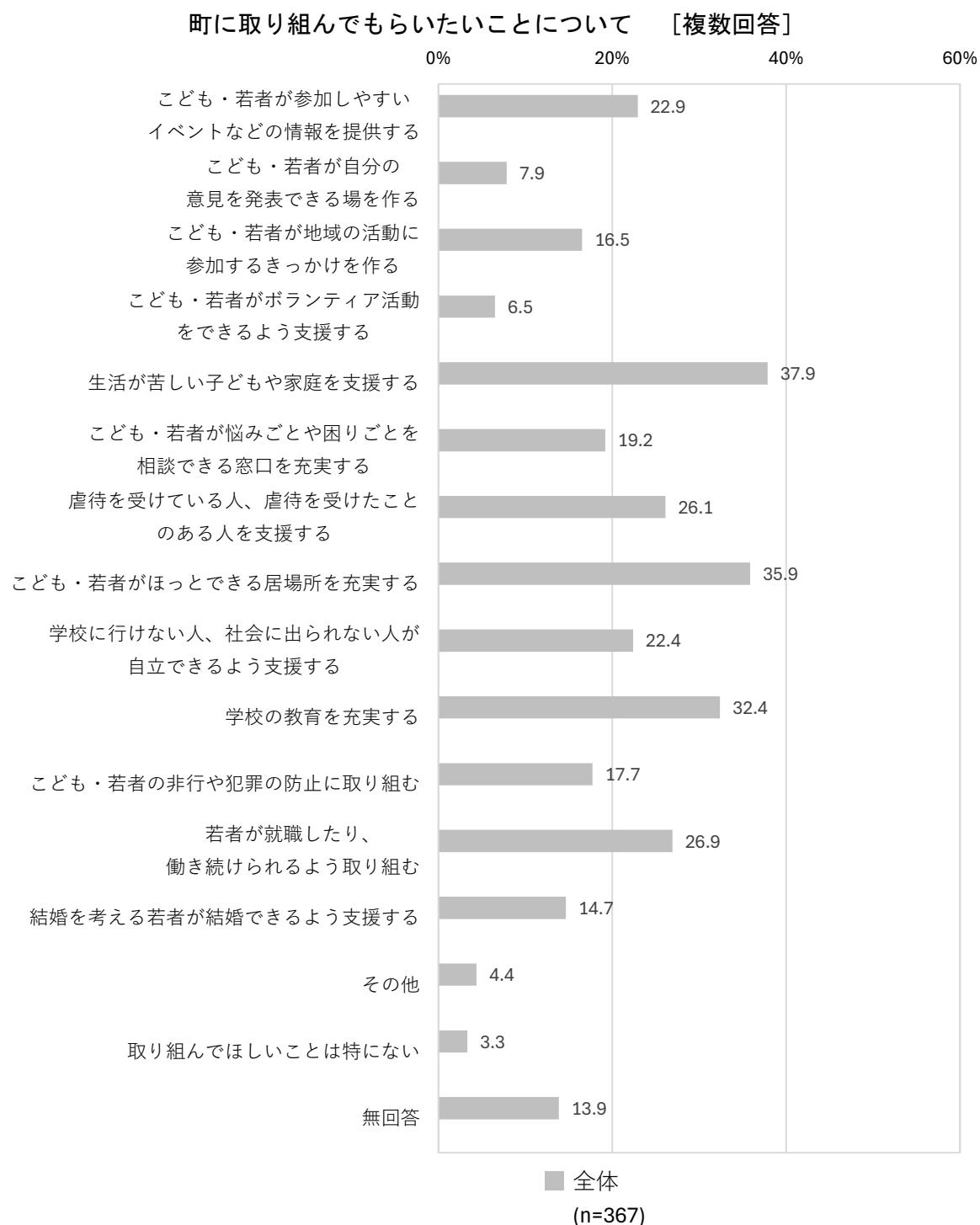
●全体では「秘密が守られる」の割合が最も高く 60.9%となっています。次いで「匿名で（自分が誰か知られずに）相談できる」（53.3%）、「無料で相談できる」（44.8%）となっています。

相談先に望むことについて [複数回答]



③町に取り組んでもらいたいことについて【こども・若者の意識調査】

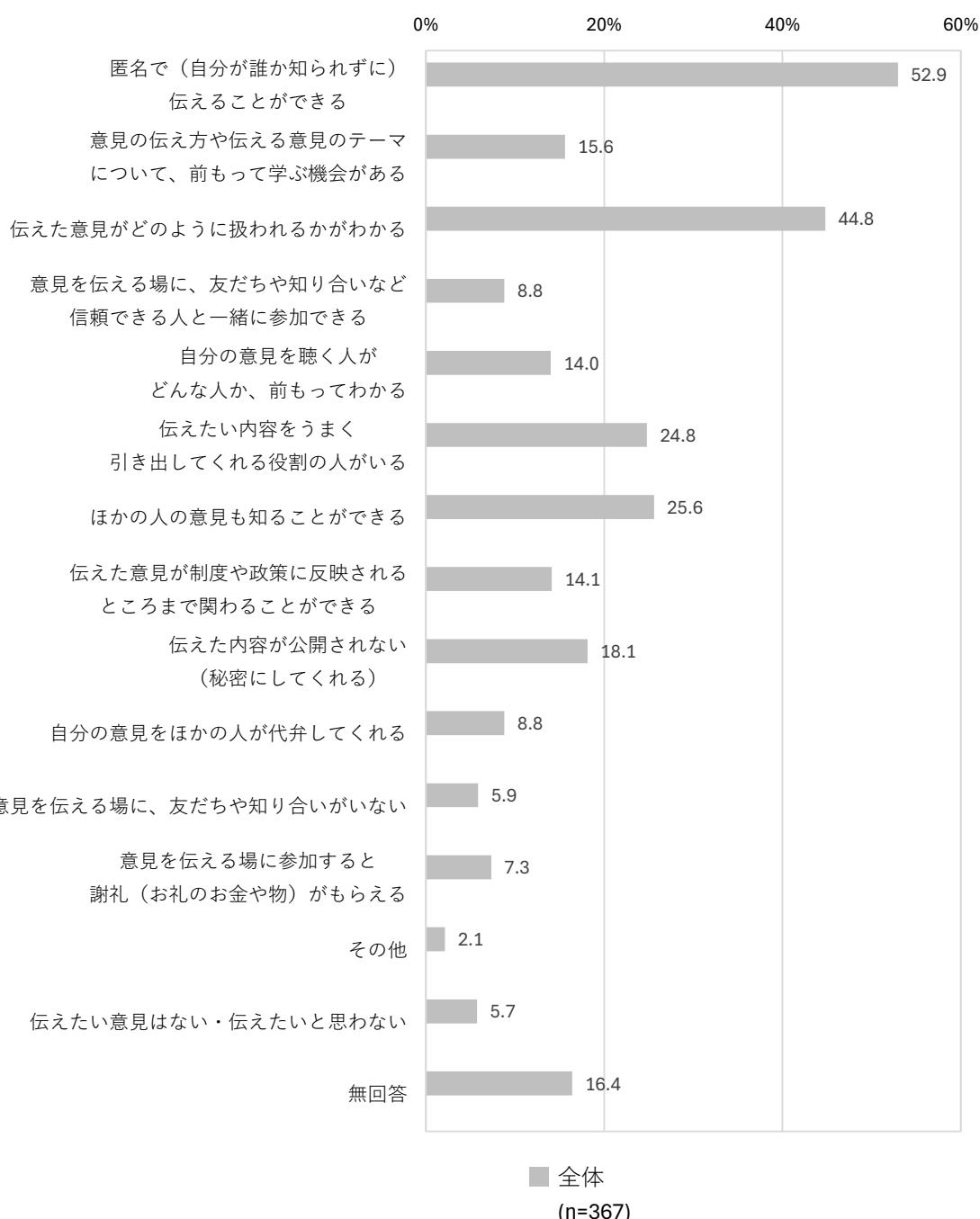
●全体では「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」の割合が最も高く 37.9%となっています。次いで「こども・若者がほっとできる居場所を充実する」(35.9%)、「学校の教育を充実する」(32.4%) となっています。



④町に自分の意見を伝えやすいルール等について【こども・若者の意識調査】

●全体では「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」の割合が最も高く 52.9% となっています。次いで「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」(44.8%)、「ほかの人の意見も知ることができる」(25.6%) となっています。

町に自分の意見を伝えやすいルール等について [複数回答]



11 ワークショップによる意見聴取

(1) 目的

こども計画策定において、こども・若者等の当事者の意見を反映するために必要な措置を講じることがこども基本法に義務付けられています。町内のかどもたちの素直な意見を収集することを目的とし、対話の場としてワークショップを開催しました。

- ・開催日時：1日目 令和7年7月26日（土）10:00～12:00
2日目 令和7年8月2日（土）10:00～12:00
- ・開催場所：広陵町役場 3階大会議室
- ・実施テーマ：メインテーマ「私が思うしあわせな町とは？」
サブテーマ①「今の私の困りごとは？」
サブテーマ②「ウキウキわくわくする町（住みたくなる町）とは？」
- ・出席者（学年別・単位：人）

△	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	大学	合計
7/26	3	1	3	2	3	0	0	4	0	2	18
8/2	3	2	2	2	2	0	0	4	0	2	17

(2) ワークショップについて

①こども計画策定におけるワークショップに対し国が求めるもの

「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聞く取組のはじめ方～」（令和6年3月：こども家庭庁）における実施体制では、こども・若者から直接意見を聞く時は、意見を言いやすい・意見を聞いてもらえる安全で安心な環境づくりを通じ、こども・若者の心理的安全性を確保することが大切とされています。これらに対し、本ワークショップでは下記のように対応しました。

- i) ファシリテーターの登用
- ii) グラウンドルールの設定

〔こどもたちが設定したグラウンドルール〕

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・意見を否定しない | ・2回言う（聞こえにくいかも） |
| ・あいづちをうつ | ・まず、ほめる |
| ・無視、スルーしない、注目する | ・「いいね」を言う |

- iii) 広陵町にまつわるクイズ、アイスブレイクの実施
- iv) 小学生～大学生の協働作業
- v) 本音を出しやすいプログラム構成
- vi) 表面的なニーズではなく、深い内面のニーズを引き出す

②プログラム概要

日程	内容
1日目 (7月26日)	こども計画・子どもの権利の説明
	広陵町にまつわるクイズ
	アイスブレイク+グラウンドルール説明
	グループワーク(サブテーマ①) 【学校内の困りごと・イヤなこと・やめて欲しいこと】
	グループワーク(サブテーマ①) 【学校外(家庭、地域、遊び)の困りごと・イヤなこと・やめて欲しいこと】
	解決策(サブテーマ②)「学校内ウキウキわくわくにつながるためには?」
2日目 (8月2日)	解決策(サブテーマ②)「学校外ウキウキわくわくにつながるためには?」
	わたしが思うしあわせな町 グループワーク 「改善後の町や自分の状態を想像しよう」

i) ワークの進め方

ワークは学年、学校に関係なく、3グループに分かれ実施しました。

1日目は、「今の私の困りごとは?」について、意見を出しやすいように身近な「学校内」のことから意見を出してもらい、次いで「学校外」のことへと範囲を広げて進めました。

2日目には、「学校内」「学校外」それぞれの困りごとに対する解決策をグループ内で話し合いました。さらに「ウキウキわくわくにつながるためには?」に対しては、「今の私の困りごとは?」の解決策が実現できた場合に、困りごとやイヤなことがなくなったら自分に得られるもの、獲得できるものを繰り返し深堀りする問いかけを行い「しあわせな町」のイメージを膨らませ、メインテーマのワークを行いました。

③ワークショップの様子

【個人ワーク】



【グループ内での話し合い】

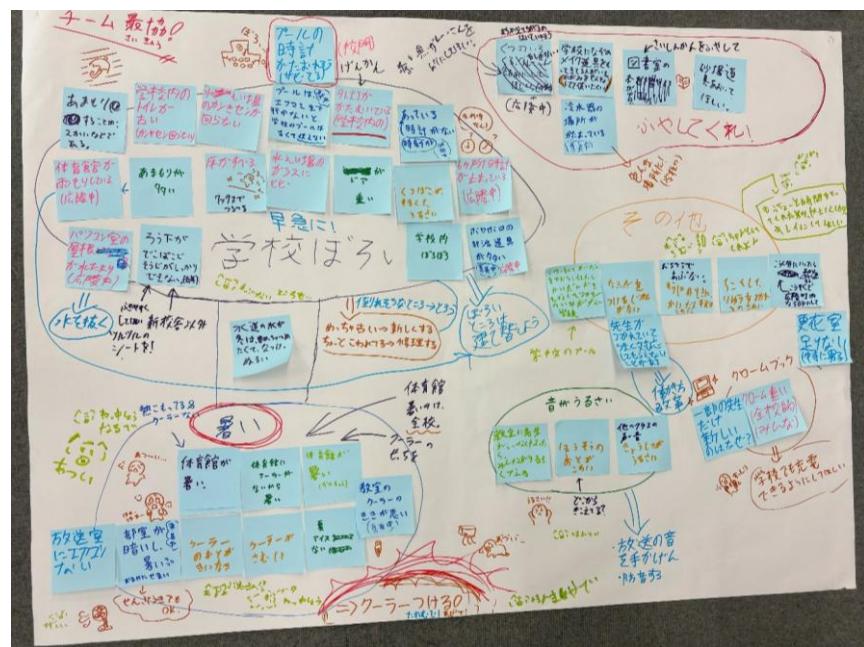


(3) こどもたちの意見（成果物）

こどもたちの素直な想いをぶつけた町への「提言書」になっています。

①サブテーマ【学校内】

「今私の困りごとは？」（学校内の困りごと・イヤなこと・ヤメてほしいこと）



（写真：A班「チーム最協」の例）

・3班全体での主な意見

i) 学校ぼろい

雨漏りが各所で常態化し設備老朽化が進んでいる、換気不良や床滑り、プール使用困難、外灯傾きや時計が止まっているという意見が出ていました。

ii) ふやしてくれ！

靴色の自由化や図書室の充実、冷水器の偏在解消、鏡の占有や砂場道具不足の改善が必要ですという意見が出ていました。

iii) 命が危ない

運動場や校庭に日陰・ベンチが少なく熱中症が心配で休めず、体育館も無空調で猛暑時に耐えにくいですという意見が出ていました。

iv) 古いぞ！広陵町！

靴色や制服の選択肢が狭く息苦しいという意見、電動自転車を認めてほしく、掃除手順の細かさも負担ですという意見が出ていました。

②サブテーマ【学校外】

「今の私の困りごとは?」(学校外(家庭、地域、遊び)の困りごと・イヤなこと・やめてほしいこと)

・3班全体での主な意見

i) 施設増やせ!

信号の視認性や待ち・歩行時間が不十分で、近隣の娯楽・買物施設や雨天時の居場所、公園設備も乏しく利用しづらいですという意見が出ていました。

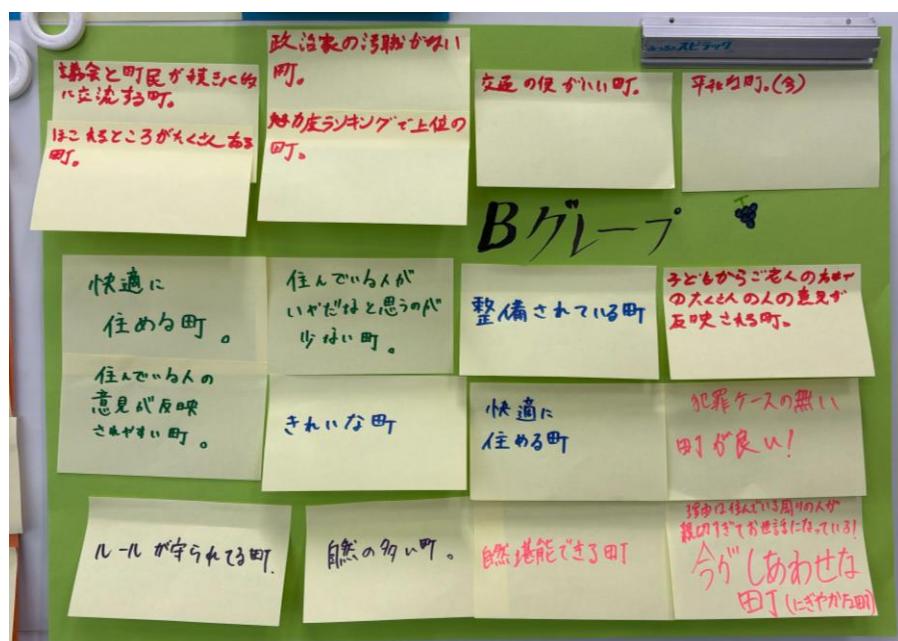
ii) 危険やで道路!!

狭く凸凹な道が多く暗い上、街灯やカーブミラー不足で見通しが悪く、自転車ルールも分かりにくく危険ですという意見が出ていました。

iii) にぎやかにしようぜ!! さみしい町…

最寄り駅が遠く鉄道・バス本数も少ないため移動が不便で、駅の待合室や宿泊施設の不足も課題ですという意見が出ていました。

③メインテーマ「わたしが思うしあわせな町とは?」



(写真:B班「B グレープ」の例)

・3班全体での主な意見

こどもたちが思うしあわせな町として、安心、安全、助け合える、環境にやさしい、みんなの意見が反映される、笑顔で過ごせる、好きなことができる、誇れるところがあるという意見が出ていました。

（4）こども計画への反映、施策展開等について

こども計画への掲載、施策反映、フィードバックについては、主に下記のような対応を進めています。

①現行事業等で対応

こども達からの意見を担当課に振り分けて、対応可能なものの、検討が必要なものを確認しながら実現に向けて取り組んでまいります。

②新たな施策・事業で対応

今後、重点的に進めることの居場所づくり等に対して、意見を反映してまいります。

③こども計画書策定においての考え方、方向性として対応

メインテーマである「わたしが思うしあわせな町とは？」に対する意見では、こども達の輝く様子や町への思いが表っていました。計画の基本理念等の考案において、これらの考え方を取り入れてまいります。

（5）ワークショップ参加者アンケート集計結果

質問	回答	割合
ワークショップは楽しく過ごせましたか	大変楽しかった	84.2%
また機会があれば参加したいと思いましたか	そう思う※1	89.5%
ワークショップの満足度はどれくらいですか	満足した※2	84.3%

※1…「大いにそう思う」（63.2%）と「そう思う」（26.3%）の合計

※2…「非常に満足した」（63.2%）と「満足した」（21.1%）の合計

12 対応すべき課題

（1）子どもの権利を守り、子どもの主体性を育む機会の課題について

国の「子ども大綱」が目指す「子どもまんなか社会」の構築に対し、子どもが主体となって表明することの意見は欠かせません。子どもの「意見を表明する権利」の認知度について、子どもの生活実態調査（子ども編）では「知っている」が全体で24.7%、子ども・若者の意識調査では、全体で25.9%と3割以下となっていました。一方で、意見を町に伝えたいと思っている割合（「伝えたいと思う」「どちらかといえば、伝えたいとおもう」の合計）が全体で39.8%と約4割となっていました。子どもの意見を表明する権利を理解し、そして意見を表明する機会や多様な手段の確保が求められます。

また、意見を伝えたいと思わない理由では、子ども・若者の意識調査では「意見を伝えても反映されないと思うから」が全体で48.2%と約半数となっており、子どもの主体性や参画意欲を損なう課題となります。匿名性や秘密保持に配慮し、子どもの意見の施策反映の公表や聴取した意見のフィードバック等が必要になると考えられます。

子どもの主体的な意識については、「自分には自分らしさというものがあると思う」について、子ども・若者の意識調査では、全体で74.8%と、国の現状値84.1%（出典：子ども・若者の意識と生活に関する調査2022年調査）よりも約10ポイント低くなっています。「自分には自分らしさがある」という社会的な自己認識に繋げるための多様な体験機会やメンタル面のサポート、心理的安全性の確保された居場所の整備等の検討が求められます。

（2）困難な状況にある子どもや子育て世帯における課題について

低所得・ひとり親・ヤングケアラー世帯の子どもたちは、経済的、家庭環境の制約により、塾や習い事といった学校外の学習・活動機会が制限されています。この「機会の不平等」は、学習理解度の低さ（低所得の場合、「ほとんどわからない」は高所得世帯の約6倍）や、将来の進路選択の制限（大学以上の進路希望の割合が高所得世帯の約6割）につながっています。また、経済的理由から病院受診やメガネ購入を控えるなど、健康を守るために機会も十分ではない状況となっています（低所得の場合、受診できない場合は他世帯の約5倍、メガネ購入ができない場合は他世帯の約9倍）。健康状態については、子どもの生活実態調査（保護者編）より健康状態が「よい」は低所得の場合、高所得の約半数の割合となっています。

すべての子どもに対し、世帯の経済的、家庭環境に関わらず、教育、進学、日常生活、運動、健康等を享受する権利を保障するため、必要となる支援を子ども中心の視点から提供し、貧困の連鎖を断ち切ることが求められます。

(3) 相談や必要な支援等へのアクセスへの課題について

悩んだり困ったりした時に相談できると思う人について「相談できると思う人はいない」が、小学5年生で4.3%、中学2年生では5.2%となっており、さらに低所得の場合は、10.8%とその割合が他の収入区分と比べて約2倍となっています。ひとり親の場合も8.3%とふたり親世帯よりも大きくなっています。また、悩んだり困ったりしたときに相談したことがない子どもが、相談していない理由については「相談しにくいから」(26.8%)、「相談しても何も変わらないと思うから」(12.7%)、「他人に頼るのはよくないと思うから」(7.8%)となっています。

また、15~39歳の若者では、相談したり悩みを話せる人について、全体では「いない」が10.5%、男性に限っては13.6%となっています。さらに、相談できるところを利用したいと思わない理由については、「相談しても解決できないと思うから」(45.8%)と諦めている方の割合が4割を超えていきます。

小学生、中学生また15~39歳の若者では、相談窓口の認知の問題だけでなく、相談することに対する心理的なハードルが課題となっています。

さらに、家族等へのお世話による生活への影響があるヤングケアラーと考えられる世帯では、学校や周りの人にしてもらいたいこととして「自分のことについて話を聞いて欲しい」(35.3%)という意見もあり、相談だけではない支援のニーズも求められています。

一方、保護者では、生活に関するお金の相談について「頼れる人はいない」が全体で15.7%となっており、低所得世帯では、32.4%と3割を超える割合となっています。また、生活や子育てに関する支援の情報について「情報の入手先が分からない」が低所得世帯では、21.6%となっており、情報発信の方法やアウトリーチ型(支援者が双向型)についても検討が求められます。

(4) 多様な機能や目的が想定される「居場所」の課題について

「居場所」とはどんなところだと思うかについては、子どもの生活実態調査(子ども編)では、「落ち着いてくつろげる場所」(72.6%)、「好きなものがあり、好きなことができる場所」(60.2%)、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」(53.6%)となっており、15~39歳対象の子ども・若者の意識調査でも同様な傾向となっていました。ここでは、心理的安全性が確保されることが求められています。

また、子どもの生活実態調査(子ども編)の自由意見で示された町への要望事項として「将来について話し合える場や体験の充実」(5.8%)、「話をきいてくれる場所や機会等について」(5.8%)等の意見があり、居場所に求められる機能として位置付けることができると考えられます。

さらに、居場所のニーズについては、「(家以外で)放課後に夜まで安心して過ごすことができる場所」「(家以外で)休日に過ごすことができる場所」「家で勉強できな

いとき、静かに勉強ができる場所」等について、「使っている」「使ってみたい興味がある」の割合が約 6 割となっていました。アンケートでは「居場所がない」(0.8%) という回答もあり、アンケート対象である 15~39 歳の人口で換算すると 68 人に相当します。多くの子どもが「居場所」に対する興味を持っている反面、求められる機能も多様なものが想定されるため、柔軟な機能、目的での設置、運営が必要になると考えられます。

(5) 親子のつながり、地域のつながりの課題について

子どもが安心して過ごせる場所については、「自分の家」が 9 割を超える一方で、「ない」と回答した割合が小学 5 年生 1.1%、小学 6 年生 3.6%、中学 2 年生 3.1% となっていました。少ない件数ではありますが、安心して過ごせる居場所がないという子どもがいます。放課後の過ごし方、居場所の確保についても、子どものニーズに合わせた施策が求められます。また、居場所を通じた地域とのつながりに対する取組も必要と考えられます。

本町では、核家族世帯の割合が 73.0% と国の 54.2%、奈良県の 62.7% を大幅に上回っており、高い割合で核家族化が進行しています。また、年齢階層別人口割合でも、0~14 歳の割合が、国、県を上回っており、子育て中の核家族世帯の割合が高いことが想定されます。一世帯当たりの人員も減少が続く状況においては、地域で子どもを守り、育てる機能を有することが、子ども子育て世帯の安心、安全につながると考えられます。

地域の方等に子育てを手伝ってもらってよかったと思うことについてのアンケート結果では、平成 30 年度調査から「不安なときや困ったとき、相談に乗ってもらった」が 8.8 ポイント減少（就学前児童保護者）、「どうしても行かなければならない用事があるとき、子どもを預かってもらった」が 10 ポイント減少（小学生保護者）等、前回調査よりポイントが減少している項目が多くなっており、手助けしてもらってよかったと思うことが「特にない」が約 4 割と就学前児童保護者、小学生保護者とも 10 ポイント以上増加していました（手助けしてもらってよかったと思うことが「特にない」については、平成 25 年度調査と比較すると令和 5 年度調査では、就学前児童保護者で 1.87 倍 [24.5%→45.8%]、小学生保護者では、1.99 倍 [20.0%→39.8%] と 10 年間で 2 倍近い増加）。また、住んでいる地域が子育てしやすい環境であるかについてのアンケート結果では、平成 30 年度調査から「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計が就学前児童保護者、小学生保護者とも 10 ポイント以上減少していました。この結果の要因として、子育てしやすいと思わない理由では、「子育て支援サービスが充実していない」が就学前児童保護者、小学生保護者とも平成 30 年度調査から 17 ポイント以上増加していました。平成 30 年度調査以降、フルタイム勤務の母親の割合が増加し、近年の物価高もあり「経済的な面」での不安や負担を感じるとの回答が 6 割以上となっています（就学前

児童保護者)。医療費の支払いについても、負担軽減を求める意見も多く挙がっていました。また、地域の人に育児を手伝ってもらう機会が減少している状況で、さらなる子育て支援サービスの充実が求められており、子育て世帯を支える地域としての取組、体制の構築が課題となっています。

町の子育て支援に特に期待することについては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が就学前保護者、小学生保護者では最も多く、「子連れで楽しめる場所やイベント等の情報を提供してほしい」もともに3位となっており、子連れが楽しめる場所や機会へのニーズが高くなっています。子連れで楽しめる場所については、親子の触れ合いの機会だけでなく、子どもの様々な体験の機会にもつながると考えられます。

子どもの生活実態調査（子ども編）では、地域のおとなが自分たちを見守ってくれていると感じるかについて「あまり感じない」「感じない」の合計が9.7%と約1割になっています。特に、低所得、ひとり親世帯ではそれぞれ、18.9%、16.7%と割合が高くなっています。一方で、低所得、ひとり親世帯では、地域のおとなが自分たちを見守ってくれていると「感じる」との割合が、他の世帯よりも高くなっています。支援が必要な世帯の子どもが地域の大人の見守りを意識できていることが結果として示されています。

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

こどもは、家族のかけがえのない存在であるとともに、社会全体の財産であり、これから社会を担う力として大きな存在です。また、こどもは一個人として権利の主体でもあります。

本町においては、令和7年3月に「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもを産みやすい環境づくりを進めるとともに、子育てしやすい環境づくりを進め、安心してこどもを産み、子育ての喜びを実感することができる地域づくりを進め、こども自身が自分らしく、健やかに育つことが地域の力となることを示しました。

こども計画の策定にあたって勘案する「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」を目指し、全てのこども・若者が、保護者や地域に支えられ、見守られ、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会が示されています。

本町では、次世代を担うこどもの権利と利益が最大限に尊重され、こどもの存在を社会のまんなかに位置づけ、全てのこどもが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して喜びと生きがいを感じ、未来に希望をもってこどもが自立できる町の実現を目指します。こども・若者に対し、家庭、地域、事業所、行政などが協力してこども・若者を支援する環境づくりに向け、地域におけるこども・若者を支えるしくみを重視し、「こどもたちとつくる 地域の未来」を基本理念として掲げ、総合的な取組を推進していきます。

～基本理念～

こどもたちとつくる 地域の未来

2 基本目標

基本理念に基づき、本計画において取り組んでいくべき、施策展開の基本的な目標を以下に示します。

■基本目標1 こどもが主役となる環境づくり

こども・若者が、権利の主体として自己選択・自己決定・自己実現していくためには、自らのことについて意見を形成し表明することが必要です。こども・若者が、安心して意見を述べることができる場や意見表明・参画の機会の提供に取り組んでいきます。

放課後等にこどもが安全・安心して過ごせる居場所の確保を図るとともに、こどもを持つ親が交流できる機会の充実を図ります。

■基本目標2 こどもが自分らしく育つ環境づくり

家庭・学校等における教育の充実などこどもが自己肯定感を持って成長し、こどもが自分らしく成長することができる環境づくりを図ります。さらに、こどもと親にとって、身近な生活の舞台である地域において、子育てをお互いに支えあうことで、こどもが自分らしく育つ地域づくりを進めます。また、貧困やヤングケアラーなど、経済的支援が必要な子育て家庭への支援を図ります。さらに、すべてのこどもと親が安心して快適に生活できるよう交通事故や犯罪などからこどもの安全を確保する取組を進めます。

■基本目標3 こどもも親も切れ目なく支援する環境づくり

子育てに不安を持つ親が気軽に相談できる支援体制や子育てに関する情報発信の充実により、誰ひとり取り残さない支援体制の構築を図ります。また、母親が安心してこどもを産み、こどもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期まで母子の健康づくりを進めます。さらに、発達に支援が必要なこどもやひとり親世帯に対しても、成長に応じた支援を図り、こどもの健やかな発達を支援する取組を進めます。

■基本目標4 子育てと仕事のバランスを支援する環境づくり

安心して子育てすることができ、子育てと仕事のバランスがとれる環境づくりを図ります。また、仕事を持っている人も安心してこどもを育てられる環境づくりに取り組みます。さらに、子育てを難しくする要因となる経済的な負担軽減にも努めます。

3 施策体系

施策の体系		
基本理念	基本目標	主な施策
<p>こどもたちとつくる 地域の未来</p>		<p>基本目標 1 こどもが主役となる環境づくり</p> <p>1 こどもの権利の尊重と意見表明 (1) こどもの権利を尊重する意識づくり (2) こどもの虐待防止対策の強化</p> <p>2 こどもの居場所・交流の場づくり (1) 放課後の居場所づくり (2) 交流機会の提供 (3) こどもの遊び場・体験機会の充実</p>
		<p>基本目標 2 こどもが自分らしく育つ環境づくり</p> <p>1 こどもの「自分らしさ」と「生きる力」を育む教育環境の充実 (1) 幼児教育の充実 (2) 学校教育の充実</p> <p>2 こどもの貧困解消やヤングケアラーへの支援 (1) 経済的困難を抱える家庭への支援</p> <p>3 こどもの安全の確保 (1) 交通安全対策の強化 (2) 防犯防災対策の強化 (3) 安心できる生活空間の確保</p>
		<p>基本目標 3 こどもも親も切れ目なく支援する環境づくり</p> <p>1 誰ひとり取り残さない相談支援体制の構築 (1) 相談支援体制の充実 (2) 子育てに関する情報提供の充実</p> <p>2 こどもの健やかな育ちの支援 (1) こどもと母親の健康づくり (2) 食育の推進 (3) 小児医療の充実</p> <p>3 様々なこどもと子育てへの支援 (1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 障がい児施策の充実</p> <p>4 子育てにかかる経済的負担の軽減 (1) 妊娠・出産に関する支援 (2) こどもを持つ家庭への経済的支援</p>
		<p>基本目標 4 子育てと仕事のバランスを支援する環境づくり</p> <p>1 多様な保育ニーズに対応するための支援 (1) 保育サービスの充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>2 多様な働き方の実現に向けた取組の推進 (1) 子育てしやすい職場環境づくりの促進</p> <p>3 ともに子育てを担う意識づくり (1) ともに子育てを担う意識づくり (2) 思春期保健対策の充実</p>

4 重点施策

本計画においては、子ども・子育て支援に関する4つの基本目標の施策・事業を計画的に推進していくことが基本となります。基本理念である「子どもたちとつくる 地域の未来」の実現に向けて、重点的に取り組む施策を設定し、本町における「子どもまんなか社会」の実現に向けた施策の充実を図ります。

◆重点施策1 「子どもまんなか社会」に向けた体制構築

「子ども計画」では、子どもを権利の主体とし、子ども・若者の意見を尊重し、子どもたちの発達段階に応じた参画機会を通じて全ての子どもたちが未来に夢や希望をもって健やかで幸せに成長できる社会を目指します。「子どもまんなか社会」の実現に対しでは、子どもの権利擁護を踏まえ、全庁的な意見聴取の推進として、子どもの声を施策に反映する取組を進めます。庁内各部署において事業や計画の立案時に子どもの意見を聴取・反映を進めます。

また、アンケート調査では、居場所がないという子ども・若者もあり、放課後子ども育成教室だけではない居場所の確保が必要と考えられます。国の「放課後児童対策パッケージ」でも、学校以外の居場所等が示されています。町内各地域における地域コミュニティの活性化への取組を含め、子どもが安心できる居場所の拡充を図ります。子どもの居場所については、令和7年夏に町内5か所で実証実験を行い、今後の整備・拡充に反映してまいります。

◆重点施策2 ヤングケアラーや貧困解消への支援

ヤングケアラーや低所得世帯では、アンケートからも子どもの勉学、進学また健康への影響も示されており、子どもの権利の侵害にも相当します。これらの背景には様々な社会的な要因があることを町民全体で広く理解、共有し、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

学校や、町内外の担当部署と連携・情報共有を図り、早期支援につなげます。また、経済的理由で支援の機会が制限されないよう、保護者や若者への相談支援の体制の強化を図り、学習面、生活面等の支援として、学力向上推進支援事業（かぐやちゃん教室）の利用や子どもが安心して過ごせる居場所づくり事業を推進します。

◆重点施策3 支援につなげる情報発信の強化

相談先・相談相手がいない子ども・若者や保護者が一定数います。アンケートでは窓口に対して「相談しにくい」という意見もあり、相談につなげる情報発信とともに、相談に対する心理的なハードルを下げる取組も進めます。情報発信については、町ホームページ（子育て応援サイト）により、必要な情報へのアクセスの向上を図ります。また、町公式LINEなどを通じて広く、最新の情報発信し、「地域で子育てに協力する意義」や子どもをまんなかに据えた地域社会の重要性を啓発していきます。また、相談できない家庭へのアウトリーチ等、情報が行き届きにくい家庭等に対しても支援の体制を構築し、虐待の防止や要保護児童の支援等に対し家族だけでなく地域一体となって見守り、誰ひとり取り残さない支援体制につなげる情報発信の強化を図ります。

第4章 施策の展開

基本目標1 こどもが主役となる環境づくり

1 こどもの権利の尊重と意見表明

（1）こどもの権利を尊重する意識づくり

施策の方向

住民一人ひとりがこどもの主体的な選択・決定に配慮するとともに、その権利を尊重する意識を持つように、教育・保育の場や地域において、実情に応じた人権教育や啓発活動を進めます。また、幼稚園・保育園・認定こども園、学校において、職員や保護者の意識の高揚を図ります。

主な取組

事 業	概 要	担当課
こどもの人権啓発	保育園・認定こども園入所児童を対象に各保育園・認定こども園の日常保育の中で、絵本、紙芝居などを使って人権の大切さを教えます。	こども課
こどもの人権教育	すべての学習の中で、人権意識の高揚を図り、小中学校においては人権教育のための副読本、幼稚園においては絵本などこどもの発達段階に応じた教材を有効に使用し学習を重ねています。また、保護者を対象とした学習の機会を確保します。	生涯学習課 教育総務課 こども課
【新規】人権啓発事業	人権を尊重する意識の高揚を図り、実践力を育成します。多様化する人権課題に対して効果的な啓発を推進します。	協働のまちづくり推進課
【新規】こども・若者の意見を聞く体制の推進	こども・若者の意見を聴き、意見を施策へ反映させるため、こども・若者が町に対して、気軽に意見を言える取組や意見を聴ける体制を推進します。	こども政策課
生命の安全教育出前講座	町内小中学校において、男女共同参画及び生命の大切さを学ぶことを内容とした、発達の段階に応じた人権啓発に関するテーマの生命の安全教育出前講座を実施し、年少期からの男女共同参画及び人権意識の醸成を図ります。	協働のまちづくり推進課

事 業	概 要	担当課
福祉職員等の人材育成と質の向上	困難事案等の課題にも対応できるよう、職員の資質や対応力向上を図るため、管内の障がい児相談支援事業所と定期的に連絡会を開催し、学習の機会を設けます。	社会福祉課
【新規】専門職員等の人材育成と資質の向上	どのような課題にも対応できるように職員の資質や対応の向上を図るため研修受講機会の充実を図ります。	秘書人事課 こども課 社会福祉課 子育て総合支援課 けんこう推進課 教育総務課

（2）子どもの虐待防止対策の強化

施策の方向

子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うため、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図るとともに、相談体制の強化を図ります。また、子どもやその保護者に対する相談など、状況に応じたきめ細かなケアができる体制を整備します。

主な取組

事 業	概 要	担当課
【新規】児童虐待に対する理解と認識の向上	積極的な啓発活動を通じて、児童虐待の通告や対応方法に関する認識の向上を図り、保護者のみならず、地域やこどもたち本人が通告できるような体制を推進します。	子育て総合支援課
要保護児童対策地域協議会	虐待などの早期発見及び早期通報を促すための連絡体制をつくり、情報交換を行うとともに要保護児童や要支援児童、特定妊婦の支援に関する協議を行います。	子育て総合支援課
児童虐待相談の充実	児童虐待相談員等による児童養育、児童虐待(身体的虐待や育児放棄)、配偶者・近親者とのトラブルなどの相談の充実を図ります。	子育て総合支援課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児と保護者を対象に助産師や保健師が家庭を訪問し、育児相談を行う他、子育て支援に関する情報提供を行うとともに親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。	けんこう推進課

事 業	概 要	担当課
赤ちゃん誕生おめでとう訪問活動 (民生児童委員協議会)	生後2か月の乳児と母親を対象に地域担当民生委員と主任児童委員が家庭を訪問し、子育てに役立つ情報を家庭に届けることで、子育て支援を行います。	社会福祉課
子育て応援啓発活動 (民生児童委員協議会)	生後4か月の乳児を対象に地域担当民生委員名が記載された子育て応援パンフレットを配布し、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応への啓発に努めます。	社会福祉課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要である家庭に対して、専門職等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行います。	子育て総合支援課 けんこう推進課
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子育て総合支援課

2 こどもの居場所・交流の場づくり

（1）放課後の居場所づくり

施策の方向

女性の就業率の上昇等に伴い、共働き家庭においては、児童の小学校就学後の放課後等の居場所の確保という問題に直面する「小1の壁」が課題となっており、小学校児童の放課後にこどもが自分らしく過ごせる居場所づくりとして、放課後子ども育成教室等の計画的な充実を図ります。

主な取組

事 業	概 要	担当課
【新規】児童館の設置・運営	地域の民間団体等の協力による民設民営も視野に入れ、町で初めての児童館を設置・運営し、0歳から18歳までのこどもとその家庭を対象に遊び・学び・交流の場を提供してこどもの健全な育成と子育て家族の支援を目的とします。	こども政策課
放課後子ども育成教室の充実	本町の小学校に在籍する1年生から6年生のすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安心・安全なこどもの活動拠点（居場所）を提供し、こどもの健全な育成を行います。	こども課
学力向上推進支援事業（かぐやちゃん教室）	地域の学習指導にかかる経験豊富な人材を活用し、平日の放課後に児童の学力及び学習意欲の向上を図り、地域教育力の強化に資するため、指定する町立小学校においてこどもが親しみを持てるように「かぐやちゃん教室」という愛称で学習機会を提供します。	教育総務課
【新規】公共的施設等の空きスペースの活用	公共的施設等の空きスペースを活用し、地域の実情に応じて各小学校校区ごとにこどもの居場所づくりを推進し、さまざまな事情により支援を必要とすることもが安心して過ごせる環境の整備に努めます。	こども政策課

(2) 交流機会の提供

施策の方向

子育てを担う親が、親同士の交流、親と子どもの交流を通して子育てにかかる不安を解消し、子育てに生きがいと喜びを感じることができるように、地域子育て支援拠点事業を通じた交流機会を提供します。

また、子どもの異年齢交流や子育て相談ができる場として、幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放を実施します。

主な取組

事業	概要	担当課
地域子育て支援拠点事業(一般型)	子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。実施場所については、より多くの親子が利用できるよう、従来の北校区・西校区・真美ヶ丘校区に加え、東校区で開設します。	子育て総合支援課
幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放	未就園児が保護者と一緒に幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を利用することにより、他の親子とのコミュニケーションを図る場を提供します。	こども課
【新規】地区公民館・集会所を利用した地域コミュニティの活性化	区・自治会の協力のもと、地区公民館や集会所を子どもの居場所として開設し、同時に地域住民のコミュニティの活性化を図ります。	こども政策課 協働のまちづくり 推進課

(3) こどもの遊び場・体験機会の充実

施策の方向

公園の遊具の充実、点検・管理を徹底するとともに、安全で利用しやすい公園づくりに努めます。

また、こどもが地域で参加できる体験活動の場や交流の場として、スポーツや自然学習など野外活動の場づくりを推進するとともに図書館での読み聞かせなどの充実を図ります。

主な取組

事 業	概 要	担当課
こどもの広場遊具保守管理事業	児童の健全な育成に寄与するため、各地区に対し、その管理する遊具の保守管理に要する経費を補助します。	こども課
【新規】公園施設の管理と利用促進	公園施設の点検や補修など安全性確保のため十分な管理を継続して行い、地元のこどもに愛着を持って遊具を利用してもらえるように工夫して遊具の更新を進めます。	都市整備課
【新規】ボランティア養成講座 「Let's Tryボランティア」	ボランティア育成のため、啓発活動の展開やこどもから大人まで参加できるボランティア養成講座を開催します。	社会福祉協議会
いのちを守るまちづくりイベント	多角的な視点から「いのち」について考える機会とし、関係機関と連携しながらその「いのち」を大切にするために必要な行動等について啓発を行います。	けんこう推進課
赤ちゃんから絵本を楽しもう	就園前の乳児を対象に、乳児から絵本に親しむとともに、絵本を通じて親子のふれあいを大切にし、児童の心豊かな成長の手助けとなるよう、乳児向けの絵本の紹介や読み聞かせを行います。また、育児の意見交換などをし、親同士の交流の場を提供します。	図書館
【新規】図書館の充実	こどもたちが、適切な時期に、興味・関心に応じて読書に親しめるよう、図書館・学校図書館での適切な資料の収集・管理に努めるとともに、おはなし会・図書館講座、図書館員体験、読書マラソン大会等を実施し、多様な読書活動の展開を図ります。	図書館

事 業	概 要	担当課
【新規】学校図書館との連携	図書館と学校図書館を同システムでつなぎ、図書、蔵書データ、運営情報を共有することで、町内すべての蔵書を共通利用でき、どの学校でも整った環境をつくります。学校図書館を開放し、地域住民が身近に図書館サービスを受けられる拠点とします。	図書館
こども将棋講習会	プロの指導で実践的な将棋の指し方を学びます。	中央公民館
公民館映画祭	児童向けの新作映画を上映します。	中央公民館
スポーツ少年団スキー活動等	団体活動・自然体験などの中から、自主性、協調性を養います(小学5年生・6年生)。	スポーツ振興課
歳末社協イベント	中学生以下のこどもとその家族を対象に、もちつき等体験の場を提供します。	社会福祉協議会

基本目標2 こどもが自分らしく育つ環境づくり

1 こどもの「自分らしさ」と「生きる力」を育む教育環境の充実

（1）幼児教育の充実

施策の方向

あらゆる機会を通じて家庭教育力の向上を含めこどもの主体性を育み、幼児教育の充実を図るとともに、保護者への相談体制・情報提供体制の充実を図ります。また、多様な教育・保育ニーズに応える観点から、幼稚園・保育園・認定こども園の連携や就学前教育と小学校の連携を図ります。

主な取組

事業	概要	担当課
家庭教育学級	子育てやこどものかかわりに悩みや不安を持つ幼稚園児、小・中学生の保護者を対象とした学習活動の場を提供します。	生涯学習課
保育園・認定こども園における家庭教育の推進	親子のふれあい遊びなどを通じて家庭教育力の向上を支援します。町立保育園・認定こども園では、講演会を開催し、保護者に学習の場を提供します。	こども課

（2）学校教育の充実

施策の方向

次代の担い手であるこどもが個性豊かに自分らしく生きる力を伸ばすことのできる教育環境の向上が求められています。このため、こどもが自ら考え、主体的に判断し、行動できるような学習機会の充実とともに、心の問題への対応を図ります。また、信頼される学校づくりや地域の学校支援活動の充実など地域に開かれた学校づくりに努めます。

主な取組

事業	概要	担当課
少人数学習指導	きめ細かな学習指導のため、クラスを少人数に分けて授業を実施します。	教育総務課
基礎学力の向上（全国学力・学習状況調査の活用など）	全国学力・学習状況調査結果などにより学力などの分析及び課題を見出し、必要な指導計画を立て、基礎学力の向上を図ります。	教育総務課

事 業	概 要	担当課
心の相談員の配置 (スクールカウンセラーの配置)	小、中学校における児童・生徒及び保護者の悩みごとを身近な形で気軽に相談できる体制を構築します。	教育総務課
子どもと親の相談員の配置	児童の不登校や問題行動について早期の段階から対応ができるよう、全小学校にこどもの悩みや親の不安などの相談に応じる相談員を配置します。	教育総務課
学校評価制度	教職員、児童・生徒、保護者及び地域関係者などの評価者により、学校運営全般について専門的・客観的立場から評価を行います。また、評価結果は、学校・設置者などにフィードバックし、学校運営の質の向上を図ります。	教育総務課
総合学習の推進	学習指導要領に基づき実施します。	教育総務課
教育フォーラムの開催	教職員及びPTAを対象に、教育についてともに学びます。	教育総務課
学校支援地域本部事業	地域住民が知識や技術を生かした学校支援活動に参加し、学校の環境整備や教育活動の支援を行います。小学校区ごとにコーディネーターを配置し、支援内容を各学校のニーズにあわせて調整し効果的な実施を図ります。	教育総務課
コミュニティ・スクールの導入	社会に開かれた教育課程の実現に向けて地域住民との情報や課題を共有し、学校と地域をパートナーとして連携・協働し、こどもたちの学びを充実させていくとともに、学校を核とした地域づくりを実施します。	教育総務課

2 こどもの貧困解消やヤングケアラーへの支援

(1) 経済的困難を抱える家庭への支援

施策の方向

こどもたちが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供します。

主な取組

事業	概要	担当課
子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子育て総合支援課
歳末慰問事業	要保護、準要保護世帯の小・中学校のこどもに図書カード等を配付します。	社会福祉協議会
ヤングケアラーと子どもの貧困対策事業	学校等を通じて、ヤングケアラーと子どもの貧困把握に努め、必要な支援につなげます。	教育総務課 こども政策課 子育て総合支援課
【新規】広陵町奨学資金給付事業	町立中学校卒業生に高等学校程度以上の学校の奨学資金を一定額給付します。	教育総務課
学力向上推進支援事業(かぐやちゃん教室)【再掲】	地域の学習指導にかかる経験豊富な人材を活用し、平日の放課後に児童の学力及び学習意欲の向上を図り、地域教育力の強化に資するため、指定する町立小学校においてこどもが親しみを持てるように「かぐやちゃん教室」という愛称で学習機会を提供します。	教育総務課
【新規】公共的施設等の空きスペースの活用【再掲】	公共的施設等の空きスペースを活用し、地域の実情に応じて各小学校区ごとに子どもの居場所づくりを推進し、さまざまな事情により支援を必要とするこどもが安心して過ごせる環境の整備に努めます。	こども政策課

3 こどもの安全の確保

（1）交通安全対策の強化

施策の方向

関係機関と連携し、通学路や交通量の多い道路等、こどもにとって危険な場所の把握・対策に努めるとともに、こどもたちの交通安全知識の向上を図ります。また、乳幼児の事故防止に向け、様々な機会を捉えた啓発活動を行います。

主な取組

事 業	概 要	担当課
交通安全施設など整備事業	交通施設の点検を実施し、交通安全対策の整備及び強化を行います。また、区・自治会、PTA等と連携を図り、町内全体の安全な環境の整備に努めます。	安全安心課
交通安全教室の開催	園児・児童・生徒に対して、各種機関・団体、民間と連携し、園・学校で安全教室を開催して、交通安全教育の推進を図ります。	安全安心課
チャイルドシート、児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用の推進	児童の保護者に対し、チャイルドシートや自転車乗車時のヘルメットの着用について啓発を行い、着用を推進します。	安全安心課
広陵町交通安全推進日における交通安全立哨	春と秋の交通安全運動期間と、毎月1日、15日、25日（学校長期休業期間を除く）に、園児・児童・生徒の通園・通学時に、広陵町交通安全対策協議会理事、各大字・自治会役員が交差点において立哨し、町の広報車2台により交通安全の巡回啓発広報を実施します。	安全安心課
「通学路」等安全点検及び整備	通学路の安全を確保するために各種関係機関と連携し通学路・交通安全施設の危険箇所の確認を行い、交通施設や看板等の設置、修繕を行います。	教育総務課 安全安心課 都市整備課

(2) 防犯防災対策の強化

施策の方向

子どもが被害者となる犯罪を未然に防ぎ、子どもが安全に暮らせる環境づくりに向け、防犯灯の整備など犯罪が起こりにくい環境整備とともに、地域安全推進委員と連携し、防犯ボランティア活動、防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域住民が主体となった地域の防犯活動を支援します。また、子ども園等を通じて、園児を対象に災害の恐ろしさや避難方法を伝えていきます。

主な取組

事 業	概 要	担当課
防犯灯及び防犯カメラの整備促進	安全なまちづくりに向けての環境整備として、地域の要望に応じて防犯灯及び防犯カメラ等の設置及び補助を行っています。	安全安心課
高齢者及び子どもを対象とした防犯指導の実施	安心・安全なまちづくりに向けて、各種機関・団体と連携し、高齢者や子どもたちに対し防犯啓発及び指導を行うことにより、危険を未然に防止できるよう努めます。	安全安心課
【新規】保育園・子ども園への防災紙芝居実施	女性の消防団が園に出向き、火事の恐ろしさや避難の方法、水害の怖さなどを紙芝居を通して教えます。	安全安心課
「子ども110番の家」の設置促進	園児・児童・生徒の危険を未然に防止するため、町内全家庭が子どもたちの安全を確保する考えのもとに、子ども110番の家の活用を図ります。	安全安心課
子どもの見守り活動の推進	子どもの見守り活動の啓発を行い地域見守りボランティアを募集し、活動の支援を行います。	安全安心課
防犯パトロールの実施	子どもの安全を守るため、PTAや各種団体と連携して巡視・啓発活動を実施します。	生涯学習課
【新規】消費生活相談実施	事業者と消費者との契約トラブル等、消費生活でのトラブルにあった時の相談窓口開設により、相談員による助言やあっせんを実施します。	安全安心課

（3）安心できる生活空間の確保

施策の方向

ユニバーサルデザインに配慮した道路の整備を図るとともに、安全な道路環境の整備を推進します。

主な取組

事業	概要	担当課
狭あい道路整備等 促進事業	集落内の道路幅員を拡幅することにより、生活道路としての機能向上とともに、防災面においても安全な道路環境整備を実施します。	都市整備課
道路施設など整備 事業	歩行者・自転車などが安全に通行できるように移動等の円滑化のための町道の構造に関する条例に基づく道路整備を進めます。 また、老朽化した道路施設の修繕を進めます。	都市整備課

基本目標3 こどもも親も切れ目なく支援する環境づくり

1 誰ひとり取り残さない相談支援体制の構築

(1) 相談支援体制の充実

施策の方向

妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートし、保護者に寄り添う支援を推進するため、妊娠・出産・育児の総合相談窓口として「こども家庭センター」を中心に相談支援の充実を図ります。また、身近な相談場所として地域子育て支援拠点事業や幼稚園・保育園・認定こども園での育児相談等の充実を図ります。また、家庭訪問型子育て支援ボランティア事業（ホームスタート）を新たな地域資源として確保します。

主な取組

事業	概要	担当課
こども家庭センター	多様化する相談内容やニーズに対し、助産師、保健師及び保育コンシェルジュによる個別のニーズにあった情報を提供し、妊娠期から切れ目のない就学に向けたチームアプローチによる子育て支援を実施します。	子育て総合支援課 けんこう推進課 こども政策課 こども課 教育総務課
地域子育て支援拠点事業(一般型) 【再掲】	子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。実施場所については、より多くの親子が利用できるよう、従来の北校区・西校区・真美ヶ丘校区に加え、東校区で開設します。	子育て総合支援課
幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援	幼稚園では未就園の2・3歳児と保護者を対象に、保育園・認定こども園では未就園児とその保護者を対象に、交流の場を設け、情報や相談窓口の場を提供します。	こども課
心の健康相談室	健康面、生活面等に関する悩みごとについて、電話または来所により相談対応します。また、相談内容によっては専門機関を紹介します。	社会福祉課

事 業	概 要	担当課
家庭訪問型子育て支援ボランティア事業(ホームスタート)	研修を受けたボランティアが利用申し込みがあった家庭を無償で訪問し、傾聴と協働により子育てを支援する「家庭訪問型子育て支援ボランティア事業(ホームスタート)」を実施する団体に補助することにより地域資源を確保するとともに、行政との連携を行い、効果的な支援につなげます。	子育て総合支援課
利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業)	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談や情報発信を行うとともに必要な支援につなげます。	けんこう推進課
子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子育て総合支援課
【新規】各種相談窓口の連携強化	府内・関係機関で実施する各種相談窓口の周知に努めながら、相談体制の連携と強化を図ります。～主な相談・支援窓口～ ・福祉総合相談(生活、法律、行政相談) ・生活困窮者自立相談支援機関 ・ひとり親家庭等相談 ・こども家庭センター(家庭・児童虐待、母子保健相談・学校)	こども課 社会福祉課 子育て総合支援課 けんこう推進課 教育総務課
【新規】不登校児童生徒への訪問支援事業	学校以外の関係機関とのつながりがなかったり、つながりにくい小中学生に対して学校と連携してアウトリーチ支援をします。	教育総務課

(2) 子育てに関する情報提供の充実

施策の方向

子育てについての各種情報の円滑な提供を図るとともに、情報提供、相談窓口の充実に努めます。また、住民全体が子育ての意義を理解し、子育て支援に関心を持つことを期待するという意味も含めて、町広報やホームページ（子育て応援サイト）、LINE等のSNS、携帯アプリ等を活用して子育て情報の提供と啓発に努めます。

主な取組

事業	概要	担当課
総合的な子育て情報の提供	住民が利用しやすい育児情報を、町広報やパンフレット、町ホームページを通じて提供します。また、民間団体が実施する子育て支援の情報収集を行い、集約された情報を発信できる体制の構築を図ります。	こども課 こども政策課

2 こどもの健やかな育ちの支援

(1) こどもと母親の健康づくり

施策の方向

妊娠中の支援として、母子健康手帳交付時等の機会に情報提供や保健指導を行い、妊娠早期からの支援体制の充実を図るとともに、出産後、早期に育児不安が生じやすいことを踏まえて、産後ケア事業をはじめ、各種相談事業・訪問指導の充実を図ります。

また、妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで、安全に安心して出産・育児が行えるよう、切れ目のない健康管理や発育・発達への支援体制の構築に取り組みます。また、母子保健と福祉分野が相互に連携して一体的な支援体制を目指します。

さらに、子育てに悩む親や孤立する親の増加、虐待などの現状を踏まえ、自信とゆとりを持ち安心して子育てができるよう、訪問指導や健康相談の充実を図り、育児不安の軽減に努めます。

主な取組

事 業	概 要	担当課
【新規】出産・育児の総合相談窓口	悩みを持つ子育て世帯の相談に応じ、関係機関との連携を図り、課題解決に向けた支援を行います。	子育て総合支援課 けんこう推進課 こども政策課 こども課 教育総務課
母子健康手帳交付	妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録の活用と保健・育児情報の提供を行います。	けんこう推進課
妊婦健康診査費用の助成	妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するため実施される健康診査について受診券を交付することで、費用の一部を助成します。	けんこう推進課
妊婦歯科健診	妊婦を対象に歯科健診と歯科衛生士による歯科保健指導を実施します。	けんこう推進課
パパママクラス	沐浴体験や妊婦体験などを通して、出産・育児に関する知識を得ることで、保護者が出産・育児を協力して行っていく体制を整えます。	けんこう推進課
妊娠婦訪問指導	妊娠、出産後の悩み、子育ての不安などの相談、保健指導を行います。	けんこう推進課
妊娠婦・乳幼児に対する保健相談指導事業	妊娠婦や乳幼児の保護者等に対し、個々のケースに応じた相談指導を電話、来所、訪問等により行います。	けんこう推進課
妊娠判定受診料助成	非課税世帯、生活保護世帯の妊娠を対象に妊娠判定受診料を助成します。	けんこう推進課
低体重児の届出 未熟児訪問指導	低出生体重児の届出があった体重が2,500g未満の乳児とその保護者を対象に、助産師、保健師が訪問等により支援を行います。	けんこう推進課
産後ケア事業	産後1年までの期間に、母の体調や育児に不安がある母子等に対し、助産師等の専門職が必要な支援を行うことで、育児の負担軽減を図り自信を持って育児が行えるように支援します。	けんこう推進課
1か月児健康診査費用の助成	産科医療機関等で受診した1か月児健康診査について受診費用を助成します。	けんこう推進課

事 業	概 要	担当課
乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)【再掲】	生後4か月までの乳児と保護者を対象に助産師や保健師が家庭を訪問し、育児相談を行う他、子育て支援に関する情報提供を行うとともに親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。	けんこう推進課
4か月児健康診査	生後4か月頃の乳児を対象に健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見するとともに、育児に対する相談等を行います。	けんこう推進課
1歳6か月児健康診査 3歳6か月児健康診査	1歳6か月児、3歳6か月児を対象に内科診察、歯科診察、視力検査等の健康診査を行い、疾病等の心身の異常を早期発見するとともに、育児についての指導や助言、相談を行います。	けんこう推進課
むし歯予防教室	歯科衛生士及び保健師が町内の幼稚園、こども園、保育園を巡回し、3歳以上の園児を対象に歯科保健指導を実施します。保護者に対してはリーフレットを配布し、歯科保健についての知識・技術の普及を行います。	けんこう推進課
妊婦のための支援給付	妊娠している方及び、妊娠している子どもの数に応じて、給付金を支給します。	けんこう推進課
養育支援訪問事業【再掲】	養育支援が特に必要である家庭に対して、専門職等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行います。	子育て総合支援課 けんこう推進課
こども相談事業	子どもの発達や育児に対して不安のある就学までの親子を対象に、臨床心理士による相談を通して、健やかな成長・発達を支援します。	けんこう推進課
産婦健康診査費用の助成	出産後間もない時期に、医療機関や助産所において、産婦に対し実施される、問診、診察、体重、血圧測定、尿検査、こころの健康チェック等の健診費用の一部を助成します。	けんこう推進課
新生児聴覚検査費用助成	新生児聴覚検査の費用を助成します。	けんこう推進課
予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び推進を図ります。	けんこう推進課

(2) 食育の推進

施策の方向

子どもの食生活は心と体の健康問題に大きな影響を及ぼすことから、乳幼児期からの発達に応じた食の指導を充実させるとともに、食育活動の充実や食に関する情報の提供を図ります。また、幼少期からの正しい食生活・生活習慣を身に付けさせるため、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校において食育を推進し、正しい食習慣の定着を図ります。

主な取組

事業	概要	担当課
広陵町健康増進計画・食育推進計画	規則正しい食習慣の定着をはじめ、食の楽しさや食への関心を高めるなど、こどもと保護者を対象に普及・啓発を行います。その他、健康・食育に関するさまざまな取り組みを、住民、地域及び行政が協働で推進します。	けんこう推進課 教育総務課 こども課 産業総合支援課 農業振興課 保険年金課

(3) 小児医療の充実

施策の方向

本町では、広域的な連携のもと、休日診療を大和高田市の葛城地区休日診療所や田原本町の磯城休日応急診療所で、深夜間における小児科の診療を檍原市休日夜間応急診療所で対応しています。

休日・夜間に対応した小児救急医療体制の充実など広域的な医療体制の充実に向けた取組を進めるとともに、日ごろからのかかりつけ医確保への普及・啓発に努めます。

主な取組

事業	概要	担当課
かかりつけ医の定着の推進	かかりつけ医を推奨し、町内医療機関の情報提供などにより、疾病の早期発見・治療を促します。	けんこう推進課
休日夜間応急診療所	広域的な連携のもと、休日夜間の小児の急病に対応します。	けんこう推進課

3 様々なこどもと子育てへの支援

（1）ひとり親家庭の自立支援の推進

施策の方向

近年、離婚数の増加とともにひとり親家庭が増加する傾向がみられる中、国・県の動向を踏まえながら、ひとり親家庭の子育てにかかる経済的な負担軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の助成を実施します。また、母子、父子及び寡婦の自立した生活を支援するため、母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付の実施など、ひとり親家庭の状況把握と日常生活及び就業への支援に努めます。

主な取組

事 業	概 要	担当課
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童などの家庭生活の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうために、父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	こども課
母子、父子及び寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の自立の助成と児童の福祉を増進するために貸付を行います。	こども課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親子の健康増進を図るため18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を現に扶養している配偶者のいない女子（男子）及びその児童を対象に、医療費の一部を助成し、生活の安定と福祉の向上を図ります。	保険年金課
ひとり親家庭親子ふれあい交流事業	ひとり親家庭を対象に、親子がふれあい、社会学習につながる場として、日帰り体験旅行を実施します。	社会福祉協議会

(2) 障がい児施策の充実

施策の方向

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の連携により、一貫性、継続性のある支援体制を構築します。

また、幼稚園・保育園・認定こども園や放課後子ども育成教室における受け入れを推進するとともに、各種子育て支援事業との連携を図ります。

主な取組

事業	概要	担当課
放課後子ども育成教室における障がい児の受け入れ推進	放課後子ども育成教室における障がい児の受け入れについては、登録希望があれば、受入事業者と協議の上決定します。登録後は家庭との連携を密にし、各児童に応じたきめ細かな支援を図ります。	こども課
障がい児園訪問事業	幼稚園・保育園・認定こども園に作業療法士を派遣し、支援を必要とする園児、あるいはその疑いのある園児のそれぞれの特性を把握し、こどもにかかる幼稚園教諭、保育士に助言、指導を行い、支援を図ります。	こども課
こども相談事業 【再掲】	子どもの発達や育児に対して不安のある就学までの親子を対象に、臨床心理士による相談を通して、健やかな成長・発達を支援します。	けんこう推進課
夏季教育相談	障がいのある子どもの親が抱える就学に向けての不安や悩みについて、専門の相談員と学校・幼稚園などの教諭を交えて、相談する機会をつくります。また、就学及び進学予定の学校を会場として実施することで、早期から学校と関係を構築できる機会を設けて、スムーズな就学に結びつける機会をつくりていきます。	教育総務課
就学相談	小・中学校への就学を前提とした教育相談を実施します。さらに、園と小学校、小学校と中学校の連携を深め、より適切な就学指導へつなげていきます。	教育総務課
まなび相談室	子どもの発達に関して、保護者が抱える不安や悩みを継続的に臨床心理士等に相談することができる場を提供します。	教育総務課

事 業	概 要	担当課
通級指導教室の設置	町立小・中学校の通常学級に在籍する障がいのある児童生徒に学習場面や生活場面で生じる特別な教育ニーズに合わせた特別の指導を受けることができる場を提供します。	教育総務課
障がい児相談支援事業	障がいに関する相談や助言を行うとともに、家族がかかわり方について学習し、家族同士つながりあえる場を提供します。	社会福祉課
障がい者総合支援法のサービス(介護給付費、補装具、地域生活支援事業)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所し、施設で入浴や排せつ、食事などの介助の実施や、身体機能を補うための用具の購入や修理に要する費用の支給、余暇活動などに参加するための外出支援などに係るサービスの支給決定を行います。	社会福祉課
地域生活支援事業	障がいのある人やその家族が抱える課題や不安について相談に応じる相談支援事業や、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付する日常生活用具給付等事業を実施します。	社会福祉課
児童福祉法のサービス(障がい児通所給付費・障がい児相談支援給付費)	通所施設において、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの実施に係るサービスの支給決定を行います。	社会福祉課
障がい福祉年金	障がい児の福祉の増進のため、身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳を所持している方に対し年2回支給します。	社会福祉課
タクシーの基本料金の助成	身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2の障がい者(児)に対し、タクシー利用料金の一部(基本料金部分)を助成します。	社会福祉課
理容・美容サービス事業	在宅の身体障がい者手帳1級または2級で、寝たきりの障がい者(児)に対し、訪問による理容・美容サービスの提供を支給決定します。	社会福祉課

事 業	概 要	担当課
布団丸洗いサービス事業	在宅の身体障がい者手帳1級または2級で、寝たきりの障がい者(児)に対し、布団丸洗いサービスの提供を支給決定します。	社会福祉課
障がい者等入院時コミュニケーション支援事業	身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持し、意思疎通が困難な障がい者(児)(就学前児童は除く。)が入院した際、医療従事者等と対象者の意思疎通を図ること及びこれに伴う必要な見守りを行う支援者の派遣を支給決定します。	社会福祉課
心身障がい者医療費助成事業	満1歳以上で身体障がい者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2を所持している方の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	保険年金課
【新規】精神障害者医療費助成事業	精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持している方の健康の保持、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	保険年金課
難聴児補聴器購入費助成金	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	社会福祉課

4 子育てにかかる経済的負担の軽減

（1）妊娠・出産に関する支援

施策の方向

妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、不妊治療を行う人へ治療費等助成制度や妊産婦健康診査費用の一部助成等、各種助成制度や相談機関の周知に努めます。また、出産育児一時金や誕生祝い品事業などを通じて、出産時の経済的支援を図ります。

主な取組

事業	概要	担当課
一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するために、費用の一部を助成します。	けんこう推進課
生殖補助医療等に係る治療費助成事業	不妊に悩む夫婦等の経済的負担を軽減するために、生殖補助医療等に要する費用の一部を助成します。	けんこう推進課
妊婦判定受診料助成【再掲】	非課税世帯、生活保護世帯の妊婦を対象に妊娠判定受診料を助成します。	けんこう推進課
妊婦健康診査費用の助成【再掲】	妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するため実施される健康診査について受診券を交付することで、費用の一部を助成します。	けんこう推進課
産婦健康診査費用の助成	出産後間もない時期に、医療機関や助産所において、産婦に対し実施される、問診、診察、体重、血圧測定、尿検査、こころの健康チェック等の健診費用の一部を助成します。	けんこう推進課
1か月児健康診査費用の助成	産科医療機関等で受診した1か月児健康診査について受診費用を助成します。	けんこう推進課
新生児聴覚検査費用助成	新生児聴覚検査の費用を助成します。	けんこう推進課
妊婦のための支援給付【再掲】	妊娠している方及び、妊娠している子どもの数に応じて、給付金を支給します。	けんこう推進課

事 業	概 要	担当課
出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産したときは、出産育児一時金の額を支払います。	保険年金課
国民健康保険税の 産前産後期間の軽 減措置	出産を予定または出産した国民健康保険に加 入されている方の産前産後期間相当分の国民 健康保険税を、申告により軽減します。	保険年金課
誕生祝い品事業	広陵町に住民票がある方の出生届出の際に、 誕生祝い品を贈呈しています。	住民課

(2) こどもを持つ家庭への経済的支援

施策の方向

こどもを産み育てることに対する負担感としては様々なものがあり、経済状況が厳しい中、出産・育児・教育・医療等・子育てにかかる経済的な負担が少子化の一因ともいわれていることから、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

主な取組

事業	概要	担当課
児童手当	18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している保護者等に手当を支給することで家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として児童手当を支給します。	こども課
特別児童扶養手当	20歳未満の、身体または精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	こども課
障がい児福祉手当	20歳未満の在宅重度障がい児で、常時介護を必要とする方に、障がい児の福祉を増進するため支給します。	社会福祉課
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費により負担します。	保険年金課
こども医療費助成事業	子育て支援の一助として、0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までのこどもを対象に医療費の一部を助成し、こどもの健康の保持と、福祉の増進を図ります。	保険年金課

基本目標4 子育てと仕事のバランスを支援する環境づくり

1 多様な保育ニーズに対応するための支援

（1）保育サービスの充実

施策の方向

子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援の充実に向け、町立幼稚園・保育園の幼保一体化を推進します。

多様化する職業形態や勤務形態・勤務時間に対応するとともに、個々の子どもの状況に応じた保育の充実が求められています。このため、通常保育の充実とともに、延長保育や病後児保育事業など、様々なニーズに対応した保育の充実に努めます。

主な取組

事業	概要	担当課
幼保一体化総合計画の推進	幼保一体化総合計画に基づき、町立幼稚園・保育園の認定こども園化を段階的に推進します。	こども課 認定こども園準備室
通常保育事業	保護者が就労及び病気などにより、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ります。	こども課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、長時間勤務などに伴う保育時間の延長に対応するため、開所時間(11時間)の後、さらにおおむね30分の保育を行います。	こども課
病後児保育事業	病気回復期で、医療機関による治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難な期間、保育園、病院などに付設された専用スペースにおいて一時的に保育を行います。	こども課
私立保育園への補助	質・量ともに多様化する地域住民の保育要求に対し、保育を必要とする児童の福祉を増進し、あわせて保育事業の円滑なる運用に資するため、私立保育園に対して補助金を交付します。	こども課
産休明け保育	保護者が保育を必要とする条件を満たした場合、産休明け乳児保育を行います。	こども課

事 業	概 要	担当課
保育士研修	保育士の専門性の向上を図るための研修制度を充実させます。	こども課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向

未就園の子どもの保護者をはじめ、支援を必要とするすべての家庭を対象とするところから、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが求められています。このため、仲間との交流や相談ができるよう、幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援や、地域子育て支援拠点事業の実施場所や実施日等の充実を図ります。また、新たに乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の導入、保護者のリフレッシュや用事のための一時保育事業等の周知と利用促進を図ります。

主な取組

事 業	概 要	担当課
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病などの理由により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合や、保護者が仕事で不在となる場合等、児童を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で児童を一定期間養護・保護します。	子育て総合支援課
一時保育事業（リフレッシュ保育など）	1歳から就学前までの児童を対象に、育児疲れ解消、短時間勤務などの就労形態の多様化に伴う一時的な保育ニーズに対して保育を行います。	こども課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	就労要件を問わず、在宅で子育てる世帯の子どもを預かることで、子どもの成長と要支援家庭の把握に繋げます。対象年齢は生後6か月～3歳未満で月に10時間程度の利用が可能となっています。	こども課
地域子育て支援拠点事業（一般型） 【再掲】	子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。実施場所については、より多くの親子が利用できるよう、従来の北校区・西校区・真美ヶ丘校区に加え、東校区で開設します。	子育て総合支援課

事 業	概 要	担当課
幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援【再掲】	幼稚園では未就園の2・3歳児と保護者を対象に、保育園・認定こども園では未就園児とその保護者を対象に、交流の場を設け、情報や相談窓口の場を提供します。	こども課
広陵町子育て支援施設「ポケット」	家庭で保育を行う保護者の急病、家事都合等に伴う一時的な保育需要に対応するため、子育てサポート事業を実施します。	こども課
家庭訪問型子育て支援ボランティア事業(ホームスタート)【再掲】	利用申し込みがあった家庭を無償で訪問し、研修を受けたボランティアが傾聴と協働により子育てを支援する家庭訪問型子育て支援ボランティア事業(ホームスタート)を実施する団体を補助し、地域資源を確保するとともに、行政との連携を行い、効果的な支援につなげます。	子育て総合支援課
ファミリー・サポート・センター事業	生後6ヶ月から小学校6年生までの児童を対象として、育児を援助してほしい方と育児を援助したい方が会員登録し、会員間で子どもの預かり等を有料で行う事業を実施します。	こども課
【新規】ベビーシッター利用支援事業	就労の有無にかかわらず、ベビーシッターを利用した際の利用料(入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費等は含みません。)について、一部を助成します。	子育て総合支援課
マタニティマークの普及・啓発	マタニティマークの配布及び啓発を推進し、妊婦にやさしいまちづくりを進めます。	けんこう推進課

2 多様な働き方の実現に向けた取組の推進

（1）子育てしやすい職場環境づくりの促進

施策の方向

男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現のため、育児・介護休業制度の普及・啓発や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するため、その普及に向けた制度の理解等の支援等を進めます。また、産業の活性化や職場の確保など、本町における就労環境の向上を図り、経済的な側面から、こどもを産み育てやすい環境づくりに努めます。

主な取組

事 業	概 要	担当課
育児・介護休業制度の普及・啓発	住民や企業への育児・介護休業制度について、町広報などにより啓発活動を行い、普及に努めます。	産業総合支援課
女性就労支援セミナー開催事業	再就職を目指す女性を対象としたマザーズセミナーや柔軟な働き方ができるテレワークの普及セミナー等を開催し、子育て中であっても働きやすい環境づくりを目指します。	協働のまちづくり推進課
中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく産業振興	町、事業者、中小企業関係団体等が連携し、「住みやすく」「働きやすく」「商売しやすい」環境整備を推進し、活力あるまちづくりを進めます。	産業総合支援課

3 ともに子育てを担う意識づくり

（1）ともに子育てを担う意識づくり

施策の方向

夫婦が協力して子育てを担う意識と男女共同参画意識の高揚を図るとともに、企業への啓発を行い、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに努めます。

主な取組

事 業	概 要	担当課
男女共同参画意識の高揚	広報・啓発活動や様々な場を通じ、これまでの社会慣行の見直しや性別による固定的な役割分担意識の解消、男女平等意識の高揚を図ります。	協働のまちづくり 推進課
生命の安全教育出前講座 【再掲】	町内小中学校において、男女共同参画及び生命の大切さを学ぶことを内容とした、発達の段階に応じた人権啓発に関するテーマの生命の安全教育出前講座を実施し、年少期からの男女共同参画及び人権意識の醸成を図ります。	協働のまちづくり 推進課
親子料理教室	親子（親と小・中学生以下）で参加する料理教室を開催し、料理教室を通じて親子の絆を深め、コミュニケーションの増加に繋げます。	中央公民館
パパママクラス 【再掲】	沐浴体験や妊婦体験などを通して、出産・育児に関する知識を得ることで、保護者が出産・育児を協力してしていく体制を整えます。	けんこう推進課

(2) 思春期保健対策の充実

施策の方向

生命の大切さについての意識を深めるとともに、思春期における心身の健全な成長を図り、性や感染症予防に関する正しい知識や、未成年の喫煙や飲酒、薬物の危険性に関する知識が得られる学習機会の提供に努めます。

主な取組

事業	概要	担当課
学校教育における思春期保健対策の推進	身体の発達と心の健康について正しく理解するため、学習指導要領に従い、保健体育の教科をはじめとしてあらゆる学習の機会を捉えて、年齢による身体の発達と心の健康を保つための正しい対応について学習を重ねていきます。	教育総務課
【新規】子どもの健康を守る環境づくり	喫煙と飲酒、薬物によるリスクが健康に与える影響について、正しい知識の普及を図るとともに、受動喫煙の防止対策など、子どもの健康を守る環境づくりを、全町的な取組として推進します。	けんこう推進課

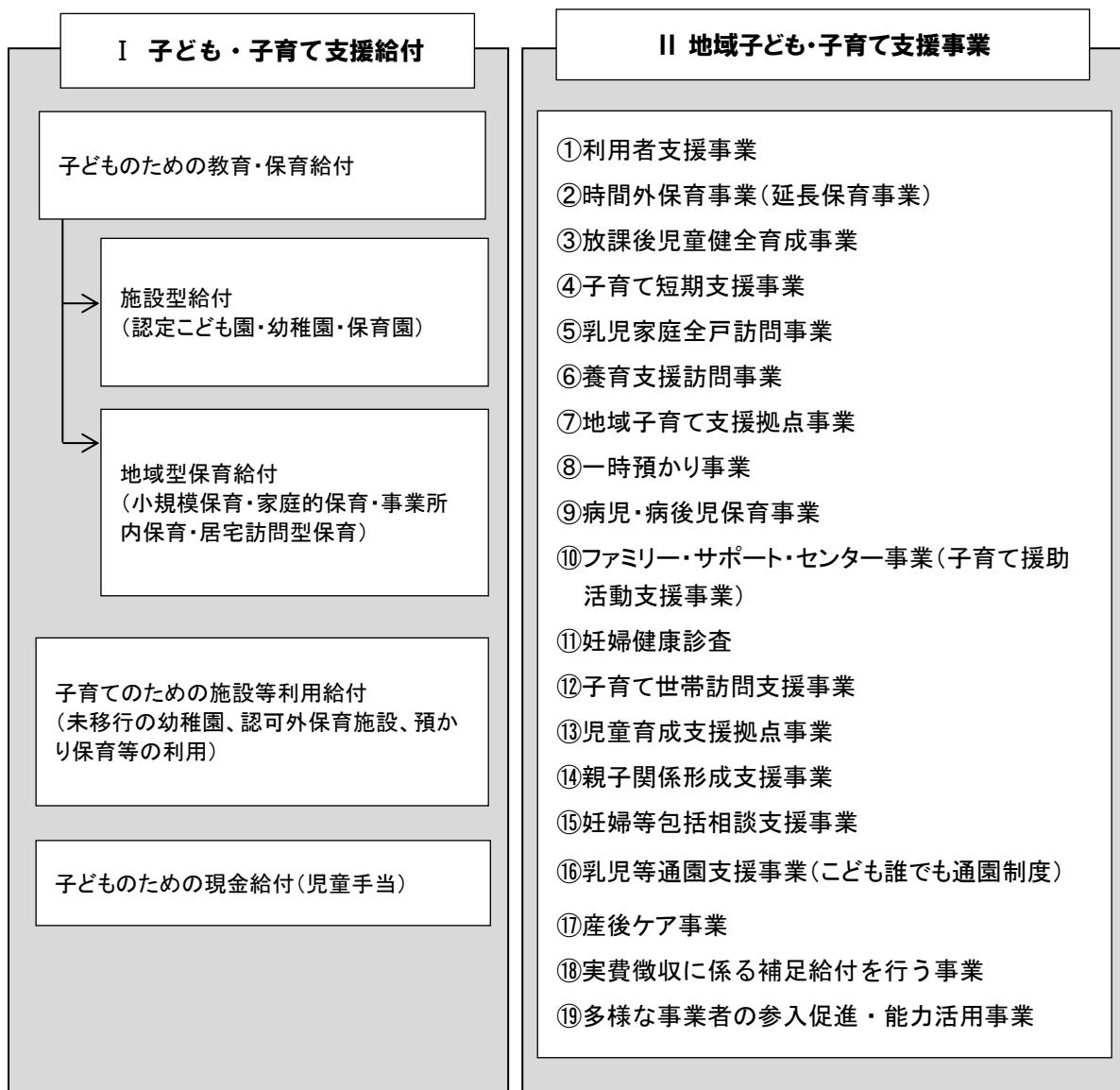
第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標

1 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

また、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で16事業、児童福祉法で3事業の計19事業が定められており、各事業について、量の見込みや確保方策を設定する必要があります。

子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 認定区分等

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。認定は6つの区分に分かれており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園(短時間保育)
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園(長時間保育)
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園(長時間保育) 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定こども・新3号認定こども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

(2) 認定基準

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

認定基準

■保育を必要とする事由

就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障がい・同居親族等の介護・看護等

■保育時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」及び主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」の2種類

■入所を優先する事情

ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など

(3) 確保の内容及び実施時期

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、アンケート調査結果、人口推計等から認定区分ごとの見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、令和7年4月1日現在、保育園が6か所、幼稚園が3か所、認定こども園が2か所、小規模保育施設が1か所となっていますが、町立幼稚園・保育園の認定こども園化等を考慮し、特に0歳児から2歳児の供給不足を解消するため、今後も供給体制の確保に努めます。

また、町内の住宅開発の動向も見据えて、民間運営の教育・保育施設を誘致するなど早急な対策を講じていきます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、奈良県に対して協力を要請することができることを踏まえ、奈良県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めています。

3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応できること、利用者の細かなニーズに対応できることから、全町を1区域として設定します。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保内容」及び「実施時期」

1号認定（認定こども園及び幼稚園）の量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	344人	329人	321人	297人	293人
②確保内容	807人	495人	321人	315人	315人
②-①	463人	166人	0人	18人	22人

2号認定（認定こども園及び保育園）の量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	632人	613人	607人	570人	571人
他市町村の子ども	4人	4人	4人	4人	4人
②確保内容	保育園、認定こども園	636人	632人	626人	626人
	他市町村の施設	0人	0人	0人	0人
②-①	4人	19人	19人	56人	55人

3号認定（認定こども園、保育園及び地域型保育）の量の見込みと確保内容

2歳児		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員総数)		179人	180人	179人	178人	176人
	他市町村の子ども	1人	1人	1人	1人	1人
②確保内容	保育園、認定こども園、地域型保育事業	169人	169人	169人	169人	169人
	他市町村の施設	5人	2人	0人	0人	0人
②-①		-10人	-11人	-10人	-9人	-7人

1歳児		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員総数)		135人	135人	134人	133人	132人
	他市町村の子ども	0人	0人	0人	0人	0人
②確保内容	保育園、認定こども園、地域型保育事業	123人	125人	127人	127人	127人
	他市町村の施設	0人	0人	0人	0人	0人
②-①		-12人	-10人	-7人	-6人	-5人

0歳児		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員総数)		65人	65人	65人	64人	64人
	他市町村の子ども	0人	0人	0人	0人	0人
②確保内容	保育園、認定こども園、地域型保育事業	59人	59人	63人	63人	63人
	他市町村の施設	0人	0人	0人	0人	0人
②-①		-6人	-6人	-2人	-1人	-1人

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

令和7年度から5年間における量の見込みについては、教育・保育と同様に、原則、国から示された「算出の手引き」に基づき推計しました。ただし、国の基本指針において「地域の実情にあわせて見込むことが可能」とされていることから、国の手引きによる量の見込みが実態と大きくかい離した場合には、アンケート調査結果や過去の実績値から量の見込みを算出しました。

量の見込みに対応した、提供体制の確保方策やその実施時期を以下のとおり定め、各年度の進捗管理を図ります。

（1）利用者支援事業

事業内容

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもまたは保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業です。事業形態は以下の4種類があります。

事業形態
・基本型（独立した事業として行われている形態）
・特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）
・子ども家庭センター型（保健師や子ども家庭支援員等の専門職により行われる形態）
・妊婦等包括相談支援事業型（助産師等の専門職により保健センター等において行われる形態）

現 状

令和6年4月に「子育て世代包括支援センター」から「子ども家庭センター」に再編し、新たにセンター長や統括支援員を配置しました。多様化する相談内容やニーズに対し、助産師、保健師、子ども家庭支援員及び保育コンシェルジュによる個別のニーズにあった情報を提供し、町内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に出産や子育てに関する相談に応じ、関係機関と連携しながら、子育て家庭への支援を行います。

量の見込みと確保内容

利用者支援に関する事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦等包括相談支援事業型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

確保方策

妊娠期から子育て期の妊娠、出産、子育て等に関する様々な悩み等に対応するため、引き続き保健師、助産師、子ども家庭支援員や保育コンシェルジュ等が妊産婦等への相談支援を実施し、切れ目ない支援体制を構築するとともに、医療機関や関係機関と連携した支援を図ります。

また、保健センターにおいて、妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付と相談支援を効果的に組み合わせた伴走型相談支援を行います。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容

時間外保育事業は、保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、保育園等における11時間の開所時間を超えて、保育時間を延長する事業です。

現 状

本町では、勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（11時間保育）を超えて保育が必要な世帯を対象に、すべての保育園と認定こども園で延長保育を実施しています。

量の見込みと確保内容

時間外保育事業（延長保育事業）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	347人	339人	335人	320人	318人
②確保内容	347人 8か所	339人 8か所	335人 8か所	320人 8か所	318人 8か所

確保方策

今後も、保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等によるニーズ変化を踏まえ、必要なサービス量を確保していきます。

（3）放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）

事業内容

放課後児童健全育成事業は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に実施しています。本町においては、放課後子ども育成教室として小学校に在籍するすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安全・安心な子どもの居場所を提供し、子どもの健全な育成を行っています。

現 状

すべての小学校区（5小学校区）で放課後子ども育成教室（6クラブ）を開設しています。令和6年から順次、民間委託に移行、令和8年4月1日から全てのクラブが民間委託に移行します。令和6年度は1か所移行しました。開所時間については、平日は放課後から午後7時まで、土曜日、長期休業期間は午前7時30分から午後7時までとなっています。

また、令和7年7月1日から民間学童保育施設が1か所開設されました。

量の見込みと確保内容

放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	784人	816人	841人	904人	915人
1年生	219人	227人	227人	277人	245人
2年生	186人	196人	199人	195人	232人
3年生	163人	169人	176人	177人	171人
4年生	124人	124人	129人	136人	137人
5年生	56人	62人	63人	66人	69人
6年生	36人	38人	47人	53人	61人
②確保内容	786人	826人	826人	826人	826人

確保方策

人口増のみられる校区では、定員に対して希望者が上回るなど受け皿の確保が課題となっていることから、増加する利用希望児童を可能な限り受け入れるため、民間学童の誘致や受け入れの弾力化等、受け皿の確保に向けた取組を進めます。同時に保育サービスの質向上等を目的として運営を民間委託とします。また、地域社会の中で多様な体験・活動を行うことができる環境整備を進めます。

放課後児童対策パッケージに関する計画記載項目の内容

①放課後子ども育成教室の事業目標量

地域ニーズ等に対応して、各クラブの充実を図ります（目標事業量など整備目標については、前ページ「量の見込みと確保内容」に掲載）

②放課後子ども育成教室の実施計画

現状のクラブ数を維持し、今後も本町の小学校に在籍する1年生から6年生のすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を提供し、子どもの健全な育成を行います。

③放課後子ども育成教室の一体的な、または連携による実施に関する方策

放課後子ども育成教室をはじめ、学力向上推進支援事業（広陵放課後塾）など、放課後対策に関する事業の実施においては、事業の連携等を図ります。

④小学校の余裕教室等の活用に関する方策

余裕教室は少ないですが、既存施設（学校施設等）の活用方法を検討し、放課後児童の安全・安心な居場所づくりを進めます。

⑤特別な配慮を必要とする児童への対応

障がい児などの受け入れについて、各教室クラブ長と協議の上、受け入れ体制の確保に努めるとともに、家庭との連携を密にし、各児童に応じたきめ細かな支援を図ります。

⑥円滑な事業推進を図るための方針

関係機関と定期的に情報の交換等を行う機会を設け、事業の現状や課題などの把握に努めます。

⑦地域の実情に応じた開所時間の延長等

施設整備の状況やニーズの把握に基づき開所時間等の延長を検討し、必要に応じて調整を行います。

（4）子育て短期支援事業

事業内容

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業で、次の2つがあります。

短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)
児童の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます(宿泊を伴います)。
夜間養育等事業(トワイライトステイ事業)
保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業です。

現 状

本町では、県内6施設と連携し、保護者の様々な理由により、養育を受けることが一時的に困難となった児童について支援しています。

量の見込みと確保内容

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7人日	7人日	7人日	7人日	7人日
②確保内容	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②確保内容	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

確保方策

今後も、児童養護施設等と連携し、ニーズにあわせた対応を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

現 状

出生届を提出した方を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行っています。令和5年度での乳児家庭全戸訪問事業における訪問率はほぼ100%となっています。

量の見込みと確保内容

乳児家庭全戸訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (訪問件数)	225件	223件	220件	217件	214件
②量の見込み (訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%
③確保内容	実施体制:7人 実施機関:けんこう推進課				

確保方策

今後も、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、訪問率100%を目指します。

(6) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行う事業です。

現 状

乳児家庭全戸訪問事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

量の見込みと確保内容

養育支援訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24件	23件	23件	22件	22件
②確保内容	24件	23件	23件	22件	22件

確保方策

今後も、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師及び保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

地域子育て支援拠点事業は、主に乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

現 状

本町では、「広陵北かぐやこども園なかよし広場」「さわやかホールなかよし広場」「畿央大学付属広陵こども園つどいのひろば」「マミつどいの広場」（香芝市との連携事業）の4か所で実施しており、子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行っています。

量の見込みと確保内容

地域子育て支援拠点事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	788 人回	785 人回	776 人回	766 人回	755 人回
②確保内容	800 人回 (4か所)				

※人回：人数×回数で月間の需要量を示す。例えば15人が10回利用した場合には150人回となる。

確保方策

今後も、地域子育て支援拠点事業の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(8) 一時預かり事業

事業内容

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、満1歳から就学前までの児童を、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどにお子さんを一時的に預かる事業です。

現 状

本町では、すべての幼稚園と認定こども園（1号認定）で、教育時間終了後に、預かり保育を実施しています。また、満1歳から就学前までの児童を対象に、広陵南保育園、馬見労働保育園、広陵北かぐやこども園、畿央大学付属広陵こども園の4か所で一時保育を実施しています。

量の見込みと確保内容

一時預かり事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号認定による利用	12,884人日	12,427人日	12,262人日	11,437人日	11,399人日
	2号認定による利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	その他	272人日	266人日	262人日	251人日	249人日
②確保内容		18,480人日 (7か所)	18,480人日 (7か所)	18,480人日 (7か所)	18,480人日 (7か所)	18,480人日 (7か所)

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

確保方策

事業・制度の周知など利用促進を図るとともに、保護者が安心して預けることのできる受け入れ環境及び実施体制の充実を図ります。

(9) 病児・病後児保育事業

事業内容

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病児保育」は病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関に併設されている病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育園等に併設している病後児保育室で預かる事業です。

現状

本町では、病後児保育を馬見労徳保育園の1か所で実施しており、平成31年4月から利用料を減額し利用促進を図っています。病児保育は大和高田市の土庫こども診療所病児保育園「ぞうさんのおうち」と香芝市の病児保育室「ぽっぽ」の2か所で連携して実施しています。

量の見込みと確保内容

病児・病後児保育事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	388人日	380人日	375人日	359人日	356人日
②確保内容	720人日 (3か所)	720人日 (3か所)	720人日 (3か所)	720人日 (3か所)	720人日 (3か所)

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

確保方策

住民への事業・制度の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業内容

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立ができる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育つよう、会員組織による地域の助け合い活動を進める制度です。

現 状

令和6年度から実施しています。令和7年4月1日現在、提供会員の登録は28人となっています。

量の見込みと確保内容

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	28人日	33人日	39人日	46人日	55人日
②確保内容	1,080人日	1,080人日	1,080人日	1,080人日	1,080人日

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

確保方策

安定的に援助してほしい会員へのニーズに対応するために、事業周知のための説明会の開催等、援助したい会員の募集を積極的に行っていきます。

(11) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦健康診査は、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。

現 状

本町では妊婦の健康管理を目的に、医療機関に委託して健康診査を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

量の見込みと確保内容

妊婦健康診査

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②確保内容	①量の見込み	226人 (健診回数) 2,478回	223人 (健診回数) 2,445回	220人 (健診回数) 2,411回	217人 (健診回数) 2,378回	215人 (健診回数) 2,356回
	実施場所	県内医療機関に委託して実施を基本とする				
	実施体制					
	検査項目	厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる				
	実施時期	通年				

確保方策

必要量を提供する体制はできており、今後は、関係機関との連携を図りながら、妊娠届出時の面接や広報などを通じた受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。

量の見込み

子育て世帯訪問支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人	0人	24人	24人	24人
②確保内容	0人	0人	24人	24人	24人

(13) 児童育成支援拠点事業

事業内容

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。

(14) 親子関係形成支援事業

事業内容

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容

妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付と本事業を効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。本事業は、(1) 利用者支援事業の「妊婦等包括相談支援事業型」に位置づけ、こども家庭センターにて実施します。

量の見込み

妊婦等包括相談支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	220人	220人	220人	220人	220人

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容

令和8年度からの新規事業になります。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、生後6か月から3歳歳未満の児童を対象としています。アンケート調査により、利用が想定される件数を見込んでいます。対象施設の確保を含めサービス提供体制の確保に努めます。

量の見込み

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人	9人	9人	9人	9人
②確保内容	0人	9人	9人	9人	9人

(17) 産後ケア事業

事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。実施方法は、宿泊により休養の機会を提供する「宿泊型」、施設において日中、来所した利用者に実施する「デイサービス型」、担当者が利用者の自宅に赴く「アウトリーチ型」があります。

量の見込み

宿泊型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	13人	13人	13人	13人	13人

量の見込み

デイサービス型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	85人	85人	85人	85人	85人

量の見込み

アウトリーチ型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、幼児教育の無償化に伴い給食費（副食費に限る。）の実費徴収が開始され、低所得世帯に対しては給食費を減免する制度となっています。国の減免制度が及ばない私立幼稚園に通園する低所得世帯に対しても実費徴収に係る補足給付により同様の支援を行います。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

確保方策

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

（1）教育・保育の一体的な提供の推進

幼児教育・保育の内容充実を図るとともに、保育園・幼稚園・認定こども園が、互いに抱える現状の課題などについて情報交換を行うなど、連携強化を図ります。また、5歳児から小学校1年生を生涯にわたる学びや生活の基盤を作るために重要な「架け橋期」として、園と小学校が連携し、幼児期と児童期の円滑な接続に向けた取組を実践していきます。

（2）認定こども園の推進

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

現在、町内には、広陵北かぐやこども園及び畿央大学付属広陵こども園の2園がありますが、今後も、保護者の教育・保育ニーズや各園の施設状況を踏まえ、幼保一体化総合計画に基づき、幼稚園の保育機能を段階的に充実させ、段階的に認定こども園への移行を推進します。

（3）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会すべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

（4）保育士等の質の向上と人材確保

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士・幼稚園教諭等の専門性や経験が重要になります。保育士・幼稚園教諭等の研修参加などを通じて、教育・保育の理解を深め、実践につなげます。

また、保育サービスの充実のためには、保育士・幼稚園教諭等の確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組に努めます。

6 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進に向けて

(1) 総合的な施策の推進

本計画に位置づけている施策は、子どもの権利・貧困対策・母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画・地域連携など広範囲の分野にわたっており、庁内の各課や関係機関の多くが実施主体となっています。そのため、町全体が子どもと子育てを支える環境となるためには、それぞれの実施主体が有機的に結びつき計画全体を推進していく必要があります。計画の推進にあたっては、子ども課が中心となり、各課や関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

(2) 県や国との連携

本計画に位置づけている諸施策の中には、町単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を町単独で実施できるわけではありません。また、社会状況が変化していく中で、町の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努めます。

(3) 住民への計画の周知

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取組、事業所の役割なども位置づけています。

住民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取組を知ることで、それぞれの立場に応じた協力体制の確立が必要となることから、計画・施策の周知に努めます。また、本計画の主体となる子どもに対しても計画の趣旨等を伝える機会の確保に努めます。

(4) 相談体制の充実

各種サービスの利用や町の進める取組について、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。そのため、子ども政策課が中心となり、保育園・認定こども園、関係部署等が情報の共有化を図るとともに、各事業実施主体が計画の趣旨等を十分に理解し、子どもや保護者等住民の要望・相談等に応じられる体制づくりを進めます。

また、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、専門機関へのつなぎなど問題解決への支援を図ります。

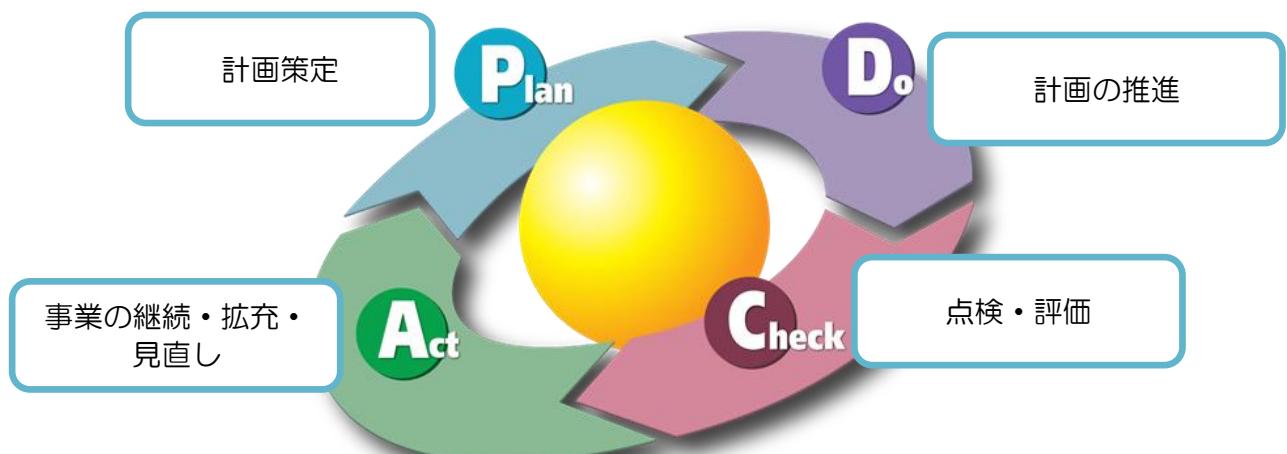
2 計画の進行管理

(1) 計画の評価体制の確立

計画の着実な推進のために、各関係課や関係団体が一体となった取組を進めるとともに、定期的に進行状況等を確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、P D C Aサイクル（P l a n [計画] —D o [実施・実行] —C h e c k [検証・評価] —A c t [改善]）のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

また、「広陵町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検・評価等について定期的に審議を行います。

P D C Aサイクルのイメージ



(2) 施策・事業の質の向上を図るための取組

各施策や事業の実施においては、ニーズに応じた必要な量の確保とともに、事業の質の向上を目指し、利用者へのアンケート調査等を実施し、改善につなげるなどの取組を進めます。

資料編

1 計画策定について

(1) 広陵町子ども・子育て会議条例

広陵町子ども・子育て会議条例

平成 25 年9月 26 日
条例第2号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づく合議制の機関として、広陵町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 法第61条第7項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (4) 町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定による家庭的保育事業等の認可に関し意見を述べること。
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第34条第1項に規定する指定又は同条第11項に規定する指定の取消しに関し意見を述べること。
- (7) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画に関し意見を述べること。
- (8) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画に関し意見を述べること。
- (9) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条第2項に規定する市町村計画に関し意見を述べること。
- (10) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画に関し意見を述べること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じて子ども・子育て支援に関する重要な事項に関し調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員16人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

(2) 子どもの保護者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 若者(おおむね30歳未満の者をいう。)

(5) 一般公募により募集し、町長が子ども・子育て支援に寄与すると認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月広陵町条例第30号)の一部を次のように改正する。

【※一部改正の内容については省略】

(2) 広陵町子ども・子育て会議委員名簿

(◎会長、○副会長)

No.	委員選出区分	氏名	備考
1	学識経験者	◎ 上田 恵子	畿央大学 教育学部 現代教育学科 准教授
2		植村 多喜惠	広陵町民生委員・児童委員(主任児童委員)
3		新谷 真貴子	NPO法人家族・子育てを応援する会代表
4	保護者	藤本 考美	広陵南保育園保護者会長
5		前川 めぐみ	真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園 PTA 会長
6		駒井 章人	広陵町PTA連絡協議会会長
7		竹田 由紀絵	放課後子ども育成教室保護者
8	子ども・子育て支援事業従事者	谷口 亜樹	広陵西保育園園長
9		北川 まゆみ	真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園長
10		三住 寿文	広陵東小学校長
11		松本 幸江	放課後子ども育成教室クラブ長
12	若者	○ 尾上 翼	一般社団法人 Heart resQ 代表理事
13		大西 仁弥	畿央大学生
14		小林 拓真	畿央大学生
15	公募	杉村 麻衣	
16		仲谷 久美子	

※備考の内容は委嘱時点

(敬称略)

(3) 策定経緯

日 程	内 容
令和5年11月28日	令和5年度 第2回広陵町子ども・子育て会議 (子ども・子育て支援事業計画(第3期)の概要及びニーズ調査についてなど)
令和5年12月	「広陵町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」の実施
令和6年3月13日	令和5年度 第3回広陵町子ども・子育て会議 (アンケート調査結果、グループワークなど)
令和6年8月5日	令和6年度 第1回広陵町子ども・子育て会議 (子ども・子育て支援事業計画(第2期)の進捗状況など)
令和6年10月22日	令和6年度 第2回広陵町子ども・子育て会議 (こども計画 アンケート調査票検討など)
令和6年11月19日	令和6年度 第3回広陵町子ども・子育て会議 (子ども・子育て支援事業計画(第3期)素案の検討についてなど)
令和7年1月	令和7年1月子ども・子育て支援事業計画(第3期)に対するパブリックコメントの実施
令和7年2月6日	令和6年度 第4回広陵町子ども・子育て会議 (子ども・子育て支援事業計画(第3期)パブリックコメント報告、計画の承認など)
令和7年3月24日	令和7年 第1回広陵町議会定例会 (子ども・子育て支援事業計画(第3期))の議決
令和7年6月4日	令和7年度 第1回広陵町子ども・子育て会議 (こども計画策定に向けたこどもの意見反映ワークショップの検討など)
令和7年6月25日	令和7年度 第2回広陵町子ども・子育て会議 (子どもの生活実態調査、子ども・若者の意識調査の報告など)
令和7年7月26日	こども計画策定に向けたこどもの意見反映ワークショップ(1回目)
令和7年8月2日	こども計画策定に向けたこどもの意見反映ワークショップ(2回目)
令和7年8月29日	令和7年度 第3回広陵町子ども・子育て会議 (こども計画策定に向けたこどもの意見反映ワークショップの実施報告など)
令和7年11月13日	令和7年度 第4回広陵町子ども・子育て会議 (こども計画素案の検討など)

2 用語解説

【か行】

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされています。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本町では、同法第77条第1項に基づき、「広陵町子ども・子育て会議」を設置しています。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。この3法に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとされています。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及びこどもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

【さ行】

小1の壁

共働きやひとり親世帯において、保育園の時期と異なり、小学校入学後に親の退社時間まで子どもを預ける施設がないことで子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が困難になること。

【た行】

地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、乳幼児の成長を支援するために、19人以下の少人数の保育により、0歳から2歳児までの乳幼児を預かる事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に定められた、①利用者支援事業、②時間外保育事業（延長保育事業）、③放課後児童健全育成事業、④子育て短期支援事業、⑤乳児家庭全戸訪問事業、⑥養育支援訪問事業、⑦地域子育て支援拠点事業、⑧一時預かり事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、⑪妊婦健康診査、⑫妊婦等包括相談支援事業、⑬乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、⑭産後ケア事業、⑮実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑯多様な事業者の参入促進・能力活用事業の16事業及び、児童福祉法第6条に定められた、⑰子育て世帯訪問支援事業、⑱児童育成支援拠点事業、⑲親子関係形成支援事業の3事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

【な行】

認定こども園

就学前の子どもを持つ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育園の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

ユニバーサルデザイン

はじめから、年齢や性別、能力などにかかわらず、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

【ら行】

労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のこと。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上、社会・経済の活性化に寄与するといわれています。

【A B C】

D V

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあったパートナーからの暴力のこと。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

PDCAサイクル

計画や事業等を実施する場合に、PDCA（Plan：計画 → Do：実行 → Check：検証 → Act：改善）のサイクルを行うこと。特に改善を次の計画に反映してシステムを循環させる継続的な改善活動。



子育て関連の情報をわかりやすく発信しています。
「子育て応援サイト」をぜひご覧ください！

広陵町「子育て応援サイト」



(c)ASUKOE Partners, Inc.

<https://www.town.koryo.nara.jp/kosodate/>

広陵町こども計画

(令和8年度～令和11年度)

【素案】

発 行：広陵町

編 集：広陵町教育委員会事務局こどもまんなか部こども政策課

発行年月：令和7年11月

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠 161 番地 2

電話：0745-55-6820 ファックス：0745-54-5324

E-mail：info@town.koryo.nara.jp

URL：<https://www.town.koryo.nara.jp/>